

「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」  
 についての公聴会及び意見募集の意見

## 第2部 政策編

## Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

## 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

通し番号	性別	年齢層	該当人数	ご意見内容
1	男	60代	106	イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 (1) 未就学児の段階からジェンダーバイアスに政府があまり深く入り込むことは個人を操作し個性を失わせることにつながりかねない。あまりにも共産主義的である。
2	男	40代	-	第11分野「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」に関して、私は「夫婦同姓を維持した上で旧姓の通称使用を拡大する」立場から意見を述べます。 夫婦同姓という制度が、家族の一体感や責任共有の象徴になることには変わりありません。しかし、現代社会では職業上や婚前の社会的アイデンティティという観点から、旧姓を使い続けたいというニーズが高まっているのも現実です。この点に配慮することが、男女共同参画の精神にも資するものと考えます。 教育・メディアや行政の場面で、旧姓の通称使用を認め、活用できる環境整備を進めることは、夫が持つ「姓」と妻が持つ「旧姓」双方の尊重につながります。例えば、学校での名簿、医療機関での受付、行政申請書類等で旧姓併記が可能とする運用、または「〇〇（旧姓）」という名前でも呼ばれることに慣れ親しんでよい」という意識を普及させることが意識改革の一助になります。 メディアにおいても、公的な場面では夫婦同姓を原則としつつ、旧姓での活動で広く認知された著名人等は、旧姓の通称を報道等において併記する運用を促すことで、多様な姓の在り方を理解する土壌を醸成できます。 このように、夫婦同姓の法的制度を維持しながら、旧姓の通称使用を認めることで、制度の安定と個人の尊厳を両立させる道が開けると確信します。教育・メディア等を通じて、この柔軟な姿勢を社会に広めることを願います。
3	女	20代	-	メディアにおいて、性暴力や女性蔑視的言動の描写・報道に対して、倫理的ガイドラインを設けるべきです。視聴者の認知形成に大きな影響を与えるメディアの責任は重く、暴力的・差別的な描写が無批判に流通することは、社会全体の意識の歪みを助長します。 特に、性暴力を娯乐的に描写するコンテンツや、女性を一方向的に性的対象として扱う表現は、加害的価値観の形成につながりかねません。こうした描写が繰り返されることで、視聴者の中に「これは許容される行為である」という誤った認識が生まれ、現実の加害行為に発展するリスクがあります。 政府は、メディアに対してジェンダー平等の視点を持った報道・表現のあり方を促すとともに、放送・配信事業者に対して倫理的ガイドラインの策定と遵守を求めるべきです。また、視聴者が問題のある描写に気づき、批判的に受け止める力を育むためのメディアリテラシー教育も重要です。

4	女	50代	107	<p>新聞、ニュースを毎日みていて、男性が犯人の場合は、顔や名前が掲載されないことが多く、女性が一人でもいると女らとか写真が掲載されたり、やたら女子高生とか強調されるのは、不適切で不平等です。 いわゆる男消し構文</p> <p>メディアの意思決定層に男性が多く、男性を庇ってるのが、素人目から見てもわかります。</p> <p>男性たちは自分たちが加害者になりうる属性だということを、自覚してるからこそ、物理的に腕力の弱い女性や子どもに加害するのではないのでしょうか？ あと、何でもエロにもっていくのもおかしいと思う。 少年漫画であっても、やたら女性の胸や下半身を強調するのも、不快感です。 子どもの頃から、あれが当たり前になると、現実の区別がつかない一部の人が、加害者になりうる影響は大きいと感じます。</p> <p>もっと平等にメディアで男性加害を公表して、自分たちが加害者側の属性になりうることを公に自覚してほしいです。 今のメディアは女性にとって不平等です。</p>
5	女	40代	-	<p>児童に対する性教育の推進に反対します。妊娠が可能でない年齢に性を教える事は必要ありません。</p>
6	答えたくない	50代	-	<p>教育、メディアによる一方向的なジェンダー教育に大変な疑問と危険性を感じる。また国際協調とは何か。日本は日本独自の文化風習を守っていけば良い。男女問わず活躍できる社会があるのだから。ごく少数の意見ばかりにとらわれず、大多数の意見を尊重すべき。</p>
7	男	30代	-	<p>男女共同参画社会の基本方針というわりには男性の生きづらさに対する箇所がほとんどないことに疑問をいただいています。 女性が主たる稼ぎ手となる夫婦、男性が主たる稼ぎ手となる夫婦、両方が家事も仕事もする夫婦すべてがあるべき姿です。 市場に働き手がないという理由で女性も男性も仕事をしなければならないというような社会の在り方を規定しようとしていることがまずもって問題だと考えています。 男女参画社会というものの自体の概念が間違っているのではないのでしょうか</p> <p>男女ともに社会が規定したバイアスに囚われず自由に生きられる社会を目指す上での方針策定をお願いしたいです。</p>
8	その他	40代	106	<p>第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていた。私自身も、県の女性参画課からの事業でジェンダー平等教育の授業を実践し、子どもたちとともに考えるきっかけとなり、さらに授業を公開することで、学校だけでなく、保護者や地域への周知にもつながった経験があります。今回の計画では、教員や子どもが日常生活や授業を通して学ぶという視点の明記がありません。 (1)で「未就学児」をとりあげたことは評価できますが、周知・普及だけにとどまらず、「学習プログラムの開発」などにもふみこんでほしい。 国際セクシャリティ教育ガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめていただきたいです。</p>
9	男	30代	-	<p>意見(1)でも書いたが、表現の自由に接触することなのでメディアなどの創作活動に干渉することには強く反対する。</p>

10	男	50代	107	方向性としては賛成ですが、懸念点も多いです。「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」とあります。しかし、小説や映画などでは、不倫・強姦・同性愛など、様々な性愛が描かれてきました。これは、日本国憲法で保障された「表現の自由」と深くかかわります。但し書きなして、「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」と書くと、小説映画等の検閲に使われかねません。したがって、「日本国憲法で保障された表現の自由や言論の自由に配慮しつつ」といった文言を、つねに添えるようにして下さい。
11	男	団体として提出	106	「イ 男女平等を推進する教育・学習の充実」について、幼少期からの教育が重要であることから「学習プログラムの開発や活用」を明示すべきです。
12	男	20代	106	イ 男女平等を推進する教育・学習の充実、ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進との記載があるが、東京大学をはじめとする国立大学で採用されている女子枠制度や女子限定公募などの男女差別を助長する取り組みを行わないことを明記すべきである。このような取り組みは女性を障害者と同様に能力が足りない存在であるとの偏見を拡大していく悪しき差別としかならない。
13	女	50代	107	教職に関する公募において「女性優先」「同等の能力の場合、女性を優先」等の文言を入れている要項が見られますが、これは逆に女性蔑視に繋がっていると思います。こうした文言がついて回るだけで「女だから、能力的には劣っていても採用される」という意見があらわれ、結果的には「女性＝劣っているけれど得をしている」という見方につながりかねません。また、この文言があるからと言って女性のみが採用されるわけではありませんし、良い効果は全くないと思います。 これまで、男性を優先する形で採用してきた場合、公募要項に「男性優先」「同等の能力の場合、男性を優先」と明記することはなかったと思います。明らかに差別ですし、それが「当然のこと」だと思われていたためです。女性に関してわざわざ優先を明記するのは「不自然なことを敢えてやっている」と示すためではないでしょうか。 仮に女性を積極的に採る方針であったとしても、差別的な文言を明記されたことで、公募に関わる人間には不利益しかありません。公募に際して性別にかかわる措置については明記しないでほしいと思いますし、明記を促すような指針は見直していただきたいと思います。
14	女	70代	-	義務教育の中にジェンダー平等教育を取り入れてもらいたい。
15	答えたくない	60代	105	冒頭で、「差別を緩和・除去していくような積極的是正措置等のしくみがまずあってこそその啓発である」旨を触れる。世界の男女平等政策から取り残されている日本に足りないのは、私人間の性差別も定義する包括的差別法、パリ原則に従った国内人権機関、個人通報制度、クォーター制等である。
16	女	40代	106	幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。また、それを継続して小中学校でも学習をできるような簡易的なプログラムがあるとよい。
17	男	40代	106	(2) 第5計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。

18	男	40代	106	(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学習するという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要を明記すべきです。
19	男	30代	106	106ページの記載では、子ども自身が学び手としてジェンダー平等に触れる視点が欠けているように見受けられます。第5次計画で明記されていた「教育プログラムの開発と活用」という観点を引き継ぎ、子どもが主体的にジェンダーについて学ぶ機会の保障を明文化すべきです。
20	男	40代	-	性別枠割分担自体が悪とする考え方自体が一つのイデオロギーに過ぎず、アンコンシャスバイアスの名のもとに思想の自由を侵している疑いがある。男女共同参画に反対する意見についても発信する機会が与えられるべきである。また、フィクションである限り性・暴力表現であろうと自由であるのが原則であることが確認されるべきで、安易な規制については認めない姿勢を打ち出すべき。
21	女	60代	106	(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。
22	答えたくない	40代	107	○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。  アダルトビデオなどの表現規制につながることはないようにして下さい
23	男	40代	-	男女と言うよりも国の未来に関する認識共有  対話と協働：分断からつながりへ 現在、性別をめぐる議論は、時に不毛な対立を生み出しています。しかし、この課題は、互いを責め合うのではなく、皆で力を合わせて解決すべき共通のものです。  建設的な議論の促進：信頼できるデータを基に、性別や世代を超えた対話の場を設けるための支援を行うことを提案します。互いの立場を理解し、尊重し合うことで、社会の分断を乗り越え、より良い未来を築くための共通の目標を見つけられるはずです。
24	女	40代	106	(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。

25	男	10代以下	<p>男女両方への意識改革を通じて男女平等を実現していく方法は、現実的かつ穏当で逆差別のリスクも低いので、とても良いと思った。</p> <p>ただし、前提認識における意識調査は、推移や年齢別の結果も記さなければ、近年の意識改革の成果の検証や、方向性と強度の再検討ができないため、危険だと感じた。</p> <p>- メディア分野との連携については、公的機関による積極的な情報発信は良い手段だと思い、また表現の自由への配慮や「実在する女性の」のような文言は、国民の他の基本的人権への配慮がなされていて好感を持てた。</p> <p>しかし、「違法な性・暴力表現の流通等を防止」については、現行法において家父長制的な過剰な性規範（規制）が罷り通っていることも鑑み、「中高生への教育目的の正しい性表現への規制緩和」や「フィクションと現実を区別する規制・規制緩和と教育」、「猥褻物頒布罪のような必要性や有効性が疑問視される規制の検証」なども積極的に行ってほしい。</p>
26	男	10代以下	<p>男女双方への意識改革を通じて男女平等を実現していくという方法は、現実的かつ穏当であり、逆差別のリスクも低い点で非常に有意義であると考えます。</p> <p>ただし、前提となる認識調査については、推移や年齢別の結果が示されなければ、近年における意識改革の成果や「アンコンシャスバイアス」の存在を適切に検証することができず、また施策の方向性や強度の再検討が困難となります。そのため、調査結果の提示方法には改善の余地があると考えます。</p> <p>- メディア分野との連携については、公的機関が積極的に情報発信を行うことは有効な手段であると評価します。また、「表現の自由」への尊重や「実在する女性の」という限定的な表現が用いられている点についても、他の基本的人権に対する配慮がなされており、好感を持ちました。</p> <p>一方で、「違法な性・暴力表現の流通等を防止」との記述については、現行法において家父長制的で過剰な性規範や規制が依然として残っていることを考慮する必要があります。そのため、単に取り締まりを強化することのみに留まらず、「中高生向けの民間教育目的における正しい性表現への規制緩和」や「フィクションと現実を区別した規制・規制緩和と教育」、「猥褻物頒布罪のように、現代において必要性や有効性が疑問視される規制の検証」なども、積極的に検討・実施すべきであると考えます。</p>
27	女	50代	<p>106</p> <p>(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。</p>

28	男	30代	1	<p>該当箇所 「4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会」 特に「女性活躍」の部分</p> <p>意見の背景 我々の世代は「男女は性分化に伴う生物学的なごく一部を除いて同質であり、特に現代社会において重要とされる知力や意思疎通能力に差はない。そのため男女は差異なく扱わねばならない」という教育を受けて来た。この考え方は、逆からたどれば「男女に差異を設けた取り扱い、男女の本質的な差異を示す」となる。従って、出産等の性分化に伴う内容を除き、女性のみに対する社会支援は「女性は男性以上に社会支援を要する存在である」という結論を導く。第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、「男女片方に偏って支援策を提示することで若年層に『男女片方に偏った支援策が設けられるということは、支援策の手厚い側の性別は本質的に能力が劣っている』というアンコンシャス・バイアスを植え付ける」ことの無いように配慮いただきたい。 本問題意識は特に第11分野においてもご注意いただきたい。</p> <p>意見の内容 男女共同参画の次に女性活躍が述べられる一方で男性に言及されない文章は、「女性は内閣府のテコ入れで活躍させなければならないほど、本質的な能力が低い」という印象を与えかねないので、男女で均衡した記述にしていきたい。なお、本意見は男女不均衡な記載の該当箇所の初出へのコメントであり、全体を通じてご配慮いただきたい。</p>
29	男	30代	1	<p>該当箇所 「4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会」 特に「女性活躍」の部分</p> <p>意見の背景 我々の世代は「男女は性分化に伴う生物学的なごく一部を除いて同質であり、特に現代社会において重要とされる知力や意思疎通能力に差はない。そのため男女は差異なく扱わねばならない」という教育を受けて来た。この考え方は、逆からたどれば「男女に差異を設けた取り扱いは、男女の本質的な差異を示す」となる。従って、出産等の性分化に伴う内容を除き、女性のみに対する社会支援は「女性は男性以上に社会支援を要する存在である」という結論を導く。第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては、「男女片方に偏って支援策を提示することで若年層に『男女片方に偏った支援策が設けられるということは、支援策の手厚い側の性別は本質的に能力が劣っている』というアンコンシャス・バイアスを植え付ける」ことの無いように配慮いただきたい。 本問題意識は特に第11分野においてもご注意いただきたい。</p> <p>意見の内容 男女共同参画の次に女性活躍が述べられる一方で男性に言及されない文章は、「女性は内閣府のテコ入れで活躍させなければならないほど、本質的な能力が低い」という印象を与えかねないので、男女で均衡した記述にしていきたい。なお、本意見は男女不均衡な記載の該当箇所の初出へのコメントであり、全体を通じてご配慮いただきたい。</p>

30	女	40代	105	<p>「こどもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取り組みが極めて重要である」という部分に賛成します。しかし、男女双方の意識だけでなく「行動」を変えていく取り組みが必要と考えます。</p> <p>具体的には、性別に関わらず、職業生活だけでなく家庭生活での家事や育児、介護等を具体的に担える能力（スキル）を身につける教育が重要と考えます。</p> <p>下から2行目の「人々の意識形成に大きな影響力を持つ学校教育」という一文につきましても賛成いたします。</p> <p>しかし、学校教育は、人々の意識形成だけでなく「行動」に大きな影響力を持ちます。</p> <p>単純に人々の意識だけを変えるのではなく、行動を変容させるために教育・メディアを充実させることについて、基本方針に加えていただきたく存じます。</p>
31	女	40代	106	<p>(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。</p>
32	男	40代	-	<p>教育を含むあらゆる場面（生物学的に不可避な問題を除く）において、性別を限定した優遇募集は差別であり、行われるべきではない。</p>
33	男	50代	106	<p>第5次計画では「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がない。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。</p>
34	男	50代	106	<p>(1) 施策の基本的方向について、第5次計画では、学校教育や社会教育で活用できる～と明記されていたものが、今回は子どもたちが学ぶ視点の明記がない。ジェンダー平等がただ女性の社会進出推進に矮小化された理解に留まらないようにするためにも幼少期からの正しい理解が必要である。</p>
35	女	40代	106	<p>イ(2) 初等中等教育についてですが、進路選択の支援に固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消する教育的支援の重要性が記載されています。その点、賛成いたします。</p> <p>加えて、現在・将来の私的な生活（例えば家庭生活や地域生活）における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消する教育的支援も重要であると考えます。</p> <p>子どもたちの社会生活についての意識だけでなく、家庭や地域生活における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消するための行動や技能についての教育も充実していただきたいと考えます。</p>

36	男	40代	106	<p>1. 現状批判</p> <p>教育に男女共同参画の視点を導入し、固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスを解消する方針は理解できます。しかし、実態として女性に対する偏見はここ数十年で大きく希釈され、進学や就業機会では男女差が縮小、逆転する分野さえあります。一方で、男性には「稼得すべき」「転勤に耐えるべき」「危険で汚い仕事を担うべき」といった固定観念が依然として強く残り、さらに「育児も当然担うべき」との要請も加わっています。公共空間では女性専用車両の存在により、男性が潜在的加害者とみなされる構造もあります。男女平等を標榜する以上、こうした男性に対する不利益や攻撃的言動（「男なら奢るべき」「あいつキモい」など）も是正の対象とされるべきです。</p> <p>現行施策は女性側への配慮に偏重し、男性が被る差別やバイアスにはほとんど触れていません。場合によっては「電気を流して生理体験をさせる」といった一方向的な教育例もありますが、思想統制を避けるなら、男性が担ってきた下水道整備や災害復旧といった過酷な役割も等しく教育すべきでしょう。</p> <p>2. 政策的提言</p> <p>今後の教育は単一の価値観を植え付けるのではなく、多様な価値観を提示し、子どもが自ら選べる環境を整えるべきです。具体的には、1男女双方のバイアスを等しく是正対象とすること、2「正しい考えは一つ」とする思想統制的教育を避け、価値観の共存を尊重すること、3女性特有の体験だけでなく男性が現実に担ってきた負担も教育に反映することが重要です。</p> <p>結論として、男女共同参画教育は「一様な平等観の押し付け」ではなく、「多様な人生観や価値観が併存できる社会」を支えるものへと転換されるべきです。それこそが真の意味での多様性教育であり、公平な男女共同参画の出発点だと考えます。</p>
37	男	30代	5	<p>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）という用語に学術的定義が存在するのであれば、出典を明示したうえで説明してもらいたい。「無意識」も「思い込み」も人によって想像する範囲が異なると考えている（第1部 2(2) p.5）。</p>

38	男	40代	2	<p>1. 現状批判</p> <p>男女共同参画の推進は我が国の重要課題であることに異論はありません。しかし、これまでの施策の中でも特に「数値目標を前提としたアファーマティブアクション（例：指導的地位に占める女性割合30%）」は、必ずしも望ましい結果をもたらしていません。数字ありきでの人材登用は、本人の意思や実力を度外視する側面があり、女性自身の実力を正當に評価する機会を損ねると同時に、男性からは「逆差別」と受け止められやすい構造を生んでいます。その結果、社会全体に「公平性が損なわれている」という不信感を広め、男女双方にとって生きづらい状況を招いています。</p> <p>また、しばしば指摘される「アンコンシャス・バイアス」についても、ここ数十年の教育や就労環境の改善によって、女性に対する差別的意識は大幅に解消されています。むしろ現在では、「男性は稼得すべき」「転勤に耐えるべき」「危険で汚い仕事を担うべき」といった固定観念が強く残っています。さらに、男性は「育児にも主体的に参加すべき」との社会的圧力を受けつつ、公共空間では女性専用車両のような制度によって潜在的加害者とみなされるなど、男性に偏った不利益が制度的に温存されています。これらの現実は、理念として語られる「男女共同参画」と大きく乖離しています。</p> <p>2. 政策的提言</p> <p>今後の政策は、数値目標の達成を自己目的化するのではなく、個人の能力と意思に基づいて自然に参画できる環境づくりに重点を置くべきです。そのためには、男女双方に残る不合理な役割意識を等しく見直し、真に中立で公平な制度設計を進めることが不可欠です。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「数値目標」に代えて、個々人が能力と努力に応じて評価される仕組みを優先すること</li> <li>・ 男女双方に残る固定観念（男性に過度の稼得義務を課す文化や、女性を潜在的被害者とみなす制度）を同時に是正すること</li> <li>・ 教育・雇用・家庭・地域のあらゆる場面で「性別に依存しない選択肢」を拡充すること</li> </ul> <p>これらを徹底することで初めて、男女双方が「性別による不利益を受けていない」と感じられる社会を形成できると考えます。出生率や幸福度の低迷は、制度の名の下に続いてきた「慈悲的差別」の帰結でもあり、持続可能な社会のためには今こそ政策の根本的な見直しが必要です。</p>
----	---	-----	---	---

39	男	50代	<p>ジェンダー平等を阻害する偏向的情報提供の是正を求める提言</p> <p>【ジェンダー平等の視点からの問題点】  一部の地方自治体や男女共同参画センター、さらにはそれらから委託を受けた民間団体や弁護士等が主催する「女性のための離婚準備講座」等において、ジェンダー平等の理念を著しく逸脱した、偏向的な情報提供がなされている実態がある。  具体的には、「離婚を決意したら、まず子どもを連れて家を出ることが最優先」といった「子の連れ去り」を公然と推奨する内容や、DV等の有無に関わらず、相手方（主に夫）を敵とみなし、如何にして親権と金銭を獲得するかという闘争的な手法のみを指南するような講座が散見される。こうした講座では、「子の福祉」の観点から極めて重要な「共同養育」の理念や、離婚後の父子関係の維持についての情報が意図的に排除されている。  公的な予算を用いて、一方の性（主に男性）を排除・敵視し、男女間の対立を煽り、親子の断絶という悲劇を助長するような情報提供を行うことは、男女共同参画の理念そのものを根底から覆す行為であり、断じて許されるものではない。</p> <p>【提言内容】  1 全国の地方自治体及び男女共同参画センター等が実施する離婚関連の講座や相談事業について、国がその内容の公平性・中立性に関する実態調査を行うこと。  2 調査の結果、「子の連れ去り」を助長する、共同養育の理念を無視するなど、偏向した内容が確認された事業に対しては、是正勧告や補助金の停止といった厳しい措置を講じること。  3 講座の講師や相談員の選定にあたっては、共同養育の重要性を理解し、ジェンダー・ニュートラルな立場で情報提供ができる専門家であることを必須条件とするガイドラインを国が策定し、全国の自治体にその遵守を徹底させること。</p>
40	男	50代	<p>ジェンダー平等を阻害する偏向的情報提供の是正を求める提言</p> <p>【ジェンダー平等の視点からの問題点】  一部の地方自治体や男女共同参画センター、さらにはそれらから委託を受けた民間団体や弁護士等が主催する「女性のための離婚準備講座」等において、ジェンダー平等の理念を著しく逸脱した、偏向的な情報提供がなされている実態がある。  具体的には、「離婚を決意したら、まず子どもを連れて家を出ることが最優先」といった「子の連れ去り」を公然と推奨する内容や、DV等の有無に関わらず、相手方（主に夫）を敵とみなし、如何にして親権と金銭を獲得するかという闘争的な手法のみを指南するような講座が散見される。こうした講座では、「子の福祉」の観点から極めて重要な「共同養育」の理念や、離婚後の父子関係の維持についての情報が意図的に排除されている。  公的な予算を用いて、一方の性（主に男性）を排除・敵視し、男女間の対立を煽り、親子の断絶という悲劇を助長するような情報提供を行うことは、男女共同参画の理念そのものを根底から覆す行為であり、断じて許されるものではない。</p> <p>【提言内容】  1 全国の地方自治体及び男女共同参画センター等が実施する離婚関連の講座や相談事業について、国がその内容の公平性・中立性に関する実態調査を行うこと。  2 調査の結果、「子の連れ去り」を助長する、共同養育の理念を無視するなど、偏向した内容が確認された事業に対しては、是正勧告や補助金の停止といった厳しい措置を講じること。  3 講座の講師や相談員の選定にあたっては、共同養育の重要性を理解し、ジェンダー・ニュートラルな立場で情報提供ができる専門家であることを必須条件とするガイドラインを国が策定し、全国の自治体にその遵守を徹底させること。</p>

41	男	30代	-	(2) 第5次計画では、学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促すと明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。
42	男	20代	107	施策の基本的方向の枠内の4項目についてです。各業界における自主的な取組を促進するとありますが、行政からの要望は事実上の圧力となり、自主規制や表現削除につながるのではないのでしょうか。表現の自由が尊重されるとは思えません。
43	男	30代	106	子どもを含めた男女平等について学ぶことが大事ではないかを考えます
44	女	60代	-	学校で包括的性教育に取り組みを促進するようにしてほしい。学校できちんとおしえることにより、人権意識が醸成され、DVやストーカー行為、痴漢や盗撮など女性への暴力も撲滅できる。
45	女	70代	105	<p>1 メディアはかなり幅広い概念です。マス・メディアとSNSなどパーソナルなメディアとは問題の所在や対策が異なる流と思います。ここでメディアというのが何を指すのか明確にした方がよいと思います。</p> <p>2 教育・メディアとしてまとめ、啓発のツールとしてメディアを位置付けていますが、この素案では、アンコンシャスバイアスが浸透する原因としても位置付けているので、啓発に有効なメディアと問題を孕むメディアを類別して取り上げる必要があり、本来、教育とは独立して取り上げるのがふさわしいと考えます。</p> <p>3 マスメディア組織内のセクシュアルハラスメント問題は深刻です。コンテンツ制作者自体にも内面化され、組織にも内在しているジェンダーについての偏見は、北京行動綱領にあるように、メディア組織での研修が不可欠です。</p> <p>(4) コンテンツをジェンダー視点で批判的に読み解くメディアリテラシーについては、学校教育では取り組みが難しいようですが、男女共同参画機構が各地の男女共同参画センターや研究者と共同してプログラムを開発できるよう、予算化したらよいと思います。</p>

46	女	20代	-	<p>「何が差別か」は人によりかなり意見が異なる部分があります。国家権力により何が正しいか判断させて教育や研修をするものではありません。やるなら広く国民の意見に議論を認めるべきです。「差別主義者」も時に差別になります。国家権力が特定の意見を持つ人達を悪い人であるとみなすことを許す重みを考えて欲しいです。</p> <p>差別・偏見に関心のある思想を持つ人達が特定の差別しか関心がなくその他の差別については放置されやすいと感じており、自分が体験した差別や偏見に関する問題を相談してもまともに対応してもらえないか不安で気軽に相談できません。民族差別でも外国人差別に敏感な人が日本人に対して不確かな根拠を元に悪く言うことがあります。ヘイトスピーチ法でも明らかに日本人に対する差別があります。ジェンダー問題についても男性に対する偏見は放置され「どうせ男だから分からないんでしょ」というような言葉がジェンダー問題に関心がある人達の間で飛び交っています。差別や偏見を無くそうと言いつつ明らかに偏りが見られるので、やるからには公平に対処して欲しいです。</p> <p>「無意識の偏見」により成り立っている部分も世の中にはあるので全て解消しようとするのはそれはそれで極端ではないでしょうか。例えば、反社会的勢力の事務所へ警察官が調査に入る場面をニュースで見ますが、そこに女性はほとんど見ません。警察官側も反社会的勢力と区別がつかないようなすごい剣幕で立ち入ります。相手が女性を舐めていてそういう対応をせざるを得ないところがあるのでしょうか。自衛隊も女性の割合が増えているとはいえ男性が多数派です。私自身、決して珍しくない女性特有の病気で生理が重く日常生活やキャリア形成にも支障が出ており、こうした体力仕事は無意識の思い込みではなく実際にやはりほとんどの女性には難しいのではと思わされます。また、男性も育児休暇を取得できるようになることは良いと思いつつ、自衛隊のように体力仕事中心で結果的に男性が多く、仕事柄家を空けていることが多く育児に携わり辛い職業の成り手が減ったりその配偶者に対しても待遇が悪くなったり、女性側から結婚相手としてこれまで以上に敬遠されたりする可能性があること、その結果国民の安全で平和な暮らしを守ることが難しくなるというデメリットについても考え、対策を講ずる必要があります。</p>
47	女	60代	107	<p>新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。の「表現の自由を十分尊重」とあるところはその前に「人権を侵害しない範囲」と追記してください。また、女性の人権とあるところには「女性をはじめあらゆる立場の人の」としてほしい。</p>
48	女	20代	-	<p>アンコンシャスバイアスを払拭するにあたりメディアの力を借りるとありますが、選択的夫婦別姓の部分でも述べたように一面的な特定の意見を持つ「当事者」の意見ばかり取り上げられた偏った報道をするメディアが多いので、国政や世論を左右し日本の風評被害にも繋がりがかねない、むしろ日本への偏見を助長するような内容を拡散されかねませんし、慎重になるべきだと思います。</p> <p>小さなことまで「差別」と批判されて時に職や社会的な地位を追われてしまうので、自分が困っている時に却って声を上げにくくなっている人もいると思います。例えば、妊娠・出産で困ることについて理解を求めよう呼びかけたくても、子供がいない人に配慮するという圧力が強くなりつつあり話しづらいと妊娠・出産経験がある者として困っています。</p>

49	男	30代	107	<p>私は、大学の理学部で生物学を研究する30代前半の任期付き研究員（いわゆるポスドク）である。ここ3年程度で、任期付き教員（助教等）、任期なし教員（教授等）ともに、理工系分野における女性活躍を推進する積極的な格差是正政策により、女性限定公募（女性枠）が大幅増し、応募できる職のポストが減っている状況にある。そもそも研究者のキャリア競争は熾烈なため、SNS上では若手男性の猛烈な反発が吹き荒れ、女性・男性問わず、教員側からも強引な手法やその範囲を巡って異論も出ている。SNS上では、女性の抱える構造的不利益に無自覚な男性の暴力的かつ挑発な投稿が圧倒的な数を占め（能力の劣ったものを採用する意味はない等）、状況を見かねた当事者の女性研究者が自ら女性枠の擁護に追われる事態になっている。任期なし男性研究者が女性枠を擁護すれば、まずはお前が辞職してから物を言え、と世代間対立に根差した激しい集団リンチに合う。当事者が声をあげたり、冷静に議論することが困難になっている。これは、研究者のSNS上でのマナー不足が一因だが、政策決定のプロセスの不透明性、根拠の説明の圧倒的不足により、もたらされている面も多分にある。大学・研究機関の存在意義や、我が国の理念にも関わる重要な議論にも関わらず、疲弊している各大学の事務機能任せで、メディアを利用して政策の理解の普及や議論の深化を図る働きかけが圧倒的に不足している（なんのための多様性推進なのかに対する説明をほとんど見かけない、格差是正措置の違憲性を主張する声も上がっている、またジェンダー以外の地方・都市等の格差是正の声も上がるが、対応の見込みが示されていない）。私としては、政策の必要性をある程度理解しているつもりだが、議論が大幅に深まる必要性を感じている。さまざまな意見に対する政府・官僚・大学組織の真摯な対応を切望している。</p>
50	男	40代	106	<p>第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がない。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。</p>
51	答えたくない	50代	106	<p>（2）イ(1) 周知・普及に努めるとありますが、幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性があります。初等、中等教育と同様、研修の充実など、内容についてもふれ、積極的にすすめていく旨、明記すべきだと考えます。</p>
52	答えたくない	40代	106	<p>全学年段階で性別による固定観念を見直し、多様なロールモデルの提示、多様性と包括的性教育についての教育を充実させる必要性を明記すべきである。</p>

53	女	60代	-	<p>第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、教育、雇用、公的活動を含む家族及び社会における男性と女性の役割と責任に関する家父長制的な態度と根強いジェンダー・ステレオタイプが執拗に存在していることに懸念を示し、その撤廃のために、「積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採用し、十分な資源を配分し、実施のモニターと評価を確保すること」を勧告した（パラグラフ26a）。勧告の内容を実施するうえで、教育の果たす役割は大きく、ジェンダー平等教育推進の方策が第6次計画には盛り込まれるべきである。</p> <p>第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見を踏まえ、以下の事項を盛り込むべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む、子どもの発達に応じた包括的セクシュアリティ教育を教育課程に位置づけること</li> <li>2 根強い固定的性別役割分担を是正し、人権尊重を基本としたジェンダー平等教育を推進すること。</li> <li>3 教科書に日本軍「慰安婦」などの戦争の実相を記述すること。</li> <li>4 メディアの作り手、特に意思決定過程への女性の参画拡大をすすめ、性別役割分担を固定化するような表現傾向や性加害をおこしやすい土壌を是正し、メディア内のジェンダー平等をすすめるための取り組みを強化すること。</li> </ol>
54	女	40代	107	<p>このような機会をありがとうございます。大学で男女共同参画社会という科目を担当する非常勤講師をしています。今年も70名程度が履修していますが、学生はこのようなことを全く知らなかった、女性のための施策でするいと思っていたが違うことが分かった、多くの人を知るべきであるという感想を多く述べます。来年には大幅な内容の検討によりこの講義はなくなる見込みであり、残念です。大学時代に正しく男女共同参画社会の知識を得て考える機会を持つことは非常に重要と考えます。彼らはこれからの働き方を作っていく当事者であり、近く子どもを産む可能性が高い人たちですが、この教育があることによって安心して生み育てることができると意識を育てることが出来ることになるのではないのでしょうか。特に男性はこの計画等の学習の機会が少ないことが問題と考えます。大学においては調査研究だけでなく、教育も強化していただきたいです。</p>
55	女	50代	106	<p>元小学校教員です。</p> <p>学校現場での幼少期からの「ジェンダー平等教育」を強く求めます。男女共同参画をすすめるにあたっては、「教育」におけるとりくみが極めて重要ですが、十分でないと感じているからです。とりわけ、人権を基盤にした「包括的性教育」はジェンダー平等をはじめ、人として学ぶべきものがさまざまな観点から入っており、効果的であると考えます。国際的なプログラムであるので、ぜひ文言として「包括的性教育」ということばを入れていただきたいです。</p>
56	男	50代	101	<p>別姓の人が同じ家に住んでいるのはシェアハウスであって、シェアハウスの住人を家族とは言いません。夫婦別姓は家族を単なる同居人にし、夫婦も親子もバラバラにしてしまいます。従って旧姓使用が定着しているにもかかわらず別姓にこだわるのは家族を破壊する思想的なものを感じ、賛同できません。</p>
57	男	50代	106	<p>（2）第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と記載されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の記載がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を記載すべきです。</p>
58	女	70代	101	<p>苗字は、家族を表すシンボルです。伝統は、堅持すべきだと思います。</p>

59	女	70代	106	第11分野の1の(2)具体的な取組の「イ 男女平等を推進する教育・学習の充実」の部分に、是非、ユネスコ等国連諸機関が作成している「国際的セクシュアリティ教育ガイダンス」(2018年改訂)に象徴されるような包括的性教育の充実を挙げて下さい。周知のように、包括的性教育は1. 人間関係、2. 価値観・人権・文化・セクシュアリティ、3. ジェンダーの理解、4. 暴力と安全の確保、5. 健康と幸福のためのスキル、6. 人間のからだと発達、7. セクシュアリティと性行動、8. 性と生殖に関する健康、の8領域からなるもので、男女平等・ジェンダー平等意識形成のための重要な学習内容になっている。アジアを含む海外諸国の多くは、幼少期の教育から、初等中等教育段階の教育、教員養成まで、それぞれの国のスタイルで、この内容が教育課程に入っている。日本の子どもたちにも国際水準の教育を受ける機会を与えてください。
60	女	50代	106	第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は「子どもたちが学ぶ」という視点が明記されていない。幼少期から一人ひとりの尊厳が守られる人権教育としてのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。
61	男	50代	106	第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がない。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきだと思います。
62	女	70代	101	戸籍がややこしくなるから、夫婦別姓には反対です。
63	女	60代	101	選択的夫婦別姓は親子別姓となるため反対です
64	男	60代	101	選択的夫婦別姓は親子別姓となるため反対です
65	男	60代	101	苗字は家族を表すシンボルです。伝統は堅持すべきです。別姓には反対します。
66	女	80代以上	101	選択的とはいえ夫婦別姓制度は、すべての家族のあり方に関係する内容となる為慎重が必要だと思います。
67	男	20代	-	男女共同参画の推進には賛成します。しかし、その名の下でアニメ・マンガ・ゲーム等の創作物に対する規制や過度な介入が行われることには断固反対します。表現の自由は民主主義の根幹であり、日本の文化的発展を支えてきた基盤です。これを損なえば創作活動は萎縮し、国際的にも大きな信頼と評価を失う危険があります。計画においては「表現の自由を侵さない」「創作文化の多様性を尊重する」という原則を明確に示し、規制ではなく教育や啓発を通じて意識改革を進めるべきです。
68	女	70代	-	学指導要領のはじめ規定を廃止していただきたい このままでは、子どもたちの幸せに生きる権利を奪っています。

69	男	40代	105	<p>創作の世界においても、男女共同参画の理念を反映させることは重要です。特に、性的表現を含む創作物（小説、ドラマ、映画、ゲーム、同人誌、グラビア、グッズなど）においては、登場するキャラクターのジェンダーに偏りが見られるという現状認識があります。</p> <p>この不均衡を是正するため、既存の表現を制限するのではなく、市場全体を拡大させることで多様な表現が生まれる土壌を育むべきだと考えます。具体的には、男女双方のキャラクターを同数登場させる作品の創作を奨励するための公的な支援制度を創設し、文化振興の一環として助成を行います。さらに、マスメディアに対しては、そうした多様な作品が公平に紹介される機会を設けるよう協力を働きかけ、社会的な認知度を高めていくことが有効です。</p> <p>これにより、表現の選択肢が豊かになると同時に、ジェンダーバランスの取れた創作文化の発展に繋がることを期待します。</p>
70	男	50代	106	<p>(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。</p>
71	女	30代	105	<p>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等、横文字が多用されていて理解しにくいし、字数が多くなるだけ。日本語で統一する工夫を。</p>
72	男	40代	106	<p>(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきだと考えます。</p>
73	男	70代	101	<p>夫婦別姓に反対します。 子供への心理的影響、成長時などを考えると、夫婦同姓を維持すべきです。</p>
74	女	60代	101	<p>「人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、」 知識がないことによって、多くの不幸が起こっている。 人権尊重の理念に対する理解のためには、体系的な教育が必要。 人権尊重の教育を義務教育で子どもたち全員に平等に行なえるよう、学習指導要領のはじめ規定の撤廃と、包括的性教育の実践を求める。 義務教育で包括的性教育が行われれば、ジェンダー平等、人権尊重、いじめの減少、性被害加害の現象、離婚割合の減少、精神疾患の減少が期待できると予測される。 少子化対策としてのプレコンセプションケアが、人権尊重を基本としているかを精査するとともに、長い目で教育そのものを人権尊重の基盤に立ったものに変えていくことで、時間はかかるかもしれないが全世代におけるウェルビーイングが満たされると考える。</p>
75	女	70代	101	<p>選択的夫婦別姓は親子別姓となるため反対です。</p>

76	その他	40代	<p>107</p> <p>作家として、また、教育学部卒で教員免許を持つものとして、そして性別違和当事者として意見します。</p> <p>素案には、新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告などの多様なメディア関係者と“連携し”、性暴力表現など「実在する女性の人権を侵害するような情報」への対策をはじめ、自主的な取組を促進することが謳われているが、基準が曖昧であることが大変危惧される。</p> <p>こう言う「有識者の判断に」となるのが通例であるが、その有識者の中に作家やクリエイターという当事者が含まれる事はまずなく、一部の恣意的判断で決定がくだされる事が多い現状では原文のままでは危険であり、まず第一に基準の明確化と判断には作家や出版社等当事者を入れての検討を必須とすべきだ。</p> <p>また第二に、マイノリティの作家として。そもそも表現は社会を映す鏡であり、固定観念に疑問を投げかけたり、マイノリティや過去・現在の不都合な真実を描くのに不可欠であり、時として性的なシーン等の描写が必要になることもあり得ることから、正しいレーティング等で青少年や女性に見せない努力をする必要はあると思うが、一方で条例や法律で一律に規制を設けるべきではないと思う。</p> <p>表現の自由は、実在・フィクション問わずいかなる理由があろうとも保持されるべきだ。</p> <p>第三に、教育者として。「見せなきゃ歪まずに人は正される」という楽観が過ぎる。必要なのは、行きすぎない社会参加と正しい性教育と心理教育・ケアだ。</p> <p>昨今の若者の無気力や問題、特に青少年被害や、女性の性・暴力被害でいうと、いわゆる東横界限、グリ下界限、タチンボ問題などが得に目につくが、教育心理学を学んだ立場としては、これはある意味男女共働きによる弊害だと考えている。男性も女性も共に働きにでている状態で、子どもは一体どこで愛着を形成すればよいのだろうか？</p> <p>引きこもりや不登校の増加も、愛着形成の問題に起因すると思う。父母に正しい愛情を向けられなかった子どもが成人したとき、果たして自分も子どもを持ちたいと思うだろうか？私は思わない。</p> <p>また、義務教育を一定のレベルで履修していれば…暴力・性表現などは十分にフィクションとして切り分けられるはずだ。よって、必要なのは規制ではなく、カウンセリングを含めた正しいケアを、国民健康保険で受けられるようにすることだと考える</p>
----	-----	-----	--

77	団体として提出	団体として提出	-	<p>基本認識 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、教育、雇用、公的活動を含む家族及び社会における男性と女性の役割と責任に関する家父長制的な態度と根強いジェンダー・ステレオタイプが執拗に存在していることに懸念を示し、その撤廃のために、「積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採用し、十分な資源を配分し、実施のモニターと評価を確保すること」を勧告した（パラグラフ26a）。勧告の内容を実施するうえで、教育の果たす役割は大きく、ジェンダー平等教育推進の方策が第6次計画には盛り込まれるべきである。</p> <p>「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見を踏まえ、以下の事項を盛り込むべきである。 1 セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む、子どもの発達に応じた包括的セクシュアリティ教育を教育課程に位置づけること 2 根強い固定的性別役割分担を是正し、人権尊重を基本としたジェンダー平等教育を推進すること。 3 教科書に日本軍「慰安婦」などの戦争の実相を記述すること。 4 メディアの作り手、特に意思決定過程への女性の参画拡大をすすめる、性別役割分担を固定化するような表現傾向や性加害をおこしやすい土壌を是正し、メディア内のジェンダー平等をすすめるための取り組みを強化すること。</p>
78	女	70代	101	昔から家族での名字は一つ。 これからの子供たちの事を考えると別姓は反対です
79	女	30代	-	表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する、とあるが、何か事件が発生した時に被害者の報道が拡散される状況をなんとかして欲しい。マスコミへの啓発を強化すべき。また、宣伝手法として〇〇女子〇〇男子などの文句は物珍しさとして注目させる行為であり、安易に使うべきものではないと感じる。
80	男	20代	107	<p>「性暴力表現など、実在する女性の人権を侵害するような情報への対策など、男女共同参画に関する各業界の自主的な取り組みを促進する」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性暴力」の表現なのか、「性や暴力表現」なのかが不明確、後者だとすれば、「性や暴力に関する表現は即、実在する人物への人権侵害」と誤解を招くのではないか。</li> <li>・実在する人物の人権を侵害するような情報の例に挙げるのは違和感がある。</li> <li>・「女性の人権」とあるが、このような表現には男性を対象としたものもある。また、集団としての女性の人権なのか、個人の人権なのかがわかりにくい。「実在の個人」としたほうが中立的かつ対象となる情報が明確で良いのではないか。</li> <li>・「表現の自由を十分尊重しながら」とあるが、やはり事実上の規制ではないか。指摘があった際、「業界の自主的な取り組みなので」と逃げ道を作っているように見える。</li> <li>・その後「違法な性・暴力表現の流通等を防止」とあるので、それで十分ではないか。</li> </ul>
81	答えたくない	40代	107	<p>「表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」についての意見です。</p> <p>自主的な取組ではなく、人権侵害を規制してほしいです。多くの人の目に触れるメディアにおいて、女性の人権が侵害され、自主的な取組が促進されるだけでは、男女双方の意識改革は困難です。</p>
82	男	40代	107	(1) 「女性の人権を侵害」とありますが、言及がこれだけだと特定の性別に限って表現の問題を扱うようにも読めますので、性別等によらずその権利を侵害する表現への対策が必要と考えていることが分かるよう、言葉を改めてはいかがでしょうか？

83	女	50代	106	(2) 子どもたちが学ぶという視点が入っていません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。
84	男	70代	210	男女平等、平等と騒ぐけど。実行力行動力が有れば、線引きする事なく何方が多く成ろうと構わない。 但し何をするにも確りした国家観が必要。
85	男	40代	106	(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。
86	男	20代	107	基本認識でアンコンシャスバイアスへの言及があり、基本的に良いと思うが、「業界の自主的な取り組みを促す」の点が、昔の映画や昔を描いたコンテンツ、あるいは保守的価値観に基づくと見られる描写への規制ではないと明確にすべきではないか。過去には喫煙が当たり前だった時代を描いた作品の喫煙描写が問題になったことや、過去の作品の描写が現代の価値観と照らし合わせて問題になったこともあるので、無用な混乱や文化闘争を避けるため、なんらかの形で明言するべきではないか。
87	男	40代	107	(1) 「表現の自由を十分尊重」「自主的な取組を促進」という記載を支持します。公権力による検閲に繋がらないように十分に配慮すると、各種施策・取組の透明性を高めて市民の監視が届くようにしていただくことを期待いたします。
88	女	50代	-	小中学校の教科書において、LGBT理解増進法の可決を背景に、「性・姓を自由に選択できる」といった記述が散見されます。私はこれに断固反対します。  子どもは、まだアイデンティティの確立ができていない年齢です。その時期に「姓や性を自由に選べる」といった指導を受ければ、混乱と迷いを抱え込み、健全な成長を妨げることになりかねません。  母親が「男に生まれたら男の子として、女に生まれたら女の子として、まっすぐに育ててほしい」と願うのは、ごく自然で当たり前の感情です。しかし、現在の教科書の内容はその願いに反し、かえって家庭の中に不安や悩みを増やす結果を招きます。  教育の根本は、子どもに安定した価値観を示し、心を育むことにあります。いまの教科書はその使命を果たしていません。私は母親として、子どもの未来を守るために、教科書の内容を早急に見直すことを強く求めます。
89	女	30代	-	男女共同参画であるけれど、過度な女性への期待は圧力と感ずますし、目標達成が目的になっていないか検証する必要があるかと思えます。また、過度な配慮も女性優遇として、女性差別を助長するものです。クォータ制がそうで、本来なら平等に能力を見て採用するはずが、女性の割合だけを見た結果、能力差が生じてしまいます。女性差別を受けたからといって、男性を差別していいわけではありません。是正すべきなのは、無意識の思い込みであり、女性の割合ではありません。支援するのは女性にむけた起業やリスキリングではなく、男女共にブランク後の再就職支援などだと思います。
90	女	50代	106	(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。

91	団体として提出	団体として提出	106	<p>1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実について</p> <p>第5次計画に明記されていた「子どもたちが学ぶ視点」は重要です。偏見や差別にとらわれず、男女に限らずさまざまな姓や生き方を尊重できるよう、そして、子ども自身が働き方、学び方、生き方を選ぶように、幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育が必要だと考えますので、その旨を明記するべきと考えます。</p>
92	女	60代	101	昔から大切にされてきた夫婦同姓の姿が今後も許されて行く事を願います
93	女	70代	101	私は夫婦別姓に反対です
94	男	60代	101	選択的夫婦別姓は親子別姓になるため反対です
95	女	70代	101	私は夫婦別姓は反対です 日本古来の華族制度崩壊します
96	女	70代	106	<p>(2) 具体的な取組 イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 &lt;取組の提案&gt; 公民館など社会教育施設を法にのっとり教育の場と位置づけて増設、地域住民のだれにとってもアクセス可能なものとし、ジェンダー化した職員体制をジェンダー平等にするとともに、ジェンダーの視点を持つ社会教育の専門職員を配置、全職員にジェンダー研修を行う。</p> <p>&lt;理由&gt; 国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）第9回日本報告での審議や総括所見でも明らかなように、ジェンダー差別は個々人の意識の問題にとどまらない社会構造の問題である。同様に、固定的な性別役割意識を含むジェンダーステレオタイプも、「考えや態度、信念体系」とともに「家父長的システム」に基づいている（CEDAW「ジェンダー・ステレオタイプに関する一般勧告コンセプトノート」）。こうした、社会構造に埋め込まれたジェンダーステレオタイプの撤廃には、「積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採用し、十分な資源を配分し、実施のモニターと評価を確保する」（同所見26項（a））必要がある。</p> <p>そこで大きな役割を果たし不可欠な戦略となるのが、教育の充実である。とりわけ、法や政策をも通して現実を規定し、無意識のうちにも人々の意識や行動を大きく左右するジェンダーステレオタイプや性別役割分業意識の変革には、これを見抜きこれを組み込む暮らしや労働を変え、その大元たる社会構造を変革する知識や力量を培うため、重層的継続的かつ長期的な社会教育が必要である。このような教育は、情報提供や広報で代替できない。また、第7回ユネスコ国際成人教育会議成果文書「マラケシュ行動枠組み」でも強調されているように、対面での学び合いが不可欠となる。その際、地域の生活や文化、人間関係に即して継続的な学習を可能にする、地域の相互学習の拠点としての社会教育施設の役割は大きい。</p> <p>長期にわたって減少傾向にある公民館を増設、充実して、不利な条件を抱えた住民にもアクセス可能にし、男性の正規職員と女性の非正規職員で構成される職員体制をジェンダー平等な正規職員体制にし、ジェンダーの視点や社会教育の専門性をもたない男性職員による意思決定を、ジェンダー視点と社会教育の専門性をもったものに転換していくことは、教育への権利の視点からも喫緊の課題である（CEDAW「少女と女性の教育への権利に関する一般勧告」36号）。</p>

97	女	30代	105	<p>「女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすいことに留意しつつ、地域・職場・教育など様々な場から社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない。」</p> <p>上記の件ですが、女性に対する嫌がらせは大半が同じく女性が行っています。なぜか分かりませんが、女性の上司は部下の男性に優しく、部下の女性に厳しいです。当然それが元で上司を舐める男性もいますが、だからといって部下の女性の立場が上がることはありませんでした。</p> <p>また、女性は女性に対して厳しすぎるので教育でジェンダーバイアスを正す前にこちらを正してくれる方がありがたいです。</p>
98	男	30代	-	<p>高等学校における男女別学のあり方について是正する文言を提案いたします。私立高校であれば、その特徴として男女別学の教育方針をもつことは認められるべきだと思います。</p> <p>一方、公立高校は公平性を担保することが前提で考えると、「男女」という当人ではどうにも変更ができない理由によって、それぞれの道が閉ざされているのは是正する必要があると考えられます。たとえば、都道府県内に、A自治体とB自治体それぞれに入庁希望者がいたします。しかし、もしA自治体は男性のみ、B自治体は女性のみしか入庁ができないとしたら、それは是正されるべきものと一般的にはみなされます。同様なことが、公立高校においてはまだ男女別学として存在しています。</p> <p>ぜひ、男女共同参画という観点からの是正をお願いいたします。</p>
99	男	40代	101	<p>やはり夫婦別姓は反対です。日本の根幹がなくなります。</p>
100	団体として提出	50代	106	<p>この計画を読むと、プログラムを開発し活用を促すとあります。深く読んでいくと、今回は子どもたち自身が学ぶという視点が欠けているように感じました。幼少の頃よりジェンダー平等の教育をすすめる必要性について、確実に明記されるべきと感じました。</p>
101	男	50代	106	<p>第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は、子どもたちが学ぶという視点の明記が無い。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。</p>
102	女	60代	101	<p>戸籍と一体である現在の夫婦同氏制度を大切にしながら、子供を育む家族を守る観点から 日姓の通称使用 拡大を求めます。</p>

103	女	60代	-	<p>教育の分野において、まずは包括的性教育を実施できる仕組みをぜひとも盛り込んでいくべきと考えます。</p> <p>こども家庭庁・文科省が進めている「生命（いのち）の安全教育」は、子どもを被害者にも加害者にもしないことを掲げていますが、からだそのものを学ぶことなしに、ルールを押し付ける内容になっていると考えます。</p> <p>この内容では、自分が被害にあったとしても、何が起きているかさえ認識できないと思います。学習指導要領の改訂作業中ですが、いつまでもいわゆる「はどめ規定」を残していることで、学校現場において、性教育をきちんと取り組めない状況がずっと続いています。包括的性教育は人間が生きてくうえで欠かせない学びを幅広く網羅しています。それは目の前にいる子どもたちの直面しているさまざまな課題から、どんな学びが必要かを見だし、子どもと共に作り上げる学びです。現場教師の性加害がやっとおおやけになりつつある今日本版DBSについても、さまざま再考をするべき課題もあると思います。</p> <p>教室内にカメラをつければ、盗撮はふせげるという単純な解決方法ではなく、大人こそ性教育をきちんと学ばず、アドルと情報で済ませてきていること、いつまでも家父長制にしばられた人が政治の中枢にいること等々、それらのことともっと真剣に向き合うべきだと思います。</p> <p>昨年のCEDOWの勧告で私的されたことすべてに真摯に向き合い、包括的性教育を実施できる体制をぜひとも作ることを盛り込んでいただきたく切に願います。</p>
104	男	40代	101	<p>選択的夫婦別姓は、日本の戸籍制度を破壊し、日本の家族のあり方を破壊してしまうものだと考えますので、反対です。</p>
105	女	50代	-	<p>第6次男女共同参画基本計画において、包括的性教育の一層の充実を図るため、現行学習指導要領等におけるいわゆる「歯止め規定」の撤廃を強く求めます。</p> <p>この規定は、子ども・若者が成長段階に応じて正確かつ科学的な情報を得る機会を制限し、性に関する知識不足や偏見、望まない妊娠・性感染症、性暴力などのリスクを高めています。</p> <p>子どもたちが自他の尊厳を理解し、性と生殖に関する正しい判断力を養うためには、国際的に推奨される包括的性教育の内容を年齢に応じて学校教育に組み込み、保健・福祉・地域と連携した支援体制を整えることが不可欠です。</p> <p>したがって、本計画においては、性教育に対する過剰な制限を撤廃し、科学的根拠に基づく包括的性教育の実施を明確に位置づけることを要望します。</p>
106	男	30代	107	<p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」とあるが、二点問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律を制定するのが政府であること。</li> <li>・表現の流通という概念が曖昧であること。流通とは具体的な物品に対して用いられるものであり、表現そのものは具体的な物品ではない。</li> </ul> <p>以上の点により、一人の国民としてはこの文章を「政府が許容しない表現は防止する。」という内容だと解釈せざるを得ない。だとすれば検閲に相当しており、許されるものではない。具体的に何を防止したいのか、十分な議論をしたうえで改稿もしくは削除すべきだと考える。</p>
107	女	50代	-	<p>「はどめ規制」について、必ず実施する必要がないなど曖昧な方針なら、文科省は最初から学習指導要領に明記する必要はないと思います。</p> <p>「はどめ規制」をすることで子供達の何が守られるのか、何の目的でそのような規制をするのか？最近までそのような規制があること自体知らなかったのが、衝撃を受けました。</p>

108	女	60代	106	<p>本分野では、教育やメディアを通じてジェンダー平等や人権尊重の意識を形成していくことの重要性が示されています。しかし現行案では、学校教育における包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education: CSE）の保障について具体的な方針が示されていません。</p> <p>国連子どもの権利委員会やユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」等の国際的な基準は、包括的性教育を「人権、ジェンダー平等、多様性の尊重を基盤とする教育」と位置づけています。包括的性教育は、科学的知識の提供にとどまらず、子ども・若者が自らの身体や人間関係を尊重し、暴力を予防し、権利主体として生きる力を育む教育であり、ジェンダー平等や差別のない社会の基盤を形成するものです。</p> <p>第6次男女共同参画基本計画においては、学校教育において包括的性教育を体系的に保障し、その実施のための教員研修や教材整備を進めることを明記すべきです。これにより、子どもの権利条約に基づく「子どもの最善の利益」を保障するとともに、ジェンダー平等と多様性尊重の社会を実現するための重要な一歩となります。</p>
109	女	50代	107	<p>メディアでのジェンダー表現のなかには女性の尊厳を損なうものが多数ありもはや看過できないほどだ。またそれを指摘した女性たちに対するオンライン上での嫌がらせ行為も多発している。女性の人権に配慮した表現を促進させる方針に賛成する。さらに一步踏み込んでどういう表現が人間の尊厳を奪うのか、どのような表現なら他者の尊厳を損なわないのか、包括的な学びの場をつくってほしい。文字に拠らない表現を理解する教育は日本の義務教育のなかではほとんど行われておらず、なにがよりよい表現なのかわからない人々が大多数である。したがって基本的な学習を行う機会を提供してほしい。</p>
110	男	50代	3	<p>性暴力の被害を受けないようにする点やインターネット上に拡散した画像の削除等、とても重要な視点かと思えます。</p> <p>○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。</p> <p>○ 違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>という部分、実在の人物が出演する児童ポルノなど、規制すべきものもありますが、創作物、アニメ、漫画、小説などにおける性表現に関して安易な規制がもたらされないことを望みます。</p> <p>そもそも、創作物が性暴力を誘発するという論には明確な根拠がなく、あいまいな基準で表現の自由を侵害することのないよう、明確な基準と慎重な議論、内容の透明性を確保いただくよう、強くお願いします。</p>
111	男	20代	107	<p>「表現の自由を十分に尊重しながら性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策を始め男女共同参画に関する各業界の自主的な取組を促進する」とありますが、特定の表現を法令で規制せずとも、「各業界への自主的な取組の促進」が特定の表現に対する自主規制へ繋がる懸念があります。</p>

112	女	50代	106	35年間公立小学校で養護教諭をしている中で、自分の人生をデザインし生きるためには、まず自分の体について科学的に理解し、その丸ごと素晴らしい自分が、周りの家族や友達とより良い人間関係を結び、ジェンダー平等に力を発揮し多様な性を生きる人々と安心して生きることができると実感します。そのためには、すべての学校で国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいた「包括的性教育の推進」がなくてはならないものです。子どもも教員も包括的性教育を学べる体制づくりにまずは取り組む必要があります。この推進計画には「包括的性教育の推進」と明記願います。
113	団体として提出	団体として提出	106	第5次計画では「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回の計画では子どもたちが学ぶという視点が十分に示されていません。幼少期からのジェンダー平等をめざす教育の重要性についても、計画に明記されることが望まれます。
114	女	20代	106	イ 男女平等を推進する教育・学習の充実の中で初等中等教育の中で「男女共同参画の重要性の指導を教職員の研修や副教材の普及を行う」とあるが、すでにもうそれは実施されている自治体も多くあり、今までのと違いがみられない。ユネスコの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』を指針とした包括的セクシュアリティ教育を教科化して、子どもたちの性の健康と権利を保障してほしい。また、男女平等の観点ではなく、多様な性を前提とした全ての人々の平等や権利保障を目的とした教育内容を求める。
115	団体として提出	団体として提出	107	(AFEE14)【性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策】との記載箇所について、実在する男性の人権を侵害するような情報への対策も必要であることは明白である。【実在の女性の人権を侵害するような情報】との記載を「実在の人物を侵害するような情報」に改めるべきである。
116	男	40代	109	「ア）校長をはじめとする教職員への研修の充実」および「イ）男女平等を推進する教育・学習の充実」について、教職員の研修充実と促進を示された点、歓迎します。こうした研修内容は、NVEC、NTISによって開発・実施されていることは承知しております。しかし、教職員の方々は、学習指導要領に記載がないことなどを理由とし、こうした研修を敬遠する傾向にあるとの調査結果もあります（木村 2020）。こうした研修への参加を様々な課題に対応している学校現場の善意に委ねることには限界があると考えます。すべての教職員が研修に参加することを必修とするなど、現況学校にある慣習や制度を活用しながら、参加を促す仕組みづくりが必要だと考えます。 また、そうした研修を展開するために、研修を実施する専門家の育成にも力を注ぐ必要があると考えます。そうした旨も、計画に記載いただけたら幸いです。 参考：木村育恵（2020）、「ジェンダーや多様な性に関する学校現場の現状：北海道における教員調査をもとにして」、北海道教育大学紀要（online ISSN 2759-6680）第71巻 第1号 教育科学編。
117	女	60代	106	(2) 具体的な取組 ア の職員が男性に偏っている場合は、達成は遅れるばかりです。せめて基本的な方針にある30%をこえる配置を意図的にしてください。また、研修を義務付けて下さい。イ は指導要領のなかにこれを義務付けてください。11分野で扱う数値が女男が半々に、悪くても30%以上になるよう数値目標を上げてください。例えば、生徒会長の男女差、理系進学男女差などです。

118	答 え た く な い	30 代	-	<p>「第6次男女共同参画基本計画（骨子案）」において、教育・啓発分野に性教育が盛り込まれている点があることに希望を感じます。さらに、性の自己決定権を尊重した包括的性教育の導入を明記していただきたいと考えます。</p> <p>私自身、幼少のころに性被害にあったことがあり、親にもだれにもいえませんでした。大人になってからジェンダーや性の自己決定権の本を読んでから、親にやっと自分は悪くないと思えて伝えることができました。なので、以下を希望します。</p> <p>第6次計画骨子案において、「児童生徒の発達段階に応じた性教育の充実」が示された点は重要な前進であり、心より評価いたします。性に関する科学的知識を伝えることは、ジェンダー平等の基盤のひとつであり、将来にわたる個人の尊厳や健康、社会的自立にも深く関わるものです。</p> <p>そのうえで、より実効性のある政策とするためには、「包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education）」の導入を明記し、以下のような内容を体系的に教育に取り入れることが不可欠と考えます：</p> <p>性の自己決定権（自らの身体・生殖に関する決定を行う権利）  安全な避妊法とその選択肢  中絶に関する正確な情報と自己選択の尊重  性的同意の重要性  性の多様性（性的指向・性自認・性表現など）  デジタル空間での性の尊重（性的画像の共有、性的同意のオンライン的文脈等）</p> <p>これらの内容は、国連をはじめとする国際的な人権基準にも合致しており、日本においても若年層の性被害、性の知識不足によるトラブル、望まない妊娠等の課題解決に資すると確信しています。</p> <p>現在の骨子案の記述は前向きな方向性を示すものではあるものの、「包括的」という視点や性の権利に関する明示が不足しており、現場での実施にばらつきが生じる懸念があります。</p> <p><b>【提案】</b>  教育・啓発の分野における記載の中に、以下のような記述を追記することをご検討ください：  「国際基準に基づく包括的性教育を推進し、性の自己決定権、性と生殖に関する健康と権利（SRHR）、性の多様性への理解を含む教育内容の体系化と普及を図る」</p> <p><b>【その他】</b>  すべての人が尊厳をもって生きられる社会の実現のために、性に関する知識と権利の保障がより強く打ち出されることを望みます。</p>
119	女	40 代	-	<p>子どもの姓の選択に悩むことがあり、夫婦や親との姓が異なることで、家族としての一体感が損なわれる懸念も指摘されています。</p>
120	男	60 代	101	<p>夫婦別姓になると日本古来からの家族の伝統、系統もあやふやになる。</p>
121	男	50 代	101	<p>仕事等で旧姓の方が都合いいのなら、その時だけ旧姓をつかえるようにして家族としては1つの姓が良いと思います。</p>
122	男	60 代	101	<p>すでに旧姓の通称使用を使って仕事や社会生活をしている人は沢山います。旧姓で国家資格などは登録できます。多くの不便は解消されています。「選択夫婦別姓」ではなく、「旧姓の通称使用」の拡大と法制化を求めます</p>

123	女	70代	105	<p>公立中学校の校長経験者として意見を述べさせていただきます。  「基本認識」の〇3番目  男性にとっては、主たる稼ぎ手であるべき… の記述を  男性にとってもまた、従来の主たる稼ぎ手であるべき…に変更する。  理由：保護者の年齢層を考えると、若い世代が、特に働く女性層が違和感をもつ部分ではないでしょうか。些末なことに見えますが、原文ですと、昭和の古い男性の価値観が想起されます。  公聴会にて、徳倉様が、「技術・家庭科」の共修の世代から、男性の意識変化がみられる旨のご発言がありました。教育の成果を感じている部分でもあります。</p>
124	女	60代	-	<p>男女共同参画社会の実現とメディアについて意見を述べたいと思います。第11分野では、男女共同参画社会をつくるために、メディアの教育的機能に期待が寄せられ、具体的な手法としてメディア関係者との連携によって男女共同参画にふさわしい情報の発信をしていくようなことがかかれていると思いました。  第5次計画でもメディアを教育ツールに位置づけていたように思われませんが、その間、どのような成果があったといえるのでしょうか。現状では、マスメディア、各種広告メディアが発信している広告では男女共同参画の視点から、いわゆる「炎上」があとを絶たないように思われます。無意識のバイアスによるコンテンツが、バイアスを再生産しているように感じています。つまりメディアの制作サイドの知識不足、科学的知見の軽視が透けて見えるのではないのでしょうか。  メディアは教育ツールとして有効であることは疑いがないと思いますが、それだけに焦点を当てるのは男女共同参画社会をすすめるためには十分とは言えず、かつての行動計画にあったように、メディア制作過程への教育等を取り入れてほしいと思います。  また、メディアというときに、何を指すのかもやや疑問です。インターネットメディアと放送、紙媒体、など媒体によって、男女共同参画社会形成の視点からの見たときに状況や対応の仕方は異なるように思います。本計画ではメディアによる性暴力を改善することがうたわれてもいますが、インターネット上の問題の大きさには日本の対応の遅れを悲しく思うほかありません。個人が自由に情報を発信できるインターネットメディアで、人権問題に関わる内容をいかに制限してくのか、慎重な姿勢をもちながらも、問題の大きさから喫緊の議論が必要と思われれます。一方で、公的広報においても、男女共同参画とはどういう社会を指すのかと疑問をもつようなものもあるように思われます。公的広報、民間企業広告も同様ですし、選挙公報では、男女共同参画社会を否定する意見が何の注釈もなく放送・配信されています。  自由な表現と男女共同参画社会の実現に向けて、各メディアの力への期待だけでなく、現状の課題に目を向けてほしいと思います。（以上です）</p>

125	女	70代	106	<p>第11分野 教育 P106 (2) 具体的な取り組みに入れてほしい内容          学習指導要領に、小学校、中学校、高等学校など学校ごとに、「(仮)ジェンダー平等」教科を入れてほしい。特に義務教育では目標や具体的な教育内容を定め、配慮事項や授業時数の取り扱いも考慮してほしい。</p> <p>(2) 具体的な取り組みの本文には、アでは、校長をはじめとする教職員への研修の充実が挙げられ、イでは、男女平等を推進する教育・学習の充実と書かれ、イ(1)(2)いずれも固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、こどもたちの身近な存在である教員の理解促進を図るとなっている。</p> <p>つまり、アとイでは、校長をはじめとする教職員への研修の充実や、教員の理解促進は書かれているが、児童生徒への教育の実施については書かれていない。</p> <p>日本が、女子差別撤廃条約批准から40年経ても未だGGGIが148か国中118位という結果を生む原因の一つが教育にあるのではないだろうか。ジェンダー平等社会の実現のために知っておくべき知識、例えば、ジェンダーステレオタイプ、ジェンダーバイアス(アンコンシャス・バイアス)、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)、DVなどは、人間形成の重要な時期である幼児教育及び初等中等教育、高等教育において学ぶべき知識は多々あると思う。これらを社会科、公民科、家庭科、道徳などのいずれかの教科で指導というと、どこに視点を当てて指導しているのだろうかと思わざるを得ない。合わせて、未就学児～初等・中等教育～高校において、包括的性教育を実施していくことを明記してほしい。なぜなら、コロナ禍で10代の望まない妊娠や性被害、こども同士の性的いじめなどの相談が急増して、改めて性教育の重要性が注目されている。現状の性教育ではこども自身と、こどもを支える大人に届かない。</p> <p>ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿って包括的性教育＝(性や生殖に関する知識だけでなく、人権やジェンダー、人間関係、健康と幸福のためのスキル、暴力と安全確保など、幅広い性の概念を含んだ教育)を、総合的視点から、年齢に応じて、実施していくことが急務だと思う。</p>
126	男	50代	105	<p>性表現/性的表現/性差別的表現――その公的・公共的使用、公共空間での掲示等、性的広告、公的・公共的施設での撮影会等のイベントの開催など――を巡る課題について、個々の「炎上」事案ごとに対応したり、言論・表現・営業等の自由侵害/表現規制等の観点からの批判に不必要に委縮したりするのではなく、安全に議論ができる場を確保し、性差別と表現等に係る論点整理を行い、政府・自治体や関係業界での取り組みに役立てていくべきではないか。殊に、表現等の自由、表現規制反対等の主張は、歴史的に構築、強化されてきたジェンダー秩序・規範や、特に男性の性欲等の欲望・行動等を所与のものとする、自明化・自然化する傾向が強く、男性を理性・論理の側に女性を情緒・感情の側に置く枠組みを(無意識的に)反復している。こうした態度が擬似的な論点設定、論理の水準のすり替え・混同、議論・対話の遮断を招いている。その結果として女性の人権、安全(心理的安全性含む)、精神的健康などが脅かされ続けている。</p>
127	男	60代	-	<p>難しい分野の説明は、よくわかりませんが、とにかく夫婦家族別姓は、反対です！</p>
128	女	50代	106	<p>男女平等を推進する教育・学習の推進として、特に早い段階での学校教育(幼稚園～初等中等教育)において、人間としての生・性への総合的な理解を深めるための学び、包括的性教育を重視し、これの推進するとの方針を明確に記述してほしい。もちろん、包括的性教育は対象年齢を限るものではないが、特に人間形成の早い段階からそれを学ぶことの意義は大きい。また、学校教育で集中的に取り扱うことで、これに関わる大人たち(親、家族、教師、行政)もまた学び直しができる。ジェンダー・バイアスは無意識的に「自然化」された常識として作用していることから考えて、学校教育で子どもだけでなく大人も意識的に学び・学び直しをすることが有益と考える。</p>

129	女	70代	-	夫婦別姓には反対です。 一つの家族の中で苗字の違いが有るのは、子ども達に混乱を与える事になりかねないです。
130	女	70代	-	夫婦別姓には反対です。 一つの家族の中で苗字の違いが有るのは、子ども達に混乱を与える事になりかねないです。
131	女	60代	-	<p>【学校における包括的な性のまなび】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期学習指導要領改訂にて、性交や妊娠・中絶に関わる内容の取扱いを萎縮させかねない、いわゆる「はどめ規定」を廃止すること。(第4分野1-(2)エ(ア)/第6分野1-(2))</li> <li>● 「プレコンセプションケア」に際しては、妊娠の仕組み・過程、避妊、中絶について、科学的根拠と人権、ジェンダー平等に基づき、ジェンダー・セクシュアリティ問わずすべての子どもたちに情報提供をすると共に、性的自己決定は個人の権利であると強調すること。子供を持つことも持たないことも等しく尊い選択であると伝え、どちらの選択をしてもそのために必要な行動が取れるような教育を行うこと。(第4分野1-(2)-ア等)</li> <li>● 人権とジェンダー平等を中心とする包括的な性の学びに関する体系的なカリキュラムを学習指導要領に記載し、初等教育から包括的性教育を受けられるようにすること。その際「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を参考とすること。(同上)</li> <li>● 包括的な性の学びを実施するために、外部講師との協働を推進するとともに、それに係る予算を確保すること。(同上)</li> </ul> <p>【社会全体における性の学びとジェンダー平等促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本のジェンダー不平等の原因は人々の「アンコンシャスバイアス」といった個人の責任に帰せられるものではなく、それらを形作る制度や教育、文化といった構造的な問題である。国はその変革に取り組む必要があるとの認識を新たにすること。(第1部基本的な方針2-(2)等)</li> <li>● 教育現場で有害なジェンダー規範の再生産やジェンダーに基づく暴力を防ぎ、科学的根拠と人権、ジェンダー平等に基づく性とジェンダーの学びを学校現場で可能にするために、現役の教職員への研修を実施するとともに、教員養成課程において人権に基づく性やジェンダー平等の学びを必須化すること。(第11分野1-(2)イ)</li> <li>● 裁判官、弁護士等、司法の専門家における、ジェンダー平等や性的同意、女性差別撤廃条約をはじめとする国際条約や勧告についての理解増進を図り、特に性犯罪において、ジェンダーバランスの偏りが極力判決等に影響を及ぼさず、正しい理解のもとに適切に裁かれるようにすること。(第6分野1(2))</li> </ul>
132	男	60代	106	今次計画案では、児童生徒が学ぶという視点が明示されていない。ジェンダー平等を小中学校から学ぶための必要性を明示するべき。
133	男	20代	-	<p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報」とあるが、実際の犯行現場を撮影したフィルムのみを指し示すのか、フィクションまでもを含めるのか不明瞭となっている。</p> <p>もしフィクションにまで影響を及ぼす企みがあるのならば、明確な憲法21条違反である。</p>

134	男	20代	107	<p>「性暴力表現など、実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ、男女共同参画に対する各業界における自主的な取り組みを促進」の箇所ですが、情報対策自体は必要と存じ上げます。</p> <p>しかし、「業界における自主的な取り組みを促進」のやり方では、業界の作品や情報を発信する際に過度な自主規制や萎縮を促してしまうことにつながる可能性が高いと提言いたします。今回は省略いたしますが「コンプライアンス」に過剰に沿う形で表現方法が狭まってしまっているTV放送作品なども見られます。</p> <p>そのため、民間業界における情報発信においては政府の側から自主的な取り組みを促すのではなく、完全に民間業界の裁量に任せて法的な問題にならない限りは政府側からの働きかけは不要と存じ上げます。</p>
135	男	40代	107	<p>「性暴力表現など、実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ、男女共同参画に対する各業界における自主的な取り組みを促進」の箇所ですが、情報対策自体は必要と存じ上げます。</p> <p>しかし、「業界における自主的な取り組みを促進」のやり方では、業界の作品や情報を発信する際に過度な自主規制や萎縮を促してしまうことにつながる可能性が高いと提言いたします。今回は省略いたしますが「コンプライアンス」に過剰に沿う形で表現方法が狭まってしまっているTV放送作品なども見られます。</p> <p>そのため、民間業界における情報発信においては政府の側から自主的な取り組みを促すのではなく、完全に民間業界の裁量に任せて法的な問題にならない限りは政府側からの働きかけは不要と存じ上げます。</p>

136	女	40代	105	<p>○ 女性も男性も～  →魅力の有無以前に、女性が全力を使って働ける職場自体がどれ程あるのか疑問  育休を円満に取れる余力ある職場づくり、産休時の不足を補う補助金などを十分に作る必要、職場内の理解を深めるための注意啓発も同時に進める必要があると思う</p> <p>私は、育休復帰で席がなくなりやむなく転職したが、正社員の求人がなく（長時間残業しない限り採用なし）、非正規雇用では次の出産時に解雇、その次の非正規雇用でも業績不振時に契約解除、今は時短パート。正規で働く先がない</p> <p>○ 男女共同参画を推進する様々な取組が～  →「女性が損をしている」と感じるの「無意識の思い込み」ではない  周囲でも「夫の都合」で転職や退職する妻を多数見た。私自身、夫が保育園の送迎など主体的な育児をしないため、子どもに合わせて正社員への転職ができなくなった  子どものいない女性も、一定年齢以上は転職が難しく、生きていくだけで精一杯の収入しか得られないため（技術職で有能な人）結婚をしてなんとか普通の生活を送れるようになった事例もある  差が生じる元は、「女性は収入が低くてもいい」「男性の方が有能」といった思い込みにより実際の賃金が下がっていたり、仕事が任せられず賃金が上がらないなどの問題があるのではないか  事実、私の勤務先はスタッフの8割は女性だが、管理職は9割が男性</p> <p>○ このような意識や～  →「幼少の頃から長年にわたり形成されてきており」  昭和・平成と比較し、今の子どもたちの育つ環境にはかなり改善が見られる  それでも差別的感覚が抜けないのは、親や祖父母の影響もあるが、昭和から続くアニメ等がそのまま放映されている影響も大きいと感じる。  ネット配信では古いままの内容も見ることができる。学校園は「ジェンダー平等教育をしている」と言うが、常に教えないと、修正が難しいと懸念する  少年漫画は女子への性加害を「軽い悪戯」扱い、少女漫画には、男子を「賢い」扱い、モラハラDVを許容する等の表現が散見される</p> <p>○ したがって、男女共同参画の～  →性被害を「女性だけの問題」とする傾向は、個人だけでなく、警察や鉄道の啓発ポスターにも散見される。社会全体の問題であることをまずは大人が認識し広めることが大切  大人が変わらないと、家庭やネットや別の場所で差別意識が植え付けられてしまう。SNS上では中高生と見られる差別アカウントが散見されている</p>
137	女	30代	107	<p>「表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」</p> <p>性暴力の被害は女性だけに限らず男性にもありますが、人権侵害対策の対象を女性だけに限定するかの表現に違和感を覚えます。  また、『表現の自由を十分尊重しながら』としていても、実在する人物が関係する性暴力被害をテーマとする創作物が人権侵害だとして攻撃され表現の萎縮を招く恐れは無くなりません。  どんな情報が人権侵害に当たるのか、具体例を示していただきたいです。</p>

138	答えたくない	40代	106	<p>固定的な性別役割分担意識をなくしていくための「具体的な施策」を提案して明記してください。社会に蔓延するジェンダーにもとづく固定観念は根深く、家庭や学校教育を通じて現代の子どもにも受け継がれており、払拭するのは非常に困難な道のりです。個人の意識の問題とせず、国、自治体、地域、教育現場、企業がそれぞれのレベルで、常に積極的にジェンダー平等の視点を取り入れることを盛り込んでください。</p> <p>なお、内閣府が過去に行なった「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」では、すでに人々の意識の中にあるものを引き出したにすぎず、本来の意味での「アンコンシャス・バイアス」の顕在化とはなっていませんでした。この語を多用することにどれほど意義があるのか疑ってしまいます。悪意のない偏見や差別が何によってもたらされているのかを明らかにし、その是正に努めるのが行政の役割だと考えます。むしろ、人々が日常的に得る情報や社会規範や制度などから変えていくほかありません。</p>
139	男	30代	107	<p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」とありますが、これはときに運用を誤ると政府による検閲に繋がりがかねず、表現を見直す必要があります。</p> <p>Xでの告発によれば、性被害の凄惨さを告発するために自ら被害者である作者が手がけた漫画がその表現を根拠に規制、打ち切りを余儀なくされました。「違法な性・暴力表現の流通等を防止」は、仮に政府の方針として意図しないものだとしても自主規制という形で告発者から声を奪うことになりかねません。</p> <p>防止するべきは、表現そのものではなく実際に被害者がいる動画や画像の流通に限られるべきです。上記の件で作者自身が被害者なのは間違いありませんが、表現自体の被害者はいません。架空の表現まで流通を防止することはあってはならないのです。</p>
140	男	50代	105	<p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報。」とありますが、この定義をキチンとしていないと恣意的運用を懸念せざるを得ません。</p> <p>仮にこの定義を「メディアの悪影響論」でしたら、そもそも悪影響論＝強効効果論はすでに科学的に否定されていますので言いがかりに基づいた表現規制でしかありません。第二に、ここ最近「赤いきつねのアニメCMの女性が食事しているシーン」だけでエロ、性暴力認定があり世間で言われている性暴力が本当に刑法などの定義に沿った内容なのかも疑わしい状態です。第三に、そもそも性暴力表現だから規制と言うのは「現実と空想の区別がつかない」という問題があります。そもそも、この提言は、フィクション表現規制の実行の意思表示そのものを意味します。この理屈ですとサスペンスドラマの殺人シーンも「殺人表現の流通」という話になり規制が正当化できてしまいます。この意味でも問題です。少なくとも現実世界の女性の人権保護とは関係ありません。これを理由の表現規制は是認するべきではありません。この部分は削除していただければ幸いです。</p> <p>最後に【女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく】ですが、根拠も示さずに決めつける事それ自体が内閣府自身によるアンコンシャスバイアスでジェンダーバイアスです。男女共同参画の政策運営実行者、内閣府自身によるこの決めつけ自体をやめるべきだと思います。その上でアンコンシャスバイアスでジェンダーバイアスに基づいた男女共同参画計画を作り直すべきだと思います。</p>
141	女	30代	107	<p>映画やアニメなどのフィクションについても、「性、暴力表現の流通阻止をする」「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報」と記載があるが、具体的にどのようなものか、どのような基準でそれに値するのかが不明瞭だと思います。</p> <p>そのままの不明瞭さでは、各業界の自主規制に繋がりが、日本が持つ特有の文化や素晴らしい作品、国民の豊かな文化活動が萎縮してしまうのではないのでしょうか。</p>

142	男	40代	107	<p>「2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信」の「(1) 施策の基本的方向」に描かれている「また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する」に意見を申し上げます。</p> <p>「(2) 体的な取組」を読む限りは、該当部分は「実在女性」の人権を侵害するような非創作表現のことを指しているように思います。</p> <p>しかし、該当部分の書き方では、「創作表現を含むあらゆる性暴力表現」が「実在する女性の人権を侵害するような情報」のように読めます。</p> <p>誤解を招くことを防ぐためにも、該当部分は非創作表現に限ることを明記してはいかがでしょうか。</p> <p>なお、創作表現も「実在する女性の人権を侵害するような情報」として扱うことには反対しません。</p> <p>実在する女性に対する対策よりも、創作表現に対する対策のほうが低コストですが、効果は不明です。様々な研究から、性表現と現実の性暴力との間には相関関係すらありません。</p> <p>効果が不明な方法に頼るよりも、防犯対策や被害者の支援など、実在する女性に対する施策のほうがより効果が高いでしょう。性犯罪者に対する再犯抑止も効果があると、犯罪心理学ではいわれています。これらの施策にリソースをすべて注ぐことで、性暴力問題はより早期に解決できると思います。</p> <p>また、創作表現と現実とを区別するメディア・リテラシー教育も重要です。ジェンダーに関する極端な思想やフェイクニュースへの対策には、メディア・リテラシー教育が欠かせません。創作表現と現実とを区別することは、メディア・リテラシー教育の初歩ではないでしょうか。</p> <p>まとめとして、以下の点をご意見申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当部分は非創作表現に限ることを希望します</li> <li>・ 創作表現と現実とを区別するメディア・リテラシー教育の充実を希望します</li> </ul>
-----	---	-----	-----	---

143	女	30代	-	<p>日本社会は依然として「性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス」が強く、社会のあらゆる場面で意思決定層の多くを男性が占めています。政府や企業のトップ層、大学教授職などは、いまだに8~9割が男性です。これは、子どもたちにとって「リーダーは男性である」という固定観念を強める構図となってしまっています。</p> <p>一方、家庭においては男性の育児休業取得が推進されていますが、取得率は依然として低く、また「取得したとしても母親の負担軽減に直結していない」という実態もあります。産後の女性はホルモンバランスの変化により心身が大きく不安定になりますが、その理解が乏しいまま「形式的に数か月休む」だけでは、母親へのストレス増加につながるケースも少なくありません。</p> <p>この現状を変えていくためには、学生時代からの人権ベースの包括的性教育が不可欠です。性の多様性の理解、からだの変化に関する知識、そして「育児や家事はすべての人が関わるべき社会的営みである」という意識を学ぶことで、尊厳をもって互いに支え合う文化を醸成できます。ユネスコなど国際的にも、包括的性教育（CSE）は「世界のスタンダード」とされており、日本もこの流れに遅れるべきではありません。</p> <p>男性の育児参加や意思決定層への女性参画が進まない背景には、日本社会に根強いジェンダー構造が関わっています。教育とメディアが果たす役割は極めて大きく、次世代に「多様なロールモデル」を提示していくことが急務です。</p> <p>最終的には、台湾のように「男女平等」という言葉すら不要になるほど、平等が当たり前となる社会を目指すべきだと考えます。</p>
144	女	50代	105	<p>「女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすい」という文言があるが、それこそジェンダーバイアスでしょう。</p> <p>男女を等しく嫌がらせ、誹謗中傷等から守ることが、男女共同参画社会の基礎理念としてあるべきです。</p> <p>この記述は「すべての人は」と表現を変更するか、削除すべきです。</p>
145	男	40代	3	<p>&gt;表現の自由を十分尊重しながらとありますが、本計画を根拠にキャンセルカルチャーが行われている現状は問題ではないでしょうか。</p>
146	その他	20代	106	<p>イ) 小学校・中学校における性教育では、生理や思春期の体の変化、月経困難症やPMSなどの個人差を含む内容を、体験の有無にかかわらず全ての児童生徒が学べるようにしてください。「男性には教えなくてよい」といった扱いは不適切で、性についての正しい理解や思いやりを育む機会を奪います。</p> <p>生理についてだけでなく、性教育に関する授業は全員が参加できる形式とし、個別の希望に応じた配慮が選択できるようにしてください。</p>

147	女	60代	105	<p>第11分野・教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進について、「6次案」が、固定的な性別役割分担意識が残っていること、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在が、大きな障壁となって、性別による差別・区別が生じると認識し、解消に向けた取組を継続して行なっていく必要がある、と明記していることについては評価します。</p> <p>性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消には、とりわけ教育が重要であり、第11分野ので教育とメディアで項目を別立てにしていることも評価します。</p> <p>ただし、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を教育の主要課題に位置付けるならば、まず大人の世界のアンコンシャス・バイアスの解消をめざし、その姿を子どもたちに示していく必要があります。具体的な取り組みのA 校長をはじめとする教職員への研修の充実の中で、そのことを明記することを求めます。</p>
148	男	30代	107	<p>2「国民的広がりを持って地域に浸透する～」の1 施策の基本的方向における「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、（中間略）また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」について、男女平等の意識を推進する所まではよいのですが、当該項目について、男女平等を絶対視するあまり、漫画、アニメや映像作品等において表現の自主規制、あるいは規制しないと流通・放映出来ないように強制するような仕組み作りは絶対にやめてください。また番組向上機構組織としてBP0等が既にあるためこれ以上の自主規制をさせるための組織の設立により、恣意的な配慮や自主規制というお題目で規制したい人間が男女平等に見えない作品を排除する事だけに注力し、実態の女性の人権はなおざりになる事はやめてください。</p>
149	男	20代	8	<p>「違法な性暴力表現等の流通を防止するとともに」との記載があるが、具体的にどのレベルの表現の話をしているのか明確にしてほしい。（強姦、児童売春などはNGなど）</p> <p>また、「そういった性暴力をしてはいけない」と言った、女性の権利を犯さないような趣旨の作品を作る場合、こういった表現を使うことが許されるのか明確にしてほしい。</p>

150	男	40代	<p>『（１）施策の基本的方向』の中に、  「表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する」という文言と、「違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う」という文言があります～。</p> <p>「リベンジポルノ」のように、実在する女性の画像・動画を、本人の同意なく流されたものに関しては規制・削除されるべきだと思いますが、実在しない架空のキャラクターの画像・動画を、実在する女性の人権を侵害する物と位置付けて、規制の対象にするのは、個人的に、やや論理の飛躍があるんじゃないかなーと思います～。</p> <p>「性暴力表現を見た人が、性暴力をしようと思うようになり、それが女性を危険にさらすことにつながる（人権侵害になる）」という理屈であれば、「性暴力表現を見ても、しない人はしない」のが現実ではないでしょうか～？</p> <p>例えば、暴力的な漫画や、あるいはボクシングの試合を見たとしても、そのあと誰か人を連れてきて「好きなだけ殴っていいよ」と言われたとしても、「憎んでもいない人を本気で殴れる人はそうそう居ない」と思います。</p> <p>「あなたは見ず知らずの他人を傷つけられますか？」という問いで、暴力であれ性暴力であれ、する人はするけど、しない人は絶対にしない（できない）ものではないでしょうか～？</p> <p>実際に現実の性犯罪も、する人は何度も再犯するが、しない人はしないものだと思います…。”見ず知らずの他人を傷つける系の犯罪”は、目にした創作物による影響ではなく、その人自身の性質によるものなので、創作物を規制することに意味はないんじゃないでしょうか…？</p> <p>なので、”性表現を自主規制するよう促進すること”には反対したいと思います～。</p> <p>ただもう少し正確に言うと、「性暴力表現」自体は悪影響こそないものの、正直自分も、見てて気分が良いものではないので、規制してくれて構わないんですが、「性表現（暴力を伴わず、人の愛の形として表現されるもの）」は規制しないで欲しいと思っています！</p> <p>モザイクもなくして良いんじゃないでしょうか…？</p>
151	女	60代	<p>第 11 分野 教育  提案（追加）  具体的な取り組み  イ 男女平等を推進する教育・学習の充実  未就学児～初等・中等教育～高校 において、包括的性教育を実施していく。</p> <p>理由  コロナ禍で10代の望まない妊娠や性被害、こども同士の性的いじめなどの相談が急増して、改めて性教育の重要性が注目されています。  現状の性教育ではこども自身と、こどもを支える大人に届きません。  ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿って包括的性教育＝（性や生殖に関する知識だけでなく、人権やジェンダー、人間関係、健康と幸福のためのスキル、暴力と安全確保など、幅広い性の概念を含んだ教育）を、総合的視点から、年齢に応じて、実施していくことが急務です。</p>
152	男	40代	<p>&gt;性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策  ……とありますが、どのようなものが該当するか、ここの文面だけでは不明瞭です。例えば、AVなどで制作されたレイプ物作品は、撮影前に出演者の契約がなされており、人権は一切侵害されておらず完全に合法ですが、このような文面では過激に見えるフィクション作品も対象となるかのように誤解される懸念があります。そのような誤解による表現規制が進まないよう、よくよくご注意願いたく思います。</p> <p>&gt; 違法な性・暴力表現の流通等を防止  …こちらも同様で、「違法な」とは、その表現の流通が違法である（未成年の自撮りエロ動画など）という意味であり、「レイプ物」などの（違法な犯罪行為とされる）フィクション作品の流通を防止するものではない、という点に注意を願いたいです。現状の書き方では一部の人々に誤解を招きかねない記述だと思われます。</p>

153	女	60代	101	<p>選択的夫婦別姓は親子別姓に成るので絶対に反対です。 親子どころか兄弟姉妹でも同じ苗字じゃない場合も起こるでしょう？兄弟姉妹同じ苗字で有るべきだと思います。 今までどおりどちらかの親の苗字である事がいいと思います。 私にも娘が居ますが結婚後も旧姓のまんまで居たいなどの考えは持っていませんでしたし、私もそうです。 一つの家族は一つの苗字であるべきだと思います。選択的夫婦別姓は絶対反対！</p>
154	答えたくない	20代	-	<p>イングランドの中等教育 (secondary schools) において、学校指導要綱 (guidance) が更新され、「incel文化」「manosphere (男性中心主義的なオンライン文化)」に関する教育を含めることが決められたように、性教育に、「女性についての迷信 (myths about women)」「pornography (ポルノ) とミソジニーとの関連」「オンライン上の有害な影響」などを取り上げることが指導要綱に含めて欲しい。性教育は女性、リベラルのためだけのものといった誤解や男性を排外するものだとして性教育の公化に反対する流れができていく節もあると思うが、男性や男性性、インセルをただ「悪い文化・思想」として扱うだけでなく、その根底や彼らの将来にある孤独、うつ、社会的疎外感のリスクを示すことで、共感を生みやすく、性別問わず包括的な性教育になると思う。</p>
155	団体として提出	団体として提出	107	<p>P107 (12行目～) 【意見】「2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信 (1) 施策の基本的方向」において、「また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」と記載されている文中の「実在する」を削除する。 【理由】デジタルや作画描写による性表現のなかには、性暴力にあたるものも含まれており、架空人物であっても表現自体が性暴力・人権侵害にあたるものが存在する。女性差別撤廃委員会の「第9次日本政府報告総括所見」では、「差別的なジェンダー・ステレオタイプを悪化させ、女性と少女に対する性暴力を増大させるポルノグラフィ、ビデオゲーム、アニメーション製品の生と流通に対処するために、既存の法的措置と監視プログラムを効果的に実施すること。」と勧告されており、「実在する」の言葉があることで、勧告是正につながらないことが懸念されるため。AI時代の到来で、女性・子どものみならず男性を含むすべての性において重要な課題と考える。</p>
156	女	20代	106	<p>素案では無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) に言及があり評価しますが、記述が抽象的です。教育現場・職場・メディアにおいて横断的に取り組むための具体的方策を明記していただきたいです。特に義務教育段階から、性別に基づく固定観念を生じさせない教育プログラムを全国的に整備し、教員研修も充実させる必要があります。アンコンシャス・バイアスの解消は男女共同参画を進める基盤であり、早期からの意識改革が不可欠です。 私は2年前に大学を卒業し、昨年度から働き始めましたが、日常的に周囲の無意識の思い込みを感じる場面が多くあります。例えば「女性だから重い物は持たなくてよい」「苗字に“ちゃん”を付けて呼ばれる」「女の子と呼ばれる」といったことです。成人であるにもかかわらず未熟な存在として扱われ、意識的ではなくとも対等な存在として見られていないと日々感じます。こうしたアンコンシャス・バイアスは無意識ゆえに言語化が難しく、女性自身も知らず知らずのうちに氣力を削がれてしまう側面があります。私自身も「女の子」と扱われるたびに消耗し、「女性」という属性が突如強調されることで、それ以外の自分が透明化してしまう感覚を抱きます。 女性が確実に一人の個人として尊重される社会の実現には、アンコンシャス・バイアスの解消が不可欠です。そのためにも、計画の中に具体的な一歩を盛り込んでいただきたいと考えます。</p>

157	女	50代	106	<p>「全ての学校で包括的性教育を実施することが必要」だと思います。自分はいま50代ですが、学校で性教育を系統的に学ぶことができませんでした。中学・高校・大学生の3人の子どももいます。今の子どもたちは自分の子ども時代よりは格段に情報にアクセスしやすくなっていると感じますが、ネットには間違った情報、偏った情報も多く、子どもたちが正しい情報にアクセスし、考える教育がこれからは必須だと思います。全ての学校で、系統的に人権、多様性、ジェンダーの観点から学ぶ包括的性教育を日本でも一日も早く実施してほしいです。</p>
158	女	70代	105	<p>「教育・メディア」として同じくくりになっている点、およびメディアが主に啓発のためのものとして位置付けられているように読める点は問題だと思います。メディア自体に男女共同参画推進を阻む考慮すべき問題があるので、教育とは分けてメディアについて取り上げた方がよいのではないのでしょうか。その際に、メディアといっても、例えばマスメディアとSNSは、その性格や影響力において異なる存在ですので、最初にメディアをしっかりと定義すべきと考えます。</p>
159	答えた たくない	30代	-	<p>性教育の歯止め規定を無くし、世界水準の性教育を行う</p>
160	男	60代	106	<p>第5次計画では、学校教育等で活用できる学習プログラム開発のことが謳われていたが、子ども達が学ぶという点での記述が今回明確でないように思う。幼い頃からのジェンダー平等教育は重要で、男女共同参画をめざすためには、学びのプログラムは不可欠。保幼小中高、さらに継続的な学びのプログラムを明記すべきである。</p>
161	女	40代	106	<p>固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスが女性が働く上での弊害になっていると思う。時代が変わり、社会が変わり、働く女性が増えてきた。しかし、家の仕事、育児を女性が担うべきという考えがあると、女性がしんどい思いをする。女性参画と言われているが、いざ女性が参画した時に、受け入れられているのかと感ずることがある。未来を担う子どもたちに学校教育のなかで、固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスについて考えたり、そういった視点をいれて教育をおこなうことが大切だと考える。</p>
162	団体として 提出	団体として 提出	105	<p>第11分野 教育・メディアなどを通じた男女双方の意識改革、理解の促進 「意識改革、理解の促進」というタイトルはふさわしくない。その前提として、法律や制度の見直し、整備が必要である。</p>
163	男	40代	107	<p>P107の施策の基本的方向にある「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害する様な情報」「違法な性・暴力表現」とは何でしょう。それが架空の人物を描いたフィクションである限り誰の人権も侵害しません。表現の萎縮を招きかねないので当該部分は削除すべきだと思います。</p>
164	女	70代	101	<p>戸籍と一体である現在の夫婦同氏制度を大切にしながら、子供を育む家族を守る観点から「旧姓の通称使用」拡大を求めます。</p>
165	女	60代	101	<p>選択的夫婦別姓は家族として一つにならないと思うので、反対です。</p>

166	女	20代	106	<p>第11分野1-(2)イ(2)について、教員養成課程において包括的性教育に関する学びを必須とすることを求めます。その際、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の基本理念に照らし、性教育を人権教育として位置づけ、ジェンダー平等と多様性の尊重を基盤とした教育内容を保障する必要があります。単なる生理や解剖学的知識の伝達にとどまらず、人間関係、感情、性的同意、暴力防止、自己決定権などを含む包括的な学びを通じて、学習者が自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できる力を育むことが重要です。</p> <p>現状では、教員の間にはジェンダー平等の規範が十分に醸成されていないことが大きな課題です。小・中学校では地域の課題に根ざしたジェンダー平等教育・包括的性教育が学校をあげた取り組みとして行われている例も少なくありません。しかし、性に関するリスクに直面しやすく、自己決定の重要な時期にある高校生に向けた取り組みの必要性は、高等学校の教員にほとんど認識されていません。</p> <p>現職教員向けの研修は、勤務負担や制度的制約のために継続的かつ広いキャリア段階を対象として実施することが難しく、属人的な取り組みにとどまりがちです。その結果、ジェンダー平等教育や包括的性教育の実践が学校ごとにばらつき、子どもたちの学びの保障に格差が生じています。</p> <p>また、近年は教員による性暴力・性加害事件が社会問題化しており、教員自身が人権感覚やジェンダー平等の規範を学び直し、自己の行動を省察する機会を確保することが急務です。ここで必要なのは、教員が人権侵害の加害者にも被害者にもならないための予防教育です。教員養成課程において体系的かつ必修の形で包括的性教育の理念を学ぶことは、こうした予防教育の基盤をつくり、すべての子どもの安全と尊厳を守るだけでなく、教員自身の安全と人権をも保障することにつながります。</p>
167	女	50代	105	<p>現代社会においてメディアの影響は大きく、男女共同参画の柱の一つにしてもよい重要なものだと考えます。しかしながら本計画では、「教育・メディア等」として教育、意識改革のツールの一つと位置付けられているように思います（第11分野）。「2(2)具体的な取り組み」にアンコンシャス・バイアスを生じさせない情報発信(1)、ICTリテラシー・メディアリテラシー向上のための取組み(6)などの文言は入っているものの、消極的な印象です。メディア企業メディア企業の女性比率、とりわけ管理職比率は低く、昨今報道されている性差別的な企業体質から脱却など課題の多いメディア分野についてもっと踏み込んでよいのではないのでしょうか。</p>
168	女	30代	107	<p>・性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。 ?違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>との部分ですが、『性暴力を否定するために描かれる性暴力表現』への規制になり得るか危惧しております。</p> <p>また、この世に存在しない架空の女性が性暴力を受ける描写が、実在する女性の人権を傷つけるという主張については、その因果関係が不明確です。フィクションにおける表現は現実と直接的に同一視できず、表現を理由に実在の人権侵害が生じるとする根拠は乏しいと考えます。加えて、表現の自由は憲法で保障されております。『表現の自由を十分尊重しながら』との文言がありますが、“業界の自主的な取組を促進する”とされることで、実質的には行政による規制と同様の効果を持ち、創作者や業界に対して萎縮を強いるおそれがあります。このような“自主規制”は不透明な基準のもとで恣意的な排除を招き、文化的多様性や健全な議論を損なう危険があります。性やジェンダーによる暴力の問題解決に必要なのは表現規制ではありません。</p>

169	女	40代	-	包括的性教育を導入してください。教育現場で勤めていますが誤った性の知識のせいで子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもなっています。子どもたちを守るためにも正しい性教育の導入を急いでください。
170	女	30代	全て	学校教育について 「はどめ規定」をなくして欲しい。 学校の先生たちが自信をもって性教育ができる環境を整えて欲しい。具体的には、妊娠の過程について取り扱わないと書いてある学習指導要領保健体育科の内容を変更し、性交についても取り扱えるように改訂して欲しい。
171	女	30代	106	学校のカリキュラムの男女差別をなくすとはっきり記述をお願いします。  100%男女混合名簿を目指してください。 体育などでは、男女でカリキュラムがはっきりとわかれ、学習の機会が奪われていることが多くあります。それは学習指導要領では許していないと、指導徹底をお願いします。  アンコンシャスバイアスをなくすためには、学校で、男女平等社会を実現することが良いと思います。
172	男	40代	107	1. 「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報」の定義の明確化 (p.107) ・素案では「表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策を促進」と記載されています。 ・しかし「など」「人権を侵害するような情報」の範囲が不明確なため、適法に制作・流通されるフィクション作品(マンガ・アニメ・ゲーム)や、合意に基づくAV作品まで規制対象に含まれる懸念があります。 ・要望: 既存の法令で違法と明確にされている表現(児童ポルノ禁止法、リベンジポルノ防止法、刑法の不同意性交等罪など)に限定する旨を明記し、フィクションと現実の犯罪行為を明確に区別すること。
173	女	20代	106	基本認識の3点目ですが、女性は育児や家事があって、男性は仕事があって、それぞれがジェンダーバイアスによって苦勞しているという書き方をしている点に違和感がありました。女性は、育児や家事だけでなく、働いて成果を出さなければならないというダブルスタンダードもあるので、それが分かるような文を入れていただきたいです。
174	男	30代	106	人権教育としての包括的性教育について表記されていません。 暴力防止もジェンダー平等も心身の健康もカバーできる、包括的性教育の取り組みを進めてください。

175	女	50代	106	<p>ア 女性リーダー等の活躍の推進</p> <p>(1) P T A、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。</p> <p>(2) 学校・保育所の保護者会（P T A等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。</p> <p>↓</p> <p>人材の育成より先に、環境（組織の主立っている住民への理解）を整えることが必要と感じる。啓発をしても興味のない人は来ないので、職場や地域の研修などに組み入れてほしい。</p>
176	女	60代	106	<p>(2) 具体的な取組</p> <p>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実</p> <p>(2) 「こどもたちへの教育」⇒「家庭科や保健体育等を中心にこどもたちへの教育・・・」こどもたちの教育とだけ記載されており、一般論となっている。現状は、家庭科や保健体育で扱っている。これらの教科は無意識の偏見や多様性の理解、ジェンダー平等、性的役割分業、ケアの問題、人権等男女平等参画社会に向けた取り組みの全てに関連している学習内容となっており、理論だけでなく直接的に体験を通して学ぶ教科である。この教科の指導を一層充実させることが学校の推進に寄与する。また、学校も現実的に取り組みやすい。</p> <p>以上のことから文言の追加が是非とも必要だと考える。</p>
177	男	20代	107	<p>素案では、新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、性暴力表現など「実在する女性の人権を侵害するような情報」への対策を行うとされています。また、「違法な性・暴力表現の流通等を防止」との趣旨も記載されています。しかし、これらの文言は、創作物や表現活動に対して過度な自主規制や規制圧力を生じさせ、結果としてあらゆる表現の自由が制約されかねない危険性を孕んでいます。虚構やフィクションの描写であっても、解釈次第では規制対象とされる可能性があり、文学、映画、ゲーム、漫画、イラストなど、あらゆる創作活動に萎縮効果をもたらす恐れがあります。</p> <p>表現の自由が規制された場合、次のような重大なデメリットが生じます。第一に、文化・芸術・学問の多様性が損なわれ、社会における思想や価値観の幅が狭まります。第二に、創作活動に従事する人々の自由な議論や批評が制約され、イノベーションや新しい文化の創出が阻害されます。第三に、表現の制約が自己検閲を生み、教育・啓発・社会的議論の場における情報の偏りや不足を招きます。第四に、過剰な規制は国際的な文化交流やクリエイティブ産業の競争力低下にもつながります。第五に、表現の自由が抑制されること自体が、民主主義社会の基本原則や市民の権利保障を侵すおそれがあります。さらに、現時点で創作物が現実の犯罪に直結する科学的証明はされておらず、創作物を規制する法律を作れば、警察や行政のリソースが現実の犯罪対応から離れ、本来の防止活動が後退するリスクもあります。また、創作物が提供する安全なストレスや性欲の発散手段が失われることで、一部の人々が現実世界で危険な行動に及ぶ可能性も指摘されています。</p> <p>男女共同参画の推進や性暴力防止は重要ですが、創作の自由は民主主義社会の根幹であり、法的に認められた表現活動を不当に萎縮させることは避けるべきです。政策の実施にあたっては、違法行為の防止と合法的な創作活動の保護を明確に区別し、創作者があらゆる表現に対して過剰な自己規制を強いられないよう、具体的かつ明確なガイドラインを示すことが不可欠です。</p> <p>以上の観点から、素案における表現規制の方向性は、創作の自由との両立を十分に考慮し、あらゆる創作物や表現が規制されかねない表現を避けるよう、見直しを強く求めます。</p>

178	男	30代	107	<p>ご意見をお伺いさせていただきます。 以下の内容で気になる点があります。</p> <p>「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」 「○ 違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」</p> <p>この内容では アニメ、ゲーム、漫画、ドラマ等で表現の自由が脅かされるのではないかと懸念してきます。 まず、不適切な表現がどこまで影響するのか、本当に研究やデータに基づいて調べているのか、日本と海外で比べてなぜ、一部の国で表現が厳しいのか、わかっていないのです。そもそも、海外の場合、国によって異なりますが、犯罪率が日本の倍以上という国もあります。 最新の調査を何も調査もせず、幅広い層の専門家を起用せずにそのまま進めるのもどうかと思います。 これでは、「AV新法」の二の舞になるのではないかと懸念しています。 急いで作ったせいで、アングラ化が進み、裏社会の資金源になりかねません。 それが、アニメなどの表現まで規制されたら同じことになりすし、兆単位の日本の経済効果が大きなダメージを食らうことにもなりかねません。 私は、現実の方で厳罰化をして、児童や女性を守るべきであり、架空のキャラクターや世界観までに影響を及ぼすべきではないとここに書き込みます。</p> <p>表現が下手ですが、パブコメを送ります。</p>
179	答えたくない	20代	-	<p>「女性も男性も一人一人が、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられる」とあり、このこと自体は大切だと思いますが、ここにはノンバイナリーをはじめとするセクシャルマイノリティが自分らしく生きるという点が入っていません。「セクシャルマイノリティは例外的な事象である」という偏見や差別がこの基本方針の前提に含まれてしまっています。全ての人が、この社会にあるバイアスや差別によって、自分の可能性を狭めてしまわないように、「セクシャルマイノリティは存在する」という前提に立った教育が行われるべきだと思います。若年層への教育だけでなく、教育者への教育も必要です。このことを、明確に方針に入れてください。</p>
180	女	80代以上	105	<p>「男女双方の意識改革と理解の促進を図る」とあるが、自治体に設置されている推進委員会はリーダーシップをとる役割と思う。 こうした委員会は年に2回程度の会議で、団体推薦の発言少ない委員である場合が多い。実効性のある言動でその役割を果たすよう、促す文言が欲しい。</p>
181	女	20代	107	<p>『(6)インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関、団体等と連携して、安心、安全な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上の取り組みを推進する。特に、自画撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。』について、これに加えて、 メディアの誤情報や、差別的な言説に対する批判的意識を育てる実践的な教育を幅広く行なってほしい。また、自らの身体を大切にす意識を培う人権教育を行うことで、被害の防止に努めてほしい。</p>

182	その他	30代	-	<p>男女二元論でなく、その枠に必ずしもおさまらない性やジェンダーの人々の存在を想定してください。男性、女性、その他の様々なジェンダーの人々の中にはインターセックスの人たちもいます。</p> <p>インターセックスは日本語ではDSD、性分化疾患、性分化異常などと呼ばれることがあります。医学的には不必要な「治療」により却って健康を損なう当事者が多く存在することや、治療や検査の名目で性的虐待を含む侵襲的で不適切な行為が正当化されていることなどから、性的特徴の差異を疾病と位置付けるこれらの呼称は世界中の多くの当事者および支援者、人権運動家などから批判されています。しかし、日本語では依然としてこれらの呼称が使われ、当事者は治療対象の患者であるとされ、「インターセックス」の情報には辿り着けず、他の当事者やコミュニティと出会うことも難しく、自身の権利回復の手段を持ってない当事者もいます。（「インターセックス」という言葉もその響きなど様々な理由から忌避される懸念はあるため、日本語での言い換えとしては「様々な性的特徴を持つ人たち」「性的特徴の異なる身体を持つ人たち」などが提案されています。）</p> <p>メディア等でインターセックスの情報についても取り上げる機会を増やしてください。その際、疾病障害という認識を助長するような表現は避け、「治療」以外の選択肢があることを隠さないでください。当事者の人格を尊重した上で当事者の声も必ず取り入れ、同じ社会に生き同じ人権を持つ人間だと明確に示してください。</p>
183	男	20代	107	<p>表現の自由を尊重するといいいながら表現を狭める文言がある。国が表現について規定することは反対。性的表現や暴力表現はゾーニングやレーティングを徹底し、表現の自由を尊重するだけで十分である。</p>
184	女	50代	106	<p>教育現場で有害なジェンダー規範の再生産やジェンダーに基づく暴力を防ぎ、科学的根拠と人権、ジェンダー平等に基づく性とジェンダーの学びを学校現場で可能にするために、現役の教職員への研修を実施するとともに、教員養成課程において人権に基づく性やジェンダー平等の学びを必須化してほしい。</p>
185	女	40代	105	<p>基本認識では、改善しなければいけないことに対して、正しく具体的に認識を示せなければ方向性を示すことができませんが、なにがジェンダー平等を阻んできたのか、全然示されていません。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があること、それを打破しようと認識は書かれていますが、なぜ女性差別撤廃条約の批准から40年もたっても、ジェンダー平等がすすまないのか、ジェンダーギャップ指数が「先進国」ではありえないほど低いのか、明らかに構造的な問題があるはずなのに、それがまったく書かれていません。個人個人の意識の問題だけではないはずで、教育の分野であるので、人権教育や包括的性教育を幼児から高等教育までに、きちんと位置付けてこなかった反省を入れてほしいです。</p>
186	女	20代	106	<p>初等・中等教育における性教育についての規定の甘さ、内容の情報の古さ、教員の裁量に委ねられすぎている故の教育の質の差を感じております。</p> <p>ジェンダー平等を理論から実生活における言動まで浸透させていけるよう、何より教員を含む現役世代以上が持つ古いジェンダー観が次世代に連鎖されないよう、政府として教育内容の方針を刷新し続けていくべきであると考えます。</p>

187	女	20代	2	<p>メディアミックスとエンターテインメントにおける女性の意識改革の案は今の段階では非常に問題があります。「要請」「推進」という言葉は海外における多様性の押し付けかえって男女の格差を上げてしまいます。</p> <p>さらに今のメディア案では女性加害者の性犯罪の見逃しの原因になる可能性があり、男性被害者の性犯罪問題がさらに悪化する可能性が拡大すると思います。</p> <p>男性女性を問わない性犯罪などの告発などの書物などが打撃を食らい泣き寝入りする被害者が多くなると思います。</p> <p>まずは漫画やアニメなどの男女問わず性表現のなどの性別による表現の自由の侵害にならないようにし、報道においても男女の格差なく報道ができるようにすることが大事です。</p>
188	答えたくない	50代	106	<p>◎学校教育に「国際セクシャリティ教育ガイダンス」をもとにした「包括的性教育」を幼児期～青年期まで取り入れてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私は、高校で養護教諭をしています。性に関わること、ジェンダーに関わること、性暴力に関することなど多くの事例に携わってきました。その度に、まずは大人（教員・保護者など）の人権意識が、低いことをとても問題に感じています。</li> <li>「包括的性教育」は、科学的・人権的にもアプローチしていて、この教育を幼児から学校が取り入れて、実施していただきたく強く思っています。（教員の多忙さもなかなか改善しておらず、最新の人権等の研修を受けることもなかなか困難です。教育への国家予算をもっと増やし、現場の教員をもっと増やしてください。）</li> </ul> <p>◎中学校への「はどめ規定」を撤廃してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信制高校の入学生増加、不登校生の増加のため、早い段階での包括的性教育は、とても大切だと思います。現代のネット時代では、誤った情報に溺れている子どもも多くいます。中学校での「はどめ規定」を撤廃し、科学的事実に基づいた包括的性教育をしていただきたい。</li> </ul>
189	女	50代	106	<p>初等中等教育のカリキュラムに「ジェンダー平等教育」を入れ、学習指導要領に書き込んでいただきたい。</p> <p>106ページのア及びイで、校長をはじめとする教職員への研修の充実や、教員の理解促進は書かれているが、児童生徒への教育の実施は書かれていないので、カリキュラムに入れる、学習指導要領に入れるなど、ジェンダー平等教育を行うことを明記していただきたい。</p> <p>教員の理解を図っても、カリキュラムに入っていないならば、教育は行われない。きちんと借リラムに入れ、制度としてジェンダー平等教育を行うようにしていただきたい。</p>

190	男	40代	105	<p>「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は74.7%である一方、「平等」と回答した者の割合は16.7%に過ぎない。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられる。」</p> <p>性別割についての意識を「思い込み」と否定しながら、男女の優遇については「人々が思っているから男性優遇だ」と思い込みを肯定しており、論理的に整合していない。削除すべし。そもそもいわゆるアンコンシャス・バイアスが男女の社会状況の性差の原因であるという立証がなく、計画全体から排除するべきである。</p>
191	女	60代	106	<p>基本認識 10行から12行 人々の固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みを形成する上で、メディア表現のあり方と深く関わっています。 NPO法人FCTメディア・リテラシー研究所は、世界的な規模でニュース番組をジェンダーの視点から調査するプロジェクトGMMP（グローバル・メディア・モニタリングプロジェクト）に第1回1995年から参加し、ニュースのジェンダー構造にかかわる日本のデータを作ってきました。 GMMPとは、1995年以来5年ごとに世界中である1日を対象にして、ジェンダーの視点からニュースをモニターする市民・研究者による世界規模のモニター調査です（国際事務局：WACC（World Association for Christian Communication））。 これを見ると世界的にも日本においてもニュース番組が取り上げる人々、ニュースの制作者の側でもジェンダーの偏りが指摘できます。 たとえば、GMMP2020では、GMMP2020におけるニュースに登場する女性の割合は新聞、テレビなどの伝統的メディアが20%であり、GMMP2015の21%より低い数字でした。インターネットニュースとツイッターのニューメディアにおいても18%という低い数値になっています。 北京行動綱領J項が達成されているとは言えません。政府、メディア企業、市民セクターが協力してメディアにおけるジェンダーの偏りを是正する取り組みが必要です。そのためには、市民がメディア・リテラシーを学ぶ機会を得られることが重要です。 メディア・リテラシーは市民が自らメディアに対して能動的に向き合い、多面的に思考する力を獲得すること指します。 関連して具体的方策(6)の中でメディア・リテラシーに言及されていますが、これは情報モラルと呼べるものでメディア・リテラシーと捉えられる内容ではありません。</p>
192	答えたくない	30代	107	<p>当該文書における「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報」部分に関して、 (1)「など」のように例示列挙すべきではない。 【理由】表現の範囲は明確でなければ、萎縮効果を生むため</p> <p>(2) (1)と関連して創作表現を除外する規定を明確に設けるべき 【理由】実在する女性に対する性暴力を啓発する内容の創作をも当該「情報」に含まれる恐れがあるため。そもそもフィクションをも当該「情報」に含めるとすると、達成すべき目的（ここでは本計画における基本的方針）に対して表現の自由に対する侵害の程度が高いため。</p> <p>(3) 当該情報に女性だけでなく男性も含めるべき。 【理由】我が国のSNSにおいて実在する男児に対する暴力を扇動する表現があり、切迫した危機があるため。また男性、特に夫を殺害するための情報を共有するサイトが存在しているため。</p>

193	男	30代	107	<p>『違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う』とありますが、このラインが曖昧に思いました。</p> <p>この文面では、どのような形であっても虐待やいじめの被害を経験したり、被害に遭われた方に直接関わった方がいじめや虐待の防止を目的とした啓発活動をしにくくなる上、憲法で保障されている表現の自由をも無視しかねないのではないかと思います。</p>
194	女	30代	-	<p>学校現場でのジェンダー平等推進には、包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education: CSE）の導入が不可欠です。現行の「生命の安全教育」では国際的な基準に比べて体系的が不足しており、性と生殖に関する健康や権利（SRHR）を十分に扱えていません。</p> <p>思春期の子どもたちが、自身の体や感情、ライフプランについて考えることは、望まない妊娠や性暴力の予防にとどまらず、自尊心や他者尊重の態度を育てます。単なる知識伝達ではなく「自分を大切にするとはい何か」を対話的に考える学びが必要です。</p> <p>したがって第11分野においては、包括的性教育を体系的に導入し、児童生徒の年齢や発達段階に応じた学びを保障することを明記していただきたいです。あわせて、教員研修や保護者への理解促進も施策に含めることを求めます。</p>
195	女	20代	-	<p>メディア報道において、加害者の性別によって取り扱いが異なる現状を是正することを強く求めます。</p> <p>現状では、女性が加害者の場合には名前や写真など個人情報公表されやすい一方で、男性が加害者の場合には建物や被害者側の写真が中心で、加害者本人の情報が明らかにされないなど、報道姿勢にジェンダー差が存在しています。こうした不均衡は社会に誤った印象を与え、女性に対してより厳しく、男性に対しては寛容であるかのような偏見を助長します。</p> <p>メディア分野には大きな影響力があるからこそ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別による情報開示の偏りをなくすこと</li> <li>・報道倫理の中に「ジェンダー平等の視点」を組み込むこと</li> <li>・経営層・編集方針の意思決定過程に女性が参画すること</li> </ul> <p>が不可欠です。政府はメディア分野におけるジェンダー差是正を明確に打ち出し、男女を問わず加害者・被害者が公正に扱われる社会的基盤を整えるべきです。</p>
196	女	50代	106	<p>幼児から高校・大学まで、発達段階に応じてジェンダー平等の教育を行う必要を強く感じています。固定的な性別役割分担やアンコンシャスバイアスの解消のために、包括的性教育を学習指導要領に位置付けていただきたいと思ひます。</p>
197	女	30代	-	<p>幼少期からのアンコンシャスバイアス教育を必須化すべき。メディアも「ジェンダー配慮ガイドライン」を設け、無意識の差別表現を減らす仕組みが必要。</p>

198	男	20代	107	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策 →違法性がない表現は対策されるべきではないと思いますが。表現の自由と矛盾しています</li> <li>・女性の人権を侵害するような情報への対策 →一番納得がいきません。なぜ“女性”の人権だけなのですか？男女双方の意識改革ですよね？“男性”人権を損害する情報も対策しないと筋が通りません。もしくは両方とも対策を放棄すべきです。 昨今は過激な性表現を含むBL小説が一切ゾーニングされず青少年が誤ってBL小説を手にしてしまう等の問題に加え、男女間で不平等な問題が多く、それこそ男女の対立を生み結果的には国力の低下を招くのではないですか？もう少し練った案を頂きたいです。</li> <li>・違法な性・暴力表現の流通等を防止 →違法性の境界があいまいな状態で防止する状態は避けてほしいです</li> </ul>
199	女	60代	106	<p>幼児教育から高等教育の段階、大学の教員養成課程、学校教職員の研修に至るまで、「人権教育」を基礎とした包括的性教育を取り入れてください。男女共同参画の目標達成のために、包括的性教育は不可欠です。</p> <p>文科省が包括的性教育の導入を頑なに拒否しているため、日本の性教育は世界的に見ても遅れをとっており、これが男女共同参画の実現を妨げる一因になっていることは確かです。</p> <p>「生命の安全教育」で十分だという役人もいますが、教育現場において「生命の安全教育」の評価は、「やらないよりマシ」で、これが枕詞として定着しています。</p> <p>幸い、地方自治体ではここ数年、包括的性教育への関心が高まっており、男女共同参画センターや公民館などで関連講座が増えています。</p> <p>小中学校でも外部団体によって包括的性教育を実践しているところがありますが、残念なことに、熱心な学校とそうでないところの差ができてしまい、生徒の学ぶ機会が均等に保障されないという事態が生じます。</p> <p>包括的性教育を学ぶ機会を誰もが等しく持てるように学習指導要領にしっかり明記してください。</p> <p>私は台湾の性教育について研究していますが、台湾では教育部（文科省に相当）が今年の6月に中学校教員向けの包括的性教育の手引きを作成し、それを、台湾各地の中学校がホームページにアップしたりしています。</p> <p>ジェンダー平等をめぐる日台の格差はこれまでも歴然としていましたが、差はますます開くばかりです。</p> <p>日本全体の凋落ぶりはこのような点からも明らかですが、家父長制下の男尊女卑からいつになっても脱皮できないまま、日本は衰退の一途を辿るのでしょうか？</p> <p>文科省に圧力をかけて包括的性教育の導入を進められるのは、男女共同参画局において他にないと思いますので、ぜひ強力に進めてください。</p>
200	女	60代	106	<p>1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 ジェンダー平等教育を学習指導要領に入れる。</p> <p>理由 「初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう教員研修の充実、副教材の普及等を行う。」ことはとても重要である。全児童生徒に教えるためには学習プログラムの開発が不可欠である。さらに充実するためには学習指導要領に「ジェンダー平等教育」を入れるべきである。</p>

201	男	30代	105	<p>105ページ</p> <p>第2部 政策編</p> <p>1 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現</p> <p>第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進</p> <p>基本認識</p> <p>「根強い偏見等を背景に、女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすいことに留意しつつ、地域・職場・教育など様々な場から社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない」という記述ありますが、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になることに男女差はなく、男性の受けている被害や偏見を矮小化するような記述は削除すべきです。</p>
202	女	50代	101	<p>101p1 (2) イ家族に関する法制の整備について</p> <p>旧姓の通称使用の拡大への取り組みには賛同するが、苗字は家族を表すシンボルであり、夫婦別姓は親子別姓につながるものであり、別姓には反対です。</p>
203	答えたくない	20代	-	<p>各家庭の考えに基づき家庭内で教える男らしさ、女らしさを学校教育が絶対的に正しいかのように否定することの無いよう、また男女の平等を超えた偏った内用にならないように留意することを明記すべき。</p> <p>教育・メディアにおいて、日本の一般的な社会通念から考えて男尊女卑あるいは女尊男卑の考えを持つ宗教を例外・特例として、あるいは腫物を避けるようにアジェンダから外すことの無いように留意することを明記すべき。</p> <p>歌舞伎、相撲など、歴史的な経緯の中で男女差が前提となった伝統芸能の継承に支障をきたす事がないように留意すべき。</p> <p>p. 107で触れられている表現の自由は極めて重要な国民の権利である為、制限を行う場合には客観的かつ数値で実証可能な形で被害との相関が確認できた場合に限定されるべき。</p>
204	女	60代	106	<p>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 に関して、(1)、(2)において、ジェンダー・バイアスやアンコンシャス・バイアスが反映されないような教育の工夫が必要である旨、示されている点は評価しうる。</p> <p>「女子は理系が苦手」などの、事実を伴わない誤ったアンコンシャス・バイアスを払しょくするため、全国学力・学習状況調査などの国レベルで行う学力テストの結果を、男女別に出すことは、必須である。男女別の教科ごとの学力・意識を把握することにより、学力の獲得や、進路選択等におけるジェンダー不平等を克服することにつながると思われる。</p>
205	女	40代	106	<p>(2) について</p> <p>第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記がありません。性暴力防止だけでなく、アンコンシャスバイアスとともに、幼少期から人権としての包括的性教育を充実させる必要性を明記すべきです。</p>
206	男	30代	-	<p>男女共同参画という用語から、男女しか想定されていないが、男女いずれにも当てはまらないノンバイナリーやXジェンダー、ひいては性的マイノリティが基本認識から排除され、存在しないものとして扱われている。こうした条文こそ男女という固定観念に囚われており、多様な性のあり方や生き方を想定していない。「どんなジェンダーの人も」など、用語を修正すべきである。</p>

207	女	30代	107	<p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」についての意見</p> <p>最近、とある地方都市の書店に並ぶ成人向けコミックの陳列状態について男性向けと女性向けではどの位差異があるか実地調査した人の記事をネットで見かけました。その記事では「きわどい絵が表紙の女性向け成人コミックの方が圧倒的に一般流通し小さな子供の目につきやすい場所に陳列されていた」という調査結果になっていました。</p> <p>あくまで上記は個人の調査で特定の都市に限定される結果かも知れませんが、自主規制やゾーニング対象として選出される作品に対し実はジェンダーバイアスがかかっているのではという懸念があります。</p> <p>違法な児童ポルノ等の流通を防ぐのは当然重要な事ですが、人権も表現の自由も男女或いは多様な性のあり方を有する全ての人が平等に保障されるのが大事なのではないのでしょうか。</p> <p>私は女性であり性暴力で苦しめられる女性が一人でも減る事及びこれまでの歴史の中で被ってきた不利な状態は改善されて欲しいと願っています。</p> <p>だからと言ってこれまで踏みつけられてきたからという理由で異なるあり方の性を踏みつけにして良い理由にはなりません。同様に、今まで自由がなかったから自由を制限してきた相手から自由を奪う存在になってはならないと思います。</p> <p>平等と自由、どちらもその人の属性にかかわらずしっかり保障される世の中でありますように。</p>
208	男	30代	107	<p>エロ広告対策を明記すべきである。我が国では、過度に性的な広告がインターネット中に蔓延しており、性的な固定観念や恐怖心を青少年少女に植え付けている深刻な状況である。海外事業者の広告が大半で、日本の業者の自主規制だけでは到底間に合わないということだが（NHK記事 性的なネット広告 対策は進んだ？線引きどこに）、AIの活用により広告の過激性が飛躍的に上昇する可能性が高い現在、対策の推進させ言及されていないことは大きな問題だと思う。ブランドイメージの維持のため、民間にも努力のインセンティブはあるため、それらを支援することもできるもできるだろう。とにかくまずは議題に入れるべきだ。</p>
209	女	60代	107	<p>エロ広告対策は、今すぐ法と指針に明記すべきだ。ネット上では過度に性的な広告が氾濫し、青少年少女に有害な固定観念や恐怖を刷り込み、健全な発達を蝕んでいる。しかも配信の多くは海外事業者経由で、国内の自主規制だけでは歯止めが利かない。さらにAIが広告制作と最適化を加速し、過激表現の拡散は指数関数的に膨らむ。放置は許されない——「やる」と明記し、責任の所在と基準を定めるべきだ。</p>
210	男	20代	107	<p>該当ページの施策の基本的方向の欄に”性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策”とあるが、こういった内容が性暴力表現に当たるかが不明瞭であり、表現の自由を尊重するとしつつも、創作物の規制へととらえられるような形になっているように見受けられる。また、男性の人権を侵害するような情報をそのままにしてしまう恐れがある。そのため、該当箇所を”人権を侵害するような情報への対策”と表記するのが良いのではないかと思慮する。</p>

211	男	30代	107	<p>日本人女性の氏名を検索すると、成人向け作品の表紙画像が大量に上位表示される現状は、女性の過度な性的対象化を助長し、子ども・若年層の発達や学習環境、就学・就業機会、名誉・人格権にも悪影響を与えます。表現の自由と成人向けコンテンツの合法性を前提としつつも、検索という公共性の高いインフラにおける過剰露出は是正が必要です。特に生成AIの普及により、過激性の増幅と流通速度の加速が懸念され、下記の具体例のような迅速な対応を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・画像・動画検索での成人向けサムネイルはインタースティシャル表示や縮小・減点などで露出抑制。</li> <li>・透明性と救済：センシティブ判定基準、異議申立手続の日本語化・迅速化。</li> <li>・海外事業者を含む検索・広告各社に、国内指針に沿った年齢レーティングと明確ラベリングを義務付け。</li> <li>・通報窓口の一本化とSLA設定、被害者支援につなげる運用。</li> </ul>
212	男	20代	101	選択的夫婦別姓は親子別姓となるため反対です。
213	女	40代	106	男女平等を推進する教育を行うためには、包括的性教育に取り組む必要があります。2) 具体的な取組の「イ 男女平等を推進する教育・学習の充実」に、包括的性教育を推進すると明記していただきたいです。教職員が受けた経験がなく、実践することが難しい場合が多いため、「ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実」でも包括的性教育に言及していただきたいです。
214	女	50代	-	<p>性差に関する偏見・とありますが、男らしく生きたい。女らしく生きたい。と思う自由もあると思います。</p> <p>それをジェンダー平等じゃないと子ども同士で否定する姿を子どもたちの間で見たことがあります。</p> <p>それは、偏っているとは言わないのですか？</p> <p>それから、生物学的な差があることも事実です。</p> <p>差別と区別の違いも理解出来るように教育していただきたいです。</p> <p>ジェンダー平等を履き違えないように、丁寧な教育を行ってほしいと思います。</p>
215	女	40代	107	インターネット上で子どもが閲覧可能なサイト(マンガ配信サイトやゲーム攻略サイト等)で、性的な広告画像が表示されないように、もしくは通報・削除要請できるようにしてほしい。
216	女	20代	106	<p>ジェンダーへの意識は幼い頃からの教育の積み重ねである、ということに共感します。</p> <p>一度植え付けられた価値観を変えることは、なかなか難しいので、将来を見据えて、初等中等教育でジェンダーについての指導とこれに関して触れる機会を増やすことに重点的に取り組んで欲しいと思います。</p> <p>細かいことなので、計画には入らないかなとは思のですが、たしか秋田において、ライフプランを書く副教材で結婚とそれを20代ですることが常識のような書き方をされていたとの記事を目にしまして、気になりました。</p> <p>子どもたちが結婚のことを考える機会を教育現場が与えることは悪だと全然思いませんし、結婚そして出産がなければ、子どもは減る一方で、問題だと思えます。教育現場では、包括的性教育を重点的に進めて、もっと子どもたちが結婚妊娠出産子育て等に触れる機会をつくるべきだと思います。ですが、ライフプランにおいては、もう少し自由に考えられる形にした方がよいと思いました。</p> <p>ライフプランは、子どもたちみんなが一人ひとり自分の幸せを考えて進めるようにするための手助けをするためのものなはず。教育分野の管轄は地方自治体である内容も多いと聞きますので、国が進めるのはもしかしたら難しいかもしれませんが、全国で副教材について一斉に考える機会をまずはつくってみてもよいのではないかと思います。</p>

217	女	20代	-	性別に関係なく、全ての児童生徒が平等に教育を受ける機会を国は保障すべきであり、それは制度の整備、性教育や支援制度などの周知・理解の手助け、児童生徒たち自身への支援や理解も当然含みます。また、児童生徒のみならず、教育に携わる大人、保護者、ひいてはあらゆる人々への支援や理解、周知・理解の手助けも必要です。教育やメディアを通じてあらゆる人々が正しい知識を受け取り、理解を促すことができるようにすべきです。
218	その他	20代	-	包括的性教育を迅速に導入ください。 併せて、カジュアルセクシズムを特に子どもたちが受けない・受けにくい環境作りを進めてください。 そして、女性労働ゆえに軽視されている教育関係の職業の賃金、昇給制度などの仕組みの抜本改革を行なってください。
219	女	30代	101	「イ 家族に関する法制の整備等」については、旧姓の通称使用の運用にのみ触れられていますが、選択的夫婦別姓制度の実現に向けた検討状況についても、適切に記述していただきたいと考えます。さらに、この点は2024年の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の審査・勧告において日本に対応を求められている事項でもあるため、それらについても明記されるべきです。 その理由として、旧姓の通称使用は、姓を改めざるを得ない者のアイデンティティの問題を根本的に解決するものではありません。また、特に海外居住者にとっては、国内で通称併記が認められても、パスポートのICチップに希望する姓が正式に登録されなければ実効性を欠きます。そのため、旧姓の通称使用は選択的夫婦別姓制度に代わる制度ではなく、あくまでも一時的な緩和策にすぎません。 加えて、女性差別撤廃委員会の勧告やその趣旨に言及しないことは、他の箇所でも強調されている「人権条約を真摯かつ積極的に遵守する姿勢」と整合せず、政策全体の信頼性を損なうおそれがあります。したがって、上記の記述を盛り込むことを強く希望いたします。
220	女	50代	-	年齢および発達段階に応じた包括的性教育を教育課程に位置付けることを要望します。
221	女	70代	106	1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 (1) 施策の基本的方向 最初の○及び(2) 具体的な取組ア <提案>研修の対象を学校教育関連教職員に限定せず、社会教育職員も含む。 <理由>子どもは社会教育の場でも育ち、成人にとっても男女平等教育は必要であるため。
222	女	60代	-	性別役割分業意識を崩すためには幼いころからの教育が必須です。男女が平等に働き家庭責任も平等に担うことや関係性の平等対等を教える包括的性教育の導入も必須です。 また近年学校内での教師の性加害が増え、児童生徒同士の性暴力（性的いじめ）が増加しています。性的な欲求を刺激されるSNSの影響が大人も子供も大きいと思いますが、被害者にも加害者にもならないための教育が全くされていません。文科が「生命の安全教育」を打ち出しましたが現場では何も行われていません。ただの禁止教育ではなく、対等な関係性から学びいじめ加害者性暴力加害者にならない被害者にもならない良好な対等な人間関係を科学的学べる包括的性教育を教育に取り入れるべきです。日本以外の先進国はほぼ行われており、日本が世界に名だたるポルノ大国の汚名もそそぐべきです。
223	女	50代	-	教育分野では男女共同参画が進んでおり、若い方の感覚と、年配者の感覚の差が顕著であると感じている。

224	答えたくない	30代	-	表現の自由への過度な介入に強く反対します。素案ではSNS等の「有害情報」規制が示唆されていますが、「有害」の定義は極めて主観的であり、表現規制に濫用される危険性が非常に高いです。男女共同参画という特定のイデオロギーに基づく表現規制は、思想信条の自由を侵害し、健全な社会批評や論争を萎縮させます。真実は自由な議論を通じてのみ明らかになるものであり、政府が「良い表現」を定義し管理しようとする試みは絶対に容認できません。メディアや業界への自主的取組促進も、実質的な圧力となり得ます。あらゆる表現規制の動きを撤回し、表現の自由は最大限尊重されるべきです。また、「アンコンシャス・バイアス」形成へのSNS影響への言及がありますが、バイアス是正の名目での情報操作や規制は、むしろ真実を見えにくくするだけです。
225	男	40代	106	第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記が無い。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。

226	男	30代	107	<p>■夫婦別姓反対の主張（広報・メディア政策の観点）</p> <p>公的広報の価値中立性の毀損 第11分野-2は「対象ごとに戦略的な広報」を掲げるが、婚姻氏制度は国民的合意が未成熟な論点である。行政がメディア連携で一方（別姓）への態度変容を誘導すれば、政策広報が規範形成の押し付けに転化する。納税による公的広報は、争点で特定の価値観を先導してはならない。</p> <p>子の最善の利益と現場負担への実害 別姓の規範化を前提にしたキャンペーンは、学校・医療・地域での本人確認・名寄せ・同一家族認識を複雑化させ、誤認・手続遅延のリスクを高める。第11分野が重視する「こどもの最善の利益」に反し、現場の教職員・医療関係者の事務負担を増すおそれがある。</p> <p>表現の自由の尊重と自主規制の線引き逸脱 同分野は「表現の自由を尊重」と明記する一方、業界の自主的取組を促す。ここに別姓の事実上の推進指針が混入すれば、民間メディア・広告に対する実質的圧力となる。広報は違法表現対策やハラスメント抑止に限定し、氏制度の是非に踏み込むべきではない。</p> <p>費用対効果の不均衡 別姓を前提とした啓発物・コンテンツ整備、教育・医療・金融等の帳票・システム改修に伴う社会的コストは甚大である一方、便益の多くは既に進む旧姓併記の徹底・統一運用で代替可能である。公費を投じてまで、価値対立の強い選択を広報で誘導する合理性は乏しい。</p> <p>男女共同参画の本旨からの逸脱 男女が「不利益なく多様な選択をできる社会」を目標とするなら、解くべき本丸は税・社保・配偶者手当の中立化、両立基盤の拡充である。氏制度変更の推進広報は、課題の重心を誤らせる。</p> <p>■代替提案（制度改変・推進広報なしで実益を確保）</p> <p>旧姓併記の全国標準化 官民の証明・契約・台帳で旧姓併記の様式・検索キー・名寄せ手順を統一。これを中心に広報する（「使い方の周知」重視）。</p> <p>KYC/与信・学校安全の運用指針整備 金融・医療・教育現場向けに、複数氏表記の確認フロー、誤照会防止、引き渡し時確認の標準手順を明文化・周知。</p> <p>広報テーマの限定 男女共同参画の広報は、ハラスメント防止、家庭内ケアの分担改善、学び直し・再就職支援等の非対立領域に集中し、氏制度の賛否に踏み込まない。</p> <p>エビデンス先行の影響評価（RIA） 子ども・現場負担・セキュリティ・コストの実証研究を先行実施し、結果公開後も政治的中立性を厳守。</p>
227	女	30代	-	<p>義務教育で、はだめ規定をなくし、包括的性教育をおこなってください。 包括的性教育は自分の体、気持ちは自分のものであるという意識を育むとともに、他者の体、気持ちはまた他者のものであるという意識を育み、性加害の防止につながるものです。</p>

228	男	50代	105	<p>そもそも長年にわたって人々によって行われきた慣習や価値観というものは人々の実際の生活の蓄積によって産み出されてきたものであり、人類の歴史の経験知の結果として敬意をもって取り扱われるべきものである。こうした伝統的な価値観を一方向的に断罪している本分野の基本認識自体に問題がないか検討されるべきであり、伝統的な価値観を重視する思想や良心の自由という精神的自由権に対する国家による侵害に近い基本姿勢が本分野(第11分野)に見られると考えられる。こうした一方向的な思想を教育やメディアを利用して国民に及ぼそうという考えは国家による思想統制に近いものとも考えられ、このような計画は行われるべきはないと指摘する。</p>
229	男	50代	106	<p>第5次計画では、学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促すと明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記が無い。幼少期からのジェンダー平等を目指すための教育をすすめる必要性を明記すべきだとかんがえる。</p>
230	女	40代	106	<p>男女共同参画の推進に長年取り組んでこられた皆様に、心から感謝を申し上げます。反発やバックラッシュにさらされながらも歩みを進めてきたこと自体が大きな成果であり、社会を確実に前進させていると感じます。</p> <p>第11分野「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」に関して意見します。</p> <p>素案では、教員研修や副教材の普及、未就学児段階からの配慮など、固定観念の是正に向けた方向性が示されています。しかし、抽象的な表現にとどまる部分が多く、教育現場に具体的に落とし込むには不十分です。以下の点を追記・修正していただきたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小学校段階での実証的調査 中学に入る前に「自分は理数が苦手」と思い込んでしまった女子生徒が、私の娘を含め少なくありません。一見すると小学校では男女平等に扱われているように見えても、すでに固定観念が形成されてしまうのです。どの学年・教科・場面で苦手意識が芽生えるのか、実証的調査を行い、その結果を施策に反映してください。</li> <li>2. 教員研修の具体化 教員研修に「男女で異なる声かけや役割付与が行われていないか」を点検できるプログラムを導入し、無意識のバイアスに気付けるようにしてください。</li> <li>3. 教材・副教材でのロールモデル提示 教材や副教材に女性科学者や技術者を積極的に取り上げ、女子が自らを重ねられるロールモデルを明示してください。</li> <li>4. 学習活動における役割固定化防止 グループ学習や探究活動で、男子が説明役・女子が記録係といった役割分担が固定化されないよう、具体的な指導例を示してください。</li> </ol> <p>これらを素案に明記することで、「固定観念の是正」が抽象的なスローガンにとどまらず、教育現場で再現性ある行動につながります。STEM分野への参画拡大は、子どもの可能性を広げるだけでなく、日本社会の競争力や多様性にも直結します。</p> <p>今後も必ず批判や反対の声はあると思いますが、どうか負けずに、次世代の子どもたちが自由に進路を選べる社会のために力強く歩みを進めていただきたいと願っています。</p>

231	男	30代	105	<p>『男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として、男女共同参画社会が実現したとは言い難い状況にある。「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は74.7%である一方、「平等」と回答した者の割合は16.7%に過ぎない。』とある。しかし、この調査はそもそも回答者に女性の方が多く、比率にしておおよそ男：女が100：116となっている。</p> <p>男女差を論じる上で明らかに公平さを欠いていると言わざるを得ない。</p> <p>何故この調査結果を参考にしたのか、その理由を記載しておく必要があるように思う。</p>
232	女	40代	11	<p>性教育を幼少期や小学校に無理やり組み込まないでほしい。</p> <p>自然の流れでそういうものは営むものであって、わざわざ性教育に興味を向けさせないで欲しい。</p> <p>もっと有意義な青年期を過ごす対象が沢山あるはず。</p> <p>野生動物も放っておいても繁殖出来るのだから、性教育において避妊を促す理由をもっと根本から見直して欲しい。</p> <p>精神の自立や他者への興味、マクロからメゾへの視野の拡大、そういう教育をするべきだと思う。</p> <p>自分たちの生まれた理由、役割、人としての目覚めが大事だと思う。</p>
233	女	20代	-	<p>ジェンダー平等の推進において「女性が努力すればよい」「女性が頑張るべき」というニュアンスが社会に根強く残っています。しかし、真に平等を実現するには、男性の努力と責任が不可欠です。</p> <p>具体的には以下の点が計画に盛り込まれるべきです：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の特権性の自覚</li> <li>無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の是正</li> <li>加害性の自覚（性暴力・ハラスメントの防止を含む）</li> <li>有害な男性性（toxic masculinity）の克服</li> <li>男性同士のケアや相互支援の促進</li> </ul> <p>これらは「意識改革」の範囲に含まれる内容ですが、現行の素案では女性側の課題に重点が置かれすぎています。男性の役割と責任をより強調し、施策に反映させていただきたいです。</p>
234	団体として提出	団体として提出	105	<p>(AFEE12)【基本認識】の【根強い偏見等を背景に、女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすい】との記載箇所について意見する。【男女双方の意識改革、理解の促進】を通じて嫌がらせ・誹謗中傷等の問題に対処する上では、嫌がらせ・誹謗中傷等の問題が男女双方に深刻な影響を与え得るものであるとの視点に立つべきである。十分な根拠・知見を示すことなく【女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすい】と断じる記述はジェンダーバイアスに基づくものに他ならず、偏った視点であると指摘せざるを得ないことから、この記述は削除・修正するべきである。</p>

235	女	50代	105	<p>(1) メディアは非常に広範な概念です。テレビや新聞などのマスメディアと、SNS等に代表されるソーシャル・メディアとでは、抱える問題やその対応策も異なると考えられます。したがって、「メディア」と記される際に、それが具体的にどのようなメディアを指しているのか明確にしておく必要があります。</p> <p>(2) 本素案では、「教育」と「メディア」をともに啓発の手段として位置づけているが、同時にメディアがアンコンシャスバイアスの拡散要因としても扱われている点が気になります。そのため、啓発に有効なメディアと、偏見の助長に関与するメディアとを区別し、それぞれについて個別に論じる方が適切です。特にコンピュータのアルゴリズムが生成する、より個人に特化した極端な情報を送り続けるデジタル・メディアについて、具体的な記載が必要と考えます。また、本来「教育」と「メディア」は別の視点から検討すべきテーマであるため、それぞれ独立した項目として扱う方が内容に整理がつきやすいと考えます。</p> <p>(3) マスメディアの現場におけるセクシュアルハラスメントや性加害（性被害）の問題は大変深刻です。コンテンツを制作する立場の者自身が、無自覚のままジェンダーに関する偏見を内面化しているケースも多く、組織の体質としてそうした偏見が根付いている場合も見受けられます。このような現状に対しては、北京行動綱領にも示されているように、メディア組織内部での研修の実施が不可欠であると考えます。</p> <p>(4) コンテンツをジェンダーの視点から批判的に読み解く「メディア・リテラシー」は重要な教育内容ですが、現状の学校教育の中では各教科とのバランスや時間的な問題から十分に組み込むことが難しい側面もあります。そこで、男女共同参画機構が全国の男女共同参画センターや専門研究者と連携し、実効性のある教育プログラムを開発・実施できるよう、国として必要な予算措置を講じるべきです。繰り返しになりますが、個人に特化し極端な情報を送り続けるデジタル・メディア（SNS、動画共有サイト、各種アプリなど）の利用について、若い世代や子どもたちに対するメディア・リテラシー教育は急務です。幼い頃や生まれた時から身近にあるため、本当の脅威を意識できていない層に向けての、十分なリテラシー教育を施す必要があります。それこそが、様々な偏見やアンコンシャスバイアスの解消につながっていくと考えます。</p>
236	男	60代	106	<p>第5次計画には「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子ども達が学ぶという視点の明記がない。幼少期から、ジェンダー平等を目指すための教育をすすめる必要を明記すべきと思います。</p>
237	男	30代	-	<p>以下のページの記載について意見する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ページ105 「女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすい」 →嫌がらせ、誹謗中傷は女性ではなく男性でも起こっている。女性だけ被害を強調する記載はジェンダーバイアスを助長するものとして削除する必要がある。</li> <li>・ ページ107 「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。」 →「男女共同参画に資する広告やコンテンツ等」についてであるが、例えば「男女共同参画に資さない広告やコンテンツ」まで自粛を強要しないかということ懸念している。 こちらについては、「男女共同参画に資さない広告やコンテンツ」が規制されるべきと捉えることがない補足説明を追加するべき。</li> <li>・ ページ107 [また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。] →「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報」については、「性暴力表現など実在する人物の人権を侵害するような情報」に修正するべき</li> </ul>

238	男	20代	107	「性暴力表現など実在する女性の人権を損害するような情報への対策」という記載箇所において、創作物との混同を防ぐために、「非創作物において」などのフィクションと現実の情報を分ける文面を追加するべきである。
239	女	50代	-	学校教育は本当に大切だと思います。男女の差異だけでなく、グラデーションとしてのジェンダー、異なる観点からの性別など、違いを受け入れる、共存する、相手の立場にも立って考えるなど、性そのものへの理解を広げる学びをすすめてほしいと思います。また、本文の中では「包括的性教育」という文言がありませんでしたが、やはりこれからの時代、人権、性、社会の人員構成、ネットリテラシー、倫理と人道的想像力、ライフステージなど、包括的な学びはさらに求められていくと思います。情報にあふれ、多文化がさらに交錯していく流れの中、待たなしの学びであると思います。教える側の力量が追いつくにはまだ時間がかかるのは予想できますが、今始めないと、ほんとうにこのまま野放図では日本は先細ってしまいます。人権や社会の学びと地続きの性の問題から目を逸らさず、真正面にとりくむ覚悟を、ぜひ計画に盛り込んでほしいと思います
240	女	70代	106	若い世代への法律・制度の理解促進のための教育を行っていただきたい。 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育の一環として、若い世代に、法令により保証される人権に関し、正しい知識の普及を図るために、これから社会に出る高校生や大学生に対して、人権規範やジェンダー平等、男女共同参画に関する法についての理解を高める教育を行うことを明記していただきたい。自分や相手の権利を学ぶこと（法識字、法リテラシーの向上）は、男女の人権が守られる男女共同参画社会の形成に欠かせないと思います。
241	女	50代	106	教育機関において男女が子育てをすることにつき、家事分担の平等について、女性だけに家事育児が偏らないよう、男女平等という観点で対話を通じた学び、議論を重ねることにより、児童生徒の将来の家庭における男女の役割が「平等」となるように、教育していただきたいと思ひます。
242	男	60代	106	(2) イの2に「初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう教員研修の充実、副教材の普及等を行う」と述べられています。この内容はもっともなことですが、より具体的に方策を立てることが必要です。「教員研修の充実」の中身として、初任者研修をはじめとする各段階の教員研修に、少なくともそれぞれ1日(8時間)以上の男女共同参画(ジェンダー平等)の研修を盛り込むことが必要です。
243	女	40代	106	現在、「イ 男女平等を推進する教育・学習の充実」の対象としては、幼少期と初等中等教育、社会教育が挙げられており、高等教育機関はその対象に入っていない。私は大学教員として、男女共同参画センターと連携した実習を行っているが、その実習を含む教育活動の中で、大学生にジェンダー平等に関する教育を行うことの意義を実感している。「男女平等を推進する教育・学習の充実」の対象として、大学生もその対象に含めてほしい。
244	女	30代	-	包括的性教育という文言を入れて欲しいです。  生理について、基本的な体の仕組みなどは授業で教わりましたが、それによって起こる不調や、個人差のある症状については教わりません。 学生の頃生理が不順で経血が止まらなくなり、プールの授業に出られない事が続いた時に、体育の担当の教師から「成績がつけられない」「タンポンをつけて入れ」と言われ、その無理解な姿勢が辛かったです。私の場合は幸い母の勧めで医療につながりましたが、あの時必要だったのは自分自身の体に対する知識もそうですが、周囲の大人の理解でした。生理は病気じゃない、そうかもしれません。病気じゃないなら理解を示さなくてもいいかというそれは違います。心と体の変化に戸惑う年齢の子供達に、大人が理解を示せる環境でありたいです。体を、自分自身を守る、そして周囲の人をむやみに傷つけないための教育が、必要だと思います。  また、通称使用の拡大ではなく、選択的夫婦別姓の必要性についてしっかりと、明確に、記載してください。

245	女	50代	106	第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回の計画では、「子どもたち自身が学ぶ」という視点での記載が無い。幼少期から、ジェンダー平等について学ぶことは、ジェンダー平等社会の実現に不可欠である。ジェンダー平等教育をすすめる必要性について明記し、学習プログラムを開発すべきである。
246	女	20代	107	<p>(1) 施策の基本的方向の上から4項目目の「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」の文章の中で、「自主的な取り組み」を「国として厳しく規制する」方向性に反応してほしいです。</p> <p>時事的なニュースを見る時、旅行先の観光地についてサイトを見る時、何気ない日常でのネット利用の中で、女性の裸体や性加害を表現する広告がいくつも映し出されます。日常的にこのような広告を目にし続けることで、加害意識が植え付けられたり、特に子どもへの悪影響が懸念される。</p> <p>先日、オレンジページのWebサイトにエロ広告が掲載されてしまったことで物議を醸し、サイト運営の出版社「オレンジページ」が独自に対応を取った事例はあります。しかし、このように企業の裁量に任せて規制を委任する現状では、広告の規制に十分なお金や人員をかけられる安定した企業かつ善意のある企業のみ規制に限られてしまいます。そのため、国の政策としてエロ広告に規制をかけることを実行してください。</p>
247	女	50代	106	第5次計画には「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子ども達が学ぶという視点の明記がない。幼少期から、ジェンダー平等を目指すための教育をすすめる必要を明記すべきと思います。
248	男	50代	106	第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記が無い。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。
249	団体として提出	50代	-	・ユネスコが推奨する包括的性教育の理念を踏まえた性教育を導入してください。その際には、あらゆる段階における性に関する教育を、性別で分離することなく提供してください。また、性的同意の重要性や性のあり方の多様性に関する教育を、あらゆる段階における性に関する教育の一環として実施してください。
250	男	30代	106	未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼少期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について周知・普及に努める。 とありますが、性の認識が未熟な幼少期から、性別意識を敢えて持たせないようにする教育は断固反対です。いまや「男らしさ、女らしさ」という言葉を教師は口にすらできない状況であり、つい言ってしまった教師が学校現場で大きなクレームを受けています。明らかに自由な価値観を狭めています。ある程度、性自認をした上で、「自分は男性の体だけけど心が女性である」と認識することは全く問題ありませんが、前提の認識すら考えさせない今の教育を助長させることは断固反対です。

251	女	40代	106	<p>自身の選択を広げるための「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の解消も大切だが、実際に女子が理系に進むと環境型セクハラに遭遇するなど、継続が難しくなる事例がある。</p> <p>同時に「女子には男子と同じく人権があり、心がある」ということを男子に、嫌な気持ちになったら訴えて良いことを男女ともに教える必要があると考える。</p> <p>ア 教職員への研修の充実 現場からでは「たくさんの研修がありすぎて全部は受けられない」「強制はできないので問題言動のある先生が受けず、意識の高い先生ばかり受けることになる」との問題を聞いている。一定の強制に近い通知や、問題教員には管理職から一定の強い形での研修受講勧告などが必要ではないか</p> <p>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 ジェンダーバイアスの解消と同時にプライベートパーツなどの性教育もすすめる必要があると考える 幼いうちからの家庭や保育士による性的虐待、園での性加害被害も発生している 被害に遭った際にすぐに信用できる大人に訴えられるよう、他人（お友達）に加害をしないよう、教えることが必要 性被害は、被害児の心を傷つけ、幼いうちに気づかず、数十年経ってから気づいて心の傷になる場合もある</p> <p>エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実 これからの子どもたちが学べることも大切 親たちが女子の選択肢を狭めないよう、学校や自治体などを通して、親の価値観を変えていく必要もあると考える また、女子に教育費を出さない家庭もあるため、高等教育の無償化を早急に進めることが大切と考える</p>
252	答えたくない	40代	106	<p>教員の育成の中でジェンダーやセクシュアリティについての研修を必須とすることを明記してください。現役の教職員（若年層から年配層まで）についても、研修への参加を義務づけ、年度ごとに内容を更新し継続した研修を受けること、ジェンダーやセクシュアリティにもとづく差別や暴力を見逃さず、防止する具体的な対策を行なうことを盛り込んでください。</p>
253	その他	20代	106	<p>イ) 大学において、教授や管理職の中には未だに「男子」「女子」と性別二元論的に学生を区切って呼ぶ場面が見られます。この言葉遣いは学生に心理的負担を与え、多様なジェンダーのあり方を認める教育環境の構築を妨げます。大学・学校法人においては、教職員へのジェンダー研修を義務化し、言葉遣いや態度の改善を促すガイドラインを整備することが必要です。性的マイノリティの学生も安心して学べる教育環境の構築を検討していただきたいです。</p>
254	女	40代	107	<p>犯罪報道については、被害者の人権や読者・視聴者への影響を考慮し、具体的な犯行の様態、被害者に関する情報はルールに則り規制し、これに反した場合の罰則を設けるべきである。また、性的同意や性差に関する合理的配慮に関し、内閣府はインターネット広告や電車内デジタルサイネージで積極的に発信すべきだ。</p>
255	女	30代	-	<p>男女における無意識な思い込みを是正する措置を取る事自体に異論はありませんが、過剰な表現規制に繋がらないよう留意していただきたいです。</p> <p>教育面に関しては、性被害に遭った人の中には異性を怖がる人もいるので埼玉県で話題になっている公立の男女別校を共学化させるようなことはしないでください。 児童間性被害やイジメに関して学校が揉み消さないよう、学校外部の相談窓口を常に設置して被害者を増やさないような取り組みが欲しいです。 教育者や講師、児童間による性被害が発生した場合、加害者と被害者を物理的に離すようクラス編成や転校の措置もして欲しいです。</p>

256	団体として提出	団体として提出	106	<p>1の男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実のために、次の3点をお願いします。</p> <p>その1 (2) 具体的取組のアとイでは、校長をはじめとする教職員への研修の充実や、教員の理解促進は書かれているが、児童生徒への教育の実施については書かれていない。「初等中等教育のカリキュラムに入れる」、「学習指導要領に入れる」など、ジェンダー平等教育を学校教育の中で行うことを明記していただきたい。</p> <p>その2 現行の性教育は不十分である。初等教育段階からジェンダー平等の学習と実践ができるよう、現行の性教育を見直し、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿って、性や生殖に関する知識だけでなく、人権やジェンダー、人間関係、健康と幸福など幅広いテーマを含む「包括的性教育」を実施していただきたい。</p> <p>その3 若い世代への法律・制度の理解促進のための教育を行っていただきたい。これから社会に出る高校生や大学生に対して、人権規範やジェンダー平等、男女共同参画に関する法についての理解を高める教育を行うということを明記していただきたい。自分や相手の権利を学ぶこと（法識字、法リテラシーの向上）は、男女の人権が守られる男女共同参画社会の形成に欠かせないと考えられる。</p>
257	男	40代	107	<p>特に若年層においてはジェンダー平等意識が非常に高まっており（1）コンテンツ業界においては「虎に翼」など注目を浴びる作品が頻出するようになってきた。</p> <p>現状を考えると、政府がわざわざコンテンツ業界や広告業界と連携して情報発信するよりも、今後は民間の自主的な取り組みを後押しするような体勢へと変えても現状の流れに影響せず、同時に表現の自由を十分に尊重することにもつながると考えられる。</p> <p>一方でコンテンツ業界に対して自主的な取り組みを促進する際、特にフィクションの産物である創作物などのコンテンツに対しては明確に現実との線引きをする必要がある。</p> <p>たとえ現実に行えば不同意性交にあたるような性暴力であっても、フィクションのコンテンツ内における表現であれば当然その発信機会は憲法21条が保障する表現の自由によって守られるべきであり、ジェンダー平等や人権擁護を目指す取り組みとは切り離して考えるべきものである。</p> <p>フィクションのコンテンツを見た、表現した事で性犯罪に直結することを証明する明確な根拠が存在しない上、政府が民間と連携するという行為自体が事実上の政府からの圧力となって企業による過剰な自主規制を誘発する可能性もまた考慮されなければならない（2）。</p> <p>よって施策の基本的方向の4項目目については「表現の自由を十分尊重しながら、新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者に対し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等の発信について自主的な取り組みを促進する」に改めるべきである。</p>
258	男	50代	107	<p>「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策」とあるがそれが「表現」なのであれば誰の人権も侵害しておらず対策の必要はない。表現の自由への配慮との文言もあるが配慮するのであればこの文言そのものが削除されるべきである。</p> <p>性暴力表現、特に未成年を主題にしたものは、現実には性暴力に傷ついた当事者たちの癒やしとして機能してる。それは受け手のみならず作り手にとってもそうである。震災後に子供たちが地震ごっこで遊ぶようなもので、苛烈な表現を受け止めることで現実の苦しみを癒やしていくのである。</p> <p>こうした現実を認識し、当事者たちにヒアリングできないのは「性暴力表現」にそれこそアンコンシャス・バイアスを持っているのではないか。</p>

259	答えたくない	20代	107	<p>違法な性・暴力表現等の防止について、YouTubeやLINE、オンラインゲームなど、18歳未満が使用するコンテンツでの性的描写を早急に規制してください。</p> <p>基本的方向を情報発信と設定していますが、優先順位が最も高いのは規制です。リテラシーの低い子どもにとって、良いものと悪いものが混同している状態より、悪いものが無い状態のほうが、メリットが大きいです。</p> <p>また、アダルトコンテンツにおける性・暴力表現についても規制をしてください。性暴力描写のシーンでは、画面上にテロップで注意書きを継続的に表示する等、いつ誰がみてもそれがフィクションであって現実でやれば犯罪行為であると認識できるようにしなければなりません。また、「女子高生」、「制服」など明確に未成年への性交を連想させるもの、また「痴漢」や「強姦」など悪質な性犯罪と結びつくコンテンツに対して厳重な規制を求めるか、禁止する必要があります。アダルトコンテンツはあくまでもフィクションですが、日本では包括的性教育が欠落しており、多くの消費者には性的なりテラシーがありません。一例を挙げると、殺人鬼が出てくる映画を見ても殺人は犯罪だというリテラシーがあれば実際に犯罪行為には発展しませんが、性犯罪においてはリテラシー不足ゆえ、その理屈が通用しません。結論として、一刻も早く性的表現に対する規制をおこなってください。</p>
260	男	40代	-	<p>従来の暴力的で支配志向の「男らしさ」は、男性に強さや稼ぎ手役割を求め、男性自身もそれを内面化する一方で、生活の質や健康の低下をもたらしています。その反面、家事・育児・介護といった「ケア」は「女性らしさ」と結びつけられ、男性がかかわるものではなく、女性が担う役割として位置づけられる傾向があります。</p> <p>このため、男性の変化を促すうえで、「ケア」概念を男性にとってもっと身近なものとするのが重要であると考えます。男性のケアへのかかわり（ケアする力）を促すとともに、男性自身のケアの受容（ケアされる力）にもつなげるために、男の子・男性の「ケア力」を育成する全世代に対応した教育プログラムを整備し、これを活用する仕組みを整えることを本計画に盛り込むことを提案いたします。</p> <p>このことは、女性が多いケア労働への男性の参画にもつながり、これまで「女性職」とされてきた職種の脱ジェンダー化を促進する可能性があると考えます。</p>
261	男	50代	107	<p>2-（1）施策の基本的方向</p> <p>「また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策を」</p> <p>具体的取り組みに記述がないという事は特に実行する予定はないという事で良いのか？</p> <p>創作物に手を出したら面倒なことになるだけなので、肅々と実在人物問題に取り組みをお願いしたい。</p> <p>ただでさえ手が足りないでしょうし。</p>
262	団体として提出	団体として提出	106	<p>1 男女行動参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p> <p>校長に占める女性割合は2023年で小学校26.8%、中学校11.0%、高校10.4%と今なお低く、日本の学校は依然として、学年が進むにつれ男性中心となっている。</p> <p>◇管理職の女性割合を高め、女性の声を反映できるよう、教育現場のジェンダー平等を推進すること。</p> <p>◇大きな社会問題になっている教員の長時間労働の問題を、女性差別撤廃委員会の勧告にもとづいて解決すること。</p> <p>◇生理の手当のための休み時間、トイレの数、体育の授業や入試のあり方などを見直すこと。</p> <p>◇固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスをなくすためにも、科学と人権にもとづいた包括的性教育、ジェンダー平等教育を推進すること。</p>
263	女	40代	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な性教育を義務教育に導入してください。市民向けの講座も開設してください。</li> <li>・メディアリテラシー教育を義務教育に導入してください。市民向けの講座も開設してください。</li> </ul>

264	女	80代以上	105	「基本認識」の最後の○に、「人々の意識形成に大きな影響力をもつ学校教育・・・」とあるが、そのための女性の参画推進の前に、「とくに学校教育においては、学校運営、学級経営、学習指導などに教員のアンコンシャス・バイアス」が反映されやすいので、学校管理職・教員など学校教育関係者全員が、そのことを自覚できるための研修を受ける機会をもつべきである。」を追記してほしい。
265	女	60代	106	高等教育（大学）においても、ジェンダー平等に関する教職員の理解は不足しており、特に管理職に理解がない大学では、ジェンダー平等の教育や研究が制限され、学生がそのような学びを得られる機会を逸することに繋がる。ウの研究の推進だけでなく、ア 教職員の研修、イ教育研究の充実、の箇所でも、高等教育（大学）を明記してほしい。大学でジェンダー学を教育している立場からは、学生は義務教育や中等教育で殆どジェンダーについて学んでいない学生も多く、大学入学後初めて学ぶ学生が大半である。包括的性教育が定着していない我が国においては大学におけるジェンダー教育も、社会に出る前の人生の段階において、重要な役割を果たすものであり、明記すべきである。
266	男	30代	-	近年、SNS上でデマや憶測によるジェンダー平等や性的マイノリティの権利に対するバッシングが顕著になっています。イギリスでは、ミソジニーやポルノの有害な影響を学ぶ性教育が義務になっています。日本でも、SNSを含むメディア事業者に対しジェンダーに関するデマやヘイトへの対策を促すことと同時に、義務教育段階からメディアリテラシー教育を促進することを明記すべきだと考えます。
267	女	60代	-	コンビニに成人誌は置かないようにしてほしい。
268	団体として提出	団体として提出	107	（１）施策の基本的方向（１２行目～）「また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」と記載されている。 私たちが目にするデジタルや作画描写による性表現のなかには、性暴力にあたるものも含まれており、架空人物であっても表現自体が性暴力・人権侵害にあたるものが存在し、女性の人権は踏みにじられている。よって、文中の「実在する」を削除することを強く求める。
269	女	70代	106	第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 1 男女共同参画を推進したような選択を可能にする教育・学習の充実 （１）施策の基本的方向 （２）具体的な取り組み ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実、及び イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 ⇒ 具体的な取り組みとして、現場の保育者、教職員にジェンダー関係の研修を実施することは必須であるが、同時に保育者及び教員の養成課程において、固定的な性別役割分担意識がどれだけ「子どもたちの可能性を狭めてしまうか」など、ジェンダー・バイアスのない保育及び教育を学ぶ専門科目を「必修科目」として設置することが第一義的に重要である。（１）の施策の基本的方向には「教員の養成・採用・育成の各段階に男女共同参画の視点を取り入れ…」とある。しかし、現在の保育者及び教員養成機関で「ジェンダー関連科目」を設置しているところは全国的に非常に少ないと思われる。まずその調査を実施して実態把握をすることも必要である。 以上より、具体的な取り組みの中に、「保育者及び教員養成課程において、ジェンダー関連の専門科目を設置する」と入れることを要望する。

270	女	60代	106	<p>(2)のア、イ、エについて述べます。アについては、新しい組織「男女共同参画機構」が研修や教育・学習支援等を行うということで、非常に責任のある、重要な役割を果たす存在となると感じました。ただ文面からは、学生、子どもたちが男女共同参画について学べるように教室でどのような教育を行うか、どのようなクラス運営を行うかについて、教員がどのような研修を受けるかまでは言及されていないように思えました。教育とジェンダーについて詳しく実務もご存知の方が男女共同参画機構の職員として勤務されることを願っております。</p> <p>イについては、未就学児のジェンダーバイアスを植え付けない保育はとても重要ですので、積極的に取り組むよう、保育園、幼稚園の職員研修に必修としていただきたいです。資格を取得する課程においてだけでなく、実務で働き始めてからの職場研修でも必要かと存じます。私が港区男女平等参画センターに勤務していた時、保育施設へのそのような内容の研修を出前講座として行っていました。希望する保育園のみに行っておりました。保育職の方は、むしろジェンダーの考えにとらわれている方がやや多いので、職員自身の意識啓発と、子どもたちにジェンダーを植え付けない保育、教育が必要です。</p> <p>エについては、意見の1つ目で述べましたが、女性の学び直し、キャリアアップ等の講座は、しごとセンターではジェンダーの視点が弱いため、ぜひ男女共同参画センター主催で行うことを推進した方がいいと考えます。</p>
271	女	80代以上	107	<p>具体的な取組の「5. 男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すための各種取組と連携する。」に、「また、既存の表現とジェンダーに関するガイドラインをまあ再利用したり、時代に合わせ新規のガイドラインを開発する。」を追記する。</p>
272	女	20代	106	<p>本項目の1「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」(2)具体的な取り組み、ア校長をはじめとする教職員への研修の充実について、教職員だけでなく、大学の教職課程におけるジェンダー視点の強化、ジェンダー教育の必須化を盛り込んでいただきたいです。</p> <p>私自身、現在、教職課程を履修しているのですが、ジェンダーの観点からの生徒指導、SRHRについてや多様な性の在り方など、教職課程ではあまり扱われません。しかし、教師が生徒に与える影響はとても大きいため、教師のジェンダーについての知識や意識は必要不可欠です。</p> <p>教師になってから、研修などで勉強するのではなく、なる前の大学生時代から、きちんと学んでおくべきだと考えます。</p> <p>そのため、教職課程を履修する大学生が、必ず、ジェンダーやSRHR、LGBTQ+などについて、学習し、正しい知識を身につけるといった項目を設けていただきたいです。</p>
273	女	60代	-	<p>包括的性教育の推進について</p> <p>現在の性教育は、科学的知識・人権・性の多様性・同意の重要性などが十分に扱われておらず、若年層の性被害や無知によるリスクを放置しています。UNESCOなどが示す国際的なガイドラインに沿い、年齢に応じた、実用的で包括的な性教育を、すべての子どもたちが受けられるよう制度整備を進めてください。</p> <p>日本の性暴力の陰湿さ、処罰の甘さは目に余るものがあります。人権をベースとした包括的性教育をすべての世代が受けられるようにしてください。</p>
274	女	50代	-	<p>包括的性教育を進めてほしいです。</p>
275	女	30代	-	<p>また、将来子どもを育てる立場を想定すると、学校教育において包括的性教育が十分に行われていない点を懸念しております。その一方で、スマートフォン等を通じて、望まなくてもR18漫画など過度な性的表現を含むネット広告に接触してしまう現状があります。第11分野「教育・メディア等」において、未成年者が有害情報に触れることを防ぐため、広告配信の制限や規制を検討していただきたいと考えます。</p> <p>以上2点を、第6次計画においてご検討くださいますようお願い申し上げます。</p>

276	男	40代	107	<p>該当箇所 インターネット上の性的暴力・ハラスメントに関する広報啓発 自画撮り被害防止教育・啓発 不適切な投稿のサイバーパトロール リベンジポルノ・ディープフェイク等への対応 画像削除窓口の周知、ISPによるブロッキング支援</p> <p>インターネット上の犯罪被害防止や被害者支援の観点は理解します。しかしながら、サイバーパトロールや削除要請、ブロッキング支援といった施策が拡大解釈されれば、正当な表現や創作活動までも制限されるおそれがあります。 表現の自由を不当に侵害しないよう、削除や規制の基準を厳格かつ透明にし、恣意的な運用を防ぐ仕組みを設けるべきです。</p>
277	女	40代	106	<p>(2) 第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていましたが、そこに子どもたちが学ぶ視点は明記されていません。幼少期から人権としての包括的性教育を充実させることが必要であり、それがアンコンシャスバイアスを減らす、又は気づきを促すことにつながります。だからこそ、子どもたちが学ぶ必要性を明記するべきだと考えます。</p>
278	女	40代	106	<p>「男女共同参画の視点の取入れ」「男女平等の理念を推進」とありますが、教育の場で推進するなら、まず教職員が仕事と生活を両立できるよう長時間過密労働をなくすための実効ある施策が必要です。国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の日本の第9次定期報告に関する総括所見では、教職員の長時間労働について、パラグラフ37（e）では懸念事項として「長時間労働、残業代がないこと、睡眠不足、仕事を持ち帰らなければならないなど教員の困難な勤務条件が、長期の病欠や人員減少または、さらなる家庭責任による早期退職を含む、女性教員に対して異なる影響を及ぼしていること」とし、パラグラフ38（e）では「教員のジェンダーに配慮した労働条件を確保するための措置を強化および実施し、勤務時間の短縮や調整策を通じてワークライフバランスを優先させること」と勧告しています。改正給特法では長時間労働を解消するための実効ある施策を盛り込んだものにはなりません。残業代支給や時間内に仕事が負えられる授業コマ数減と教員の増員といった、具体的な施策を実行してほしいです。また、何度も出てくる「アンコンシャス・バイアス」について、解消するための具体的な方策がありません。意識改革を叫んでも具体的な手立てを講じなければ改善はしません。すぐには結果は出なくても確実に必要な施策は、国を挙げての人権教育と包括的性教育の充実です。残念ながら頻繁に報道される教員の盗撮や性加害は明らかに人権感覚の欠如が原因です。幼児から高等教育・社会教育まで徹底した人権・包括的性教育を行い、情報にアクセスもできるよう教育・社会的整備を急いでください。</p>
279	女	50代	106	<p>第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記が無い。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。</p>
280	女	50代	106	<p>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実に、「未就学児～高校まで、発達段階に応じた包括的性教育を実施する」を追加するべきである。 日本では10代の望まない妊娠や性被害、子ども同士の性的いじめなどが急増しており、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った包括的性教育を発達段階に応じて実施していく必要がある。</p>
281	女	50代	106	<p>学習指導要領の歯止め規定などの制限は性教育の萎縮・遅れにつながっており、至急撤廃するべき。 就学年齢への包括的性教育の推進を急いでいただきたいです。</p>

282	女	50代	106	<p>包括的性教育の導入・推進を明記すべきです。国連からも勧告を受けています。大学生に包括的性教育の内容を説明すると、もっと早い段階で学校でこうした知識を学びたかったという声を必ず聞きます。若者の意見に耳を傾けてください。そして、国際潮流に沿った教育を提供すべきです。国は、グローバル化の世界を自信をもって次世代が生き抜けるように、必要な知識を伝える責任があります。これは、自らの体の自己決定に関する知識を伝えないことは、学習権の阻害であり、国による明確な人権侵害です。</p>
283	女	50代	107	<p>具体的な取り組みについて以下を追記することを提案します  「包括的性教育」（人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など 幅広いテーマを含む性教育）を各年齢、それぞれの立場に相応して実施する。  教育現場だけでなく、人権の視点からジェンダーを考える機会をあらゆる段階で研修しアップデートする場を設けること。</p>
284	団体として提出	団体として提出	107	<p>第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進  日本では「結婚して子どもを産むもの」という規範意識が根強くある。更にそれを補強する婚外子差別法制度が存在する。そのため、結婚しないで子どもを産んでいくことへの非難や批判、そして差別が行われている。その結果婚外子出生率は2023年では2.5%という非常に少ない数字となっている。  このような規範意識を払しょく一掃するために、婚外子差別法制度の廃止を打ち出すとともに、結婚しないで子どもを産んでいくことは、それぞれの生き方の問題で、尊重されなければならないことを広く広報していくことが必要であり、情報発信していくよう求める。その際に、上記女性差別撤廃委員会の懸念と勧告を、広報するよう明記することを求める。</p>
285	団体として提出	団体として提出	107	<p>多様なメディア・コンテンツを活用した広報活動およびメディア関係者との連携について、男女共同参画に関する啓発を促進することに加え、メディア関係者に対し現状のメディア・コンテンツの見直しを求める必要があると私たちは考えます。  私たちが15歳～25歳を対象に行った「ユースを対象にした容姿に対する意識調査」（2023年）では、「体型」「顔立ち」「体毛」「肌の質」「骨格」などの容姿に関して、「肌の質」と「胸の大きさ」の2項目を除いた他全ての項目において、「気になる」と回答した割合は男性よりも女性の方が高いという結果が出ました。つまり、女性の方が容姿に気を使っている傾向にあるのです。またこれは男女で容姿について気になる部分が異なり、それぞれの性別に期待される容姿の特徴が異なる可能性を示唆します。こうした容姿への関心を持ったきっかけとして、約5割超がSNS、約4割がテレビを理由として挙げています。特に女性においては、SNSからの影響が最も大きいことが明らかになりました。  以上のような現状はルッキズムの台頭を体現しており、若者世代が性役割やジェンダー・ステレオタイプに強く影響されていることが分かります。しかしルッキズムは一例でしかありません。ジェンダー・ステレオタイプに基づくマイクロアグレッションは、若者世代に大きな負担を与えています。調査から分かるように、SNS等のメディアにより日常の中で繰り返されるマイクロアグレッションは、若者に性役割を内在化・再構築させることの一端を担っている現状があります。  以上のことより、「男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進」する具体的な内容として、男女共同参画を訴えることに加え、メディア・コンテンツそのものに潜むジェンダー・ステレオタイプを意識させるようなメッセージの見直しを行うことを求めます。そこでメディア関係者との連携において、「ジェンダー・ステレオタイプの再構築を促すような広告表現の抑制」などの方針を追記してはいかがでしょうか。</p>
286	女	50代	106	<p>幼児から高校・大学まで、発達段階に応じてLGBTQについての学びを系統的に行えるように、包括的性教育の導入をお願い致します。</p>

287	男	30代	107	<p>2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信 以下の記述について意見を述べます。</p> <p>「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する」</p> <p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」</p> <p>この中で、多様なメディア関係者と連携してジェンダー平等に役立つ広告やコンテンツの積極的な情報提供を進める点は、内閣府が税金を使って民間メディアに介入する形になりかねないため、反対です。 また、男女共同参画に資さない広告やコンテンツの排除を招く懸念もあります。</p> <p>また、第6次男女共同参画基本計画全体に問題があるため、公的資金と民間メディアを活用したジェンダー平等に関する情報発信には、根本的に反対します。</p> <p>「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策」という記述については、実写フィクションなどが恣意的に排除されないよう、「実在する特定個人を侵害するような情報への対策」に修正することを提案します。 このように変更すれば、男性も救済の対象となり、差別になりません。</p> <p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」という記述については、違法でない表現に対しては、規制を一切求めたり推進したりしないよう、表現の自由を最大限尊重する方針も、基本的方向性に追加すべきです。</p>
288	男	30代	106	<p>自然科学の土俵は老若男女一切不問の世界であり、しばしば格闘技ないしは武術などの弱肉強食型社会さながらに語られる世界である。男女平等の考え方を推進する上において、自然科学の土俵という概念を更に広く知らしめて然るべきであると言える。</p> <p>男女平等という国家的基本理念を、個々の誤認識による不当な価値観が阻害するのであるからして、男女平等を真の意味で実現させなければ意識改革目的での学校教育を文部科学省主導で何よりも先に着手すべし。特に、「男女平等な世界とは一体何の世界なのか。」または「男女平等な世界とは一体どのような世界なのか。」辺りの問いに紐づく学校教育を直接実施すべし。</p> <p>科学とは、観察ありきに実験ありきで絶えず検証を要求してくる学問である。また、男女平等の考え方は性差を本質的に避ける代物であり。性差を考慮から外せば年齢差または人種の差が残るのみで、個別要素を考慮から外すのは公平性を期す上における基本的作法であり。ゆえに、科学の土俵と男女平等の考え方は極めて相性の良い組み合わせであると言える。</p> <p>なお、障害者に対する合理的配慮の必要性は、言うまでもなく存在する。この合理的配慮に関する点については、読み手による曲解あるいは難癖を防ぐ目的を以て軽く意図的に触れておくものである。</p> <p>世界的に見ても人種差別への不当性が既に市民権を得ているとされている以上、自然科学の土俵に性質を直接学べば人種差別の不当性をも理解するに至る。科学の世界自体が常に反証を要求される前提の世界である以上、自然科学の土俵は不勉強な者を容赦無く強引に追放する性質を持っている。この性質は実力主義の世界特有の性質であり。男女平等を完全に達成した暁には構造上の対等な接遇が男女不問で残る以上は、男女不問なり人種不問なりの考え方は老若男女一切不問という考え方の手前にある代物であると言える。</p> <p>若年層において男女不平等な考え方自体が昭和年間以前に比べて大して認識されなくなってきた以上、男女平等に反する考え方は所詮は過去の遺物に過ぎない。</p> <p>ゆえに、自然科学の土俵の示す性質を令和年間初頭の今現在において学ばせれば数十年後の日本国民の間に良い影響を与える展開を予見できる、という寸法である。本稿執筆終了時の今は令和07年09月15日の午後で23時05分。男だろうが女だろうが一切無関係で対等に話のできる世界を、真剣に望む。</p>

289	女	60代	107	<p>第11分野の2において、国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信がかかげられているが、テレビ局という巨大なメディアが、著名なタレントによる女性アナウンサーへの性加害にたいして、適切な対応をしていなかったことが露呈したことは記憶に新しい。</p> <p>放送、新聞、書籍、インターネットなどの大きなメディアが及ぼす社会的な影響の大きさにかんがみ、メディアにおける性暴力を根絶することは、とりわけ被害者になりやすい女性の人権を守るうえで非常に重要である。メディアにおける男女共同参画、男女平等施策の推進は喫緊であり、放送や新聞などのメディア業界での女性役員比率を上げることは必須である。</p> <p>放送・新聞などの巨大なメディアにおける女性管理職の登用を上げるべく、数値目標を4割などと高めに設定する必要がある。</p>
290	男	30代	-	<p>1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的に男女データしか想定していないが、多様なジェンダーの人がいることも踏まえ、ジェンダー統計をより正確に収集していく必要がある。</li> <li>・また、「エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実」において、女性しか想定されていないことから、文化的マイノリティや障がいのある人、性的マイノリティ等、複合的なマイノリティの人も含めるべきである。</li> </ul>
291	女	20代	105	<p>教育とメディアは一見すると共通点もありますが、課題の性質や背景となる制度が大きく異なります。教育は学校制度や学習指導要領に基づいて長期的・体系的に取り組む必要があるのに対し、メディアは社会の情報発信や表現のあり方と強く結びついており、即時的かつ多様な対応が求められます。そのため、教育とメディアを同一の分野で扱うのではなく、分けて独立した分野とすることを提案します。</p> <p>また、教育分野においては、次世代を担う「こども」の視点を重視した記述を明確に位置づけるべきです。こどもの段階から男女共同参画の理念や多様性の尊重を学ぶことは、将来的な社会の基盤づくりに直結します。そのため、教育分野の中に「こどもに関する項目」を新たに設け、学校教育を中心とした取り組みを計画に盛り込むことで、男女共同参画社会の推進をより具体的かつ実効性のあるものとすることができます。</p>
292	女	60代	107	<p>1, 多様な・・・・</p> <p>(2) 具体的な取り組み</p> <p>イ(2)教員の理解促進を図る</p> <p>幼児教育から初等中等教育で男女平等教育、ジェンダー教育は非常に大切な物である。しかし、教員の意識は必ずしもジェンダー平等の意識は高いとは思えない。なぜかというと学校現場ではあらゆる場面で男女を分けて並べせたり活動をさせたりしていることが未だに多く見受けられるからである。分けることは必ずどこかで差別意識が働いていると思われる。分けないでというとトイレも風呂も一緒に良いのかと極端なことを言う人が居るがプライバシーの尊重と一緒に考えないで欲しい。教育の場では能力には個人差はあっても男女差はないのであるが、それをあたかもあるかのように振る舞う教師は未だに多いと思われる。そこで教師には「理解の促進を図る」ではなく「理解の促進を図るための研修を行う」にしたい。</p>
293	男	20代	107	<p>表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進するとあるが、そもそも一定の性質の情報の存在が人権を侵害するという前提が間違っているし、どの権利を侵害しているのかも言及されていない。人権という概念は無闇に拡大されるべきものではない。また、違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行うとあるが、そもそも何らかの表現に対して法的に制限を加えること自体が違憲だろう。憲法21条には一切の表現の自由は、これを保障するとあるのだから。</p>

294	女	70代	-	<p>第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 基本認識</p> <p>第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、教育、雇用、公的活動を含む家族及び社会における男性と女性の役割と責任に関する家父長制的な態度と根強いジェンダー・ステレオタイプが執拗に存在していることに懸念を示し、その撤廃のために、「積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採用し、十分な資源を配分し、実施のモニターと評価を確保すること」を勧告した（パラグラフ26a）。勧告の内容を実施するうえで、教育の果たす役割は大きく、ジェンダー平等教育推進の方策が第6次計画には盛り込まれるべきである。</p> <p>「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項</p> <p>第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見を踏まえ、以下の事項を盛り込むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む、子どもの発達に応じた包括的セクシュアリティ教育を教育課程に位置づけること</li> <li>○根強い固定的性別役割分担を是正し、人権尊重を基本としたジェンダー平等教育を推進すること。</li> <li>○教科書に日本軍「慰安婦」などの戦争の実相を記述すること。</li> <li>○メディアの作り手、特に意思決定過程への女性の参画拡大をすすめ、性別役割分担を固定化するような表現傾向や性加害をおこしやすい土壌を是正し、メディア内のジェンダー平等をすすめるための取り組みを強化すること。</li> </ul>
295	女	20代	107	<p>具体的な取り組みとして「6 インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。」と記載があるが、インターネットの利用が当たり前になっている中、日本のWebサイトには海外と比べて青年向けの性的要素の強い漫画作品のアドネットワーク広告が氾濫している。レシピサイトにも掲載されている。</p> <p>メディア・リテラシーはもちろん重要だが、リテラシーの有無に関わらず、まだ自身の価値観が形成される前の若者がそのような広告に触れた場合、女性は性的な存在として眼差して良いという考え方を植え付けられてしまうと思う。また、女性としては性的な眼差しを受けているという感覚を持たされ、インターネットを使うのにも常に不快感が付きまとう。一部の大人が持っている価値観が広告によって氾濫しているため、誰でも見れるインターネットを、安心して若者も、女性も、見れるように、規制を強化してほしい。</p>
296	男	60代	106	<p>・男女別学校について、共学化が望ましいことを国の公式見解として明確にし、地域の実情に応じた無理のない共学化を促す政策を、本計画にも位置付けるべきである。</p> <p>【共学化が望ましい理由】 差別とは、扱いに差をつけること。したがって志望者の扱いに、性別によって差をつける男女別学の制度は明らかに、性別による差別的取扱いに該当し、これを受けないことを人権として尊重する、男女共同参画社会基本法の趣旨に反する。</p> <p>また男女別学は、性の多様性を想定しない性別二元制に基づいていることから、性的少数者の存在を否定し、教育を受ける権利を侵害する。</p> <p>男女別学校において以上の二点を解消する方策は、性別による入学制限が無く、性的少数者に性のあり方を問わない、共学への移行において他に無い。</p> <p>【国の計画が必要な理由】 上記の理由から、男女別学校の共学化は地方教育行政の範疇にとどまらず、人権と男女共同参画社会の実現のため、国の施策とすべき課題である。</p> <p>県立の男子校・女子校を多く抱える埼玉県、群馬県、栃木県などは、入学を望む異性などからその共学化を求められているが、国の見解や方針が無く、法的な根拠も明確でないことから、「別学のメリット」を超える理由を示せない。結果として共学化反対者の理解が得られず、性別による差別的取扱いの解消や、性的少数者の人権保障が困難になっている。</p>

297	男	20代	72	教育現場において、男女共同参画を理解する機会が依然として限られています。教科教育にジェンダー平等の視点を組み込み、初等教育段階から無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消する学びを進めることが重要です。特にキャリア教育と連動させることで、将来の職業選択における性別による制約意識を取り除く効果が期待できます。
298	男	30代	106	素案では固定的な性別役割分担意識の解消が強調されていますが、男女には生物学的な性差が存在し、女性は子を産むことができる一方、男性にはできないという根源的な違いがあります。思想的に「全ての女性が男性と同じように働くこと」を一律に目指すあまり、この現実を無視した制度設計になることは避けるべきです。他方で、性差を理由に役割を固定することも望ましくありません。必要なのは、性差を前提にした上で「多様な選択」を可能にする柔軟な社会設計です。働きたい女性が不利にならないようにすることと同時に、家庭を優先したい女性や男性の選択も等しく尊重されるべきです。教育・啓発は「固定化の否定」だけでなく、「現実の性差を前提にした多様な選択の尊重」を柱に据えるべきだと考えます。
299	女	30代	-	コンビニに成人誌が普通に置かれ、子供達が目にするのが当たり前になっている。幼少期から女性の水着写真はあのに男性の水着写真の雑誌は無いことが当たり前となることで本人は意識していなくても潜在的に女性への偏見、軽視に繋がり、女性の露出が性欲をかき立てる道具となってしまっているのが現実である。コンビニに成人誌を置かないよう取り締まりをして欲しい。
300	女	20代	-	リケジョが少ないことは問題視され、対策が立てられていますが、社会科（政治学、法学、経済学など）女子が少ないことは注目されていません。実態調査をお願いします。
301	団体として提出	団体として提出	107	(AFEE13)【新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う】との記載箇所について、【男女共同参画に資する広告やコンテンツ等】が指すところの具体的な意味が明らかで無いため、「何が男女共同参画に資する広告やコンテンツ等」かについて、国民の議論によって定義づけられるべきである。同時に、「男女共同参画に資さぬ広告やコンテンツ等」が仮に存在したとしても、そのような広告やコンテンツ等の発信・受信が規制されるべきというニュアンスと捉えられないような補足文言が必要である。
302	女	60代	106	意見 校長をはじめとする教職員への研修の充実や、教員の理解促進は書かれているが、児童生徒への教育の実施は書かれていないので、カリキュラムに入れる、学習指導要領に入れるなど、ジェンダー平等教育を行うことを明記していただきたい。
303	女	40代	-	・全体を通して、やはり人権教育としての性教育を学んでいない大人が多い現代ではアンコンシャスバイアスに気づくことが難しいと思います。 まずは、大人が学びなおす（アンラーン）機会を増やしてほしいです。そのための予算をやりくりしてください。 私は包括的性教育の学びに出会って、自分自身の嫌なところ、隠したかった部分もそのまま、そういう自分もいるよね。それも含めて私なんだと自分を愛おしく思えることが出来るようになりました。どの年代の人にも必要な学びだと思います。

304	女	70代	-	<p>1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実  (2) 具体的な取組  ア校長をはじめとする教職員への研修の充実  職場の男女共同参画に関わる校長の取組として、個々の教職員の日々の課題について把握し、支援することがとても大切だと思う。特に子育て、介護を抱える教職員が、仕事を続けて行かれるように、またその状況でもキャリア形成に前向きに取り組めるよう支援が必要で、その点をここにも明記してほしい。</p> <p>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実  1 「幼少期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する方策」、ここが極めて重要だと思う。日本の社会がジェンダーバイアスにまみれている現状では、おもちゃ一つとっても「男の子向け」「女の子向け」と分けられ、教育現場だけで解消できないほど深刻であるので、保護者や製造メーカーに向けての啓発なども書きこんでほしい。</p> <p>2 初等中等教育において男女共同参画の重要性の指導することの必要はいうまでもない。それが「教職員研修の充実」「副教材の普及」だけの例示で良いのだろうか。既に就学以前に性別役割分担意識を身につけた児童・生徒に対し発達年齢に応じた、またそれぞれの地域に課題に応じた教材の作成などの必要についての説明もほしい。また人権学習としての「包括的性教育」が実施されれば、ジェンダーバイアスを学び落とし、ジェンダー平等な関係作りの話になり、まさに男女共同参画社会の担い手が育つと思う。ぜひ加筆してほしい。</p> <p>2. 国民的広がり・・・  (2) 具体的な取組  6 7 自画取り被害なども含めて。デートDV予防教育でカバーできる領域で、実践の実績もたくさんある。ぜひ包括的性教育、場合によってはデートDV予防教育の実施を通して周知させる教育に取組むと加筆してほしい。</p>
305	女	80代以上	106	<p>p.106 第11分野 教育・メディア  ◆1. 教育・学習の充実 (2) 具体的な取組 イ教育・学習の充実  「(3)女性差別撤廃条約を義務教育で学び、個人の尊厳を重んじるジェンダー平等についての理解を深める。」の1文を入れる。  ◆「女性差別撤廃条約という用語の周知度」50%を目標値にする。  【理由】批准後40年を迎える女性差別撤廃条約の周知が不十分である。第4次計画では周知度が目標値とされたが、第5次計画では目標値から落ちてしまった。大切な指標なので、第6次計画に復活してほしい。</p>
306	女	70代	-	<p>夫婦別姓には反対です。  一つの家族の中で苗字の違いが有るのは、子ども達に混乱を与える事になりかねないです。</p>
307	団体として提出	団体として提出	-	<p>2-(2)(3)男女共同参画週間の今回のポスターは、優しい色合いで、とても好評でした。  地方の津々浦々にまで、男女共同参画の意義を伝える好印象のポスターを届けてください。自治体へのデータ提供のみではいけません。野外の掲示板の雨風に耐えられる紙質でたくさん配布をお願いします。</p>
308	女	70代	-	<p>夫婦別姓には反対です。  一つの家族の中で苗字の違いが有るのは、子ども達に混乱を与える事になりかねないです。</p>

309	女	70代	106	<p>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の場で男女平等の意識を育てるうえで教科書は重要である。近年の道徳教科書は、ジェンダー視点で見ると疑問を感じずにはいられない。中学校の道徳教科書で、主人公が男性のものが6割以上になっている（もっと多い教科書もある）。女性の生き方を問う教材でも、女性が家事の一切を担い、夫の親の介護まで押し付けられて自身の管理職登用試験をあきらめるというものもあった。教科書は生徒にとって、『学び』の方向を示すもので、文科省が検定合格を出すときにジェンダーの視点を基本に据えるべきと思う。</li> <li>・アで、校長はじめとする教職員への研修の充実、とあるが教科書編集者にもそのことを徹底すべきと考える。</li> <li>・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、私自身にもある。幼児期からの環境や教育や家庭生活の中で、「女のくせに」「子どものくせに」といった制約を受け、社会に出たら職場の中でセクハラ・パワハラを受けてきた。これからの子どもたちには、そうした無意識の思い込みをさせないように、個を大事に育てたい。</li> </ul>
310	女	60代	-	<p>「少子化対策」と言いながら、大学生の「学生結婚」に対する支援がなさすぎる。学費や生活費の援助、修学、就職、大学内のトイレの整備、大学内保育所などの支援をもつと行うべきである。と同時に、避妊、妊娠、出産や育児を含めた、適切な「性教育」も必要である。</p>

311	女	40代	106	<p>(1) 施策の基本的方向  「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア」での注意啓発は大切だが、やたらと広告を打てばよいというものではない。  広告制作の決定権は女性が握るなど、被差別属性を中心とした広報物を作成することが大切  「女性が制作した」というのが形ばかりで決定権は男性にあったので男性の意向に従わざるを得なかった」という事例がたびたび起こっている</p> <p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」  いわゆるAVビデオにおいて、暴力的・虐待的な表現が横行し、どんどん過激化している中には子どもを対象としているような演出も見受けられる。また特定の職業（看護師、教師など）を演出したもの、性暴力（痴漢など）の演出などは、実際の性犯罪やセクハラに用いられており、問題視されている  こういった創作物に一定の規制をかけるか「フィクションである」「実際に行くと刑事罰の対象となる犯罪である」の表示を大きく入れるなど、現実と誤認しない、犯罪に繋げない注意が必要と考える</p> <p>(2) 具体的な取組  (1) 固定的な性別役割分担意識～  →学校において調理実習で女子が男子の分までやってしまうなどの実情がある。教員も気を付けて、男女ともに同様の経験ができるよう取り計うべきと考える  (女子が勝手にやってしまう、でなく、女子の「これは女子がすること」というバイアスを解消し、男子に「これは女子がやるものなのか」という誤認を解消することが必要)</p> <p>(4) 家事・育児等の手間～  →根本的に方向性が違っている。主に家事育児を押し付けられがちな女性を楽にすることは大切だが、男性の意識が変わらない以上女性が楽になることはない。（食洗機やロボット掃除機を導入させない夫の例などがある）  企業などを通じて、男性の育休が形だけにならないよう、家事と育児を自分事としてきちんとできるよう、妻にも自分と同じく働いて収入を得たり勉強をする自由があることなど、当たり前を浸透させる必要がある。まずは官公庁から始めるべき</p> <p>(6) インターネット上～  →すでに児童生徒・保護者への注意啓発はかなり行われている  いつまでも被害者への自衛ばかりを強かず、警察と連携して加害者を摘発し、罰し、子どもたちが安心して生きられる環境を作るべき  自暴自棄になった子・ネグレクト家庭に、子どもを守る注意啓発をしてもそれは放任していると同じ事</p>
312	答えたくない	40代	107	<p>新聞や雑誌、インターネットメディアなどにおける、性的な商品や広告などを、子どもをはじめ、それを見たくない人が不用意に目にするようなゾーニングすべきと明記してください。例えば、スーパーや書店、コンビニエンスストアなどの小売店において、入口付近や目立つ場所に平積みや面陳のように表紙が見える形で置かれた雑誌の中には、女性が水着姿（特にプール特集というわけでもないマンガ雑誌や週刊誌）や裸に近い状態で性的にアピールしているもの、性的な文言が並ぶ表紙の雑誌が多くあり、不特定多数の人が目にする場所にはふさわしくありません。店舗の奥側に置いたり、表紙の見えない陳列にしたりするなど配慮することを業界団体などに要請する旨、書き入れてください。</p>

313	男	40代	107	<p>○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。</p> <p>下記を明確に区別すること。  1. 架空創作物・アダルトビデオやグラビア撮影を始めとするショービジネス要素を持つ記録物  2. 上記に当てはまらない記録物</p> <p>1. ついて、表現の自由を尊重するならば、憲法21条により性暴力表現があっても他のいかなる表現物と等しく扱うことは当然。実在する女性と男性の権利は、架空を演じていることから人権については考慮しないこと。例として演劇で言い争いや殺人を表現できなくなる。  2. について、実在人物に対しては女性にかかわらず男性の人権を守ることも当然であるため、男性も追記すること。</p> <p>自主規制について、著作者から読者を仲介するすべての業者による自主規制は読者たる多くの国民にとって、どのような表現が削除改変されたかが分からないことと、該当業界に第三者が圧力をかければ無限にできるため全国民が確認できないところでしてはならない。その規制ルールは全国民が容易に確認できるよう明示して著作者と読者への責任を示すべきである。</p> <p>○ 違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>創作物による架空世界における違法の定義は、我が国の法が及ぶことはなく著作者が決めるものである。創作物内の事象に我が国の法を適用してはいけない。表現の自由への干渉である。これは我が国の今まで作り出した数多の創作物を破壊する愚行である。</p>
314	男	60代	106	<p>前回の計画には、子どもたちが学ぶ視点が明記されていたが、今回の計画にはない。ジェンダー平等をめざす教育を進めることを明記してもらいたい。</p>
315	女	50代	106	<p>第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記が無い。幼少期からのジェンダー平等を目指すための教育を進める必要性を明記すべきだ。</p>
316	女	60代	105	<p>幼児期からの包括的な性教育の推進を求めます。  修学前の子どもたちの言動に、ジェンダーが刷り込まれていることを実感することがあります。周囲の大人たちや蔵書メディアなどからジェンダーを子供たちは学んでいると思います。子供たちに包括的な性教育を推進することで、子供のみならず、その教育を推進する人が、きちんとした上のあり方も含め、人権的なジェンダーの視点を学ぶことになると思います。</p>
317	女	40代	-	<p>日々触れる情報は私たちの価値観を作っていると思う。ワーママという表現をやめてくれないか。女性が仕事と家庭の両立をするものだと若い女性は思ってしまうし、男性も家庭を任せてしまうのではないか。家事も仕事をうまく両立している女性ばかりがフォーカスされて、新聞にまで登場してくる。男性は「協力してくれて」ありがたがられる。少ないとは思いますが、男性が家事をする家庭もメディアに登場し、多様な生活様式に触れることで、老若男女問わず無意識にある性別役割をなくすことを期待する。</p>

318	男	30代	107	<p>「2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信」</p> <p>近年、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などで、特定の広告や表現に対し根拠なく「差別」「搾取」等と誹謗中傷が繰り返されてきた。非難する側が、本来当該広告には適用されないはずの、自治体の「男女共同参画のための表現ガイドライン」に依拠した非難を行っていたケースを確認している。国や自治体の発信を元に、特定の表現の排除や蔑視が正当化されてしまうのであれば、本邦の表現の自由に著しく反する状況を構築しかねない。全ての広報活動に、「特定の表現への排除や蔑視を正当化するものではないこと」を明記すること、および本文中に「本広報活動において特定の表現や意見が排除されないような取り組みを並行して行う」旨を明記しバランスを取ることを強く要求する。</p>
319	団体として提出	団体として提出	107	<p>2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野などと連携した積極的な情報発信</p> <p>新日本婦人の会は2023年12月、コンビニエンスストアの「成人誌復活」について緊急調査(3241店舗)をおこない、大手3社の本社や地域ストアの本社に要請・懇談した。一部店舗では撤去や縮小が実現しているが、こうしたとりくみを各社の判断にのみ任せるのではなく、政府として性暴力や性搾取、性売買を助長するメディアに対して毅然と対処すべきである。</p> <p>◇国連女性差別撤廃委員会の勧告にもとづき、差別的なジェンダー固定観念を助長し、女性と女兒に対する性的暴力を強化するポルノ、ビデオゲーム、アニメーション製品の生産と流通に対処するために、既存の法的措置と監視プログラムを効果的に実施すること。</p> <p>◇メディアに対し、意思決定での女性の比率を引き上げ、人権とジェンダー視点に立った報道や番組制作、CM放送をおこなうよう求めること。</p>
320	女	20代	-	<p>教育はすべてのものにつながると思います。まずは自覚するところから始まると思うので、アンコンシャス・バイアスを明確にしてほしいです。計画に書かれている内容で、教育をアップデートし、日本の未来をつくってほしいです。</p>
321	女	70代	-	<p>包括的性教育やデートDV防止授業等を、義務教育の段階から実施すべきである。小さい頃からのそういう学習経験を通じて、人権、対等な関係、境界線、同意などについて学んで内面化し、暴力のない安心・安全な関係を作ることが大切であることを実感できると思う。</p>
322	女	80代以上	106	<p>「ア」の研修の目的に、「とくに幼少期の子どもの指導や学校教育においては、学校運営、学級経営、学習指導などを含め、指導者や教員のアンコンシャス・バイアスが反映されやすいことについて具体的な事例などを含め理解を深めること」を追記してほしい。</p>
323	男	20代	-	<p>男女共同参画の理想は、男女いずれにおいても、より自由な生き方が可能となることのはずである。しかしながら、本項目においては、昔ながらの男女のあり方を、教育や宣伝を用いて、改めるよう促すべきとお考えである。これでは男女共同参画の理念に反するばかりか、国民の自由を深刻に侵害する恐れがある。古い慣習に縛られない社会を実現するためには、新しい生き方を強制してはならない。むしろ、伝統的な生き方すらも、その価値を認められ、各自が自由に選べるものでなければならない。すなわち、昔からの男女のあり方が、いかに旧時代的に見えたとしても、それを劣後するものとして教育や宣伝が行われることは、国民の権利侵害であるといえる。</p>

324	その他	30代	-	<p>第11分野では、教育やメディアを通じた意識改革を男女共同参画の基盤として位置付け、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を目指す点を評価します。幼少期からの教育やメディアとの連携を重視していることは、持続的な社会変革に不可欠です。</p> <p>一方で、以下の観点を補強すべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. LGBTQや多様な性の視点を含む教育 学校教育や副教材でのジェンダー平等教育において、「女性と男性」にとどまらず、LGBTQを含む多様な性の理解を組み込むべきです。性的指向や性自認に関する正確な知識を学び、偏見やいじめを防ぐ教育を制度的に位置付けてください。</li> <li>2. 教職員研修の強化 男女共同参画やジェンダー平等だけでなく、LGBTQや多様性に関する人権研修を教職員の必修研修としてください。教育現場での理解不足が、子どもや若者の孤立や不登校につながることを防ぐ必要があります。</li> <li>3. メディアにおける多様性尊重 性別役割の固定化や女性蔑視的な表現の是正に加え、LGBTQや多様な生き方を肯定的に描くコンテンツ制作を推進してください。表現の自由を尊重しつつ、当事者の人権を侵害しないガイドライン作成を業界に促すべきです。</li> <li>4. 地方格差の是正とアクセス保障 都市部と地方で副教材や研修、広報活動の浸透に差があります。地方自治体や男女共同参画センター、NPOと連携し、地方の教育現場や地域活動においても等しく教育・啓発の機会が行き届くよう支援を強化してください。</li> <li>5. ICT・メディアリテラシー教育の強化 SNSやインターネットを通じた性暴力や誹謗中傷から若者を守るために、ジェンダー平等・多様性理解と一体でリテラシー教育を推進してください。被害者支援の窓口周知も不可欠です。</li> </ol> <p>結び 教育とメディアを通じた意識改革は、他の分野の取組の基盤となる重要な領域です。第11分野においては、LGBTQや多様な性の視点を盛り込み、教職員研修・メディア表現・地方格差是正・ICTリテラシー教育を強化することで、すべての人が尊重される社会の実現を強く要望します。</p>
325	男	40代	106	<p>無意識の思い込みを解消することには協調しますが、教育現場やメディア、出版物において行き過ぎたジェンダーフリー思想が流布されていることを懸念しています。性教育で性差などを学ぶ以前に同姓愛を推奨する内容の絵本を読ませるなど、幼少期の行き過ぎた指導や資料の提供にも気を付けていただけたらと思います。</p>
326	女	50代	107	<p>子どもへの性暴力を防止するために、子どもを性的対象とすることをタブー視する社会にしなければならない。表現の自由を理由に、子どもを性的に扱う広告やマンガ・アニメなどの制作物が許される社会であることは大きな問題。子どもへの性加害をなくすという視点に力点を置くべき。</p> <p>インターネット上では、性行為を想起させるようなマンガ・アニメの動画広告が普通に流れてきて不快極まりない。こういった広告が拡散されていることに慣れてしまっている社会はおかしい。規制すべきである。</p>

327	男	30代	107	<p>【意見要旨】以下の理由から、《ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組》にあたって、情報の発信時に発揮されるべきリテラシーの向上と同様、情報の受信時に発揮されるべきリテラシーの向上も不可欠であることを示す文章を追記されたい。【意見理由】男女共同参画の実現を目指すものを含む民主的な議論と意思決定のためにも不可欠な「表現の自由」を堅持する観点からは、情報の発信を制限する取組については極めて謙抑的な対応が求められる。併せて、マスメディア企業等による情報の発信のみならず、ソーシャルネットワークサービス等を用いた個々人の情報の発信も盛んに行われている現代においては、男女共同参画に資さない恐れのある情報の発信（性差別・性暴力等をいたずらに煽る、あるいは不当に肯定するような情報の発信等）を須らく未然に防ぐことが、技術的・物理的にもますます困難になりつつある側面が存在することも直視するべきである。ついては、男女共同参画に資さない恐れのある情報を仮に受信したとしても、その情報に惑わされることなく、あくまでも自他の人権を尊重した振る舞いができるだけのリテラシーを国民に習得させることができる環境づくりが必須である。現在の計画案には、《ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組》が特に《自我撮り被害》の防止、すなわち「情報の発信時に発揮されるべきリテラシー」を向上させるためのものであることについては明記があるが、「情報の受信時に発揮されるべきリテラシー」を向上させるための取組も推進することについて追記されたい。</p>
328	男	20代	106	<p>「イ 男女平等を推進する教育・学習の充実」について、記載されている通り、教育・学習の充実へ向けた取り組みを進めることを強く期待しています。私は、男性を対象として、ジェンダーに関する悩み事・困りごとを話し合うイベントを定期的開催していますが、その中で聞かれる声や悩み事は、中高生時代の環境や知識を基点として生じているものが非常に多いと感じています。幼児期から初等中等教育にかけて、性別役割分担意識を払拭するような教育を期待しています。</p>
329	女	80代以上	107	<p>具体的な取組の5のあとに、6として「上記の諸取組について、メディア関係者が研修を受けられる機会を増やし拡充する。」を追加する。</p>
330	女	80代以上	106	<p>1 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実 の(1)で、施策の基本的方向では理想的な事が述べられているが、具体的な取組のイ乃部分で、国際的な性教育に関するガイドラインで指摘されている「包括的性教育」という言葉がいっさい出てこない。幼少時からの、個人の人権を大切にされた性教育、相手の人権を尊重した性行動、性に関する正しい知識とそれに基づいた行動等を学ぶ包括的性教育こそ重要である。しかしながら、「はどめ規定」を設けて正しい性教育ができない学習指導要領の問題点も指摘せず、包括的性教育を進めないでいては、具体的取組として余りに不十分である。</p>
331	女	20代	-	<p>広告などのメディアが発信する情報や表現について、他者の人権を侵害するような有害な価値観を含む表現や差別的な表現を規制するガイドラインを作成してください。      広告はほとんどの場合 人々が見る・見ないを選ぶことが許されず、半ば強制的に見せられる暴力性のあるメディアです。そのため人々の意識に与える影響は大きく、適切な規制がなされていない現在は差別や偏見を強化・再生産してしまう表現が巷にあふれている状態です。      過度な性的描写や性暴力を含む暴力を描いたコンテンツ(いわゆるエロ広告)やジェンダーバイアスを再生産するような表現に適切な規制をするためのガイドラインを策定してほしいです。      イギリスの広告基準協議会 (ASA : Advertising Standard Authority)などを参考にしてください。</p>

332	女	50代	106	<p>「ジェンダー」という言葉がたくさんあり、本当にうれしく思います。「イ 男女平等を推進する教育・学習の充実」とありますが、この際、「ジェンダー平等を推進する教育・学習」にしてはどうでしょうか。そもそも「男女共同参画」という言葉が何を意味しているのか分かりづらいです。「ジェンダー」によって起る問題の数々を「男女平等推進」では解決できないことも見えていると思います。また教育の中で必要なのは、男性に植え付けられ、再生産されている「ミソジニー」です。「ミソジニー」を再生産させないための教育で日本はどれだけ生きやすい社会になることかと想像しただけでワクワクします！ぜひ検討ください！期待しています！</p>
333	女	40代	106	<p>106ページ～ 1(2)イ 男女平等を推進する教育・学習の充実</p> <p>未就学児がとあるが、まだ早すぎる。二十歳成人を迎えてからカルチャーセンター等で募り様々なケースを学べば良い。</p>
334	男	30代	107	<p>(1)の「○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」という記述について</p> <p>上記記述のうち、「実在する女性の人権を侵害する情報への対策」という箇所は、対象が女性に限定されている点で重大な欠陥があります。現代の日本社会ではむしろ男性の尊厳を貶める表現が広がっており、それを放置すれば差別的認識の再生産を助長することになります。本計画には、「女性に限らず、男女いずれの人権も侵害する表現全般に対策を講じる」旨を明確に追記し、表現の自由を尊重しつつも、蔑視や侮蔑を放置しない姿勢を示すことを強く要望します。</p>
335	女	50代	106	<p>「教員研修の充実」→「教員養成段階および教員への継続的な悉皆研修の実施」</p> <p>教員が適切な男女共同参画の視点を持つことは非常に重要であることから、任意の研修にせず、教職課程の必須科目とするとともに、教員対象の悉皆研修にも導入する。任意の参加や、関心のある教育機関のみ実施していたのでは、現在大きな課題となっているアンコンシャス・バイアス等の地域格差は解消されない（バイアスの強い地域ほど、研修の必要性を認識していないため）。そのためには、文部科学省の初等中等教育局が本課題の重要性をしっかりと認識し、関与すべきである。</p>
336	女	40代	107	<p>「固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性にも男性にもある。女性も男性も一人一人が、男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力し合って取り組めるよう、男女双方の意識改革に取り組む。」とありますが、もう十分過ぎるほど広報活動は行われており、「アンコンシャス・バイアスの解消」の押しつけに違和感や嫌悪感を感じている人が多いです。むしろ男女の一般的な性差について広く知らしめることが、男女が互いに理解を深める手段となります。</p>
337	男	40代	-	<p>学校教育の体育において、男女共同の試合を止める。男女共同に反するようだが、体格や筋力差を考え、また多くのスポーツが男女別で行われていることを考えても、これは差別ではなく十分に合理的区分の範疇だと思う。女性は無駄に怪我のリスクを負い、また体の接触が無いよう気を配る必要がでる。男は怪我をさせないよう配慮が求められ、全力で体を動かさずと言う本来の体育の意義が失われている。</p>

338	男	30代	107	<p>「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。」とあるが、実際に性暴力表現は女性だけでなく、男性や性的マイノリティに対するものなど、あふれている。なかにはトランス女性に対するヘイトスピーチ等があふれているため、政府や公的機関が積極的にファクトチェックを行い、その事実を確認すべきである。テレビやメディア等でも、きちんとファクトチェックを行うべきであり、そうした専門機関も複数あるべきである。政治でもヘイトスピーチやデマを流す人がいるため、そうしたエビデンスに基づかない発言をしないためにも、リテラシー教育も必要である。</p>
339	女	60代	-	<p>家庭・学校・メディアにおけるジェンダー平等を徹底しておこない、科学的性教育により自分の身体は自分のものであることを学び、リプロダクティブライツについて男女双方に責任があることを学ぶ必要がある。セクシュアル・リプロダクティブライツを学校で、科学的に学び、実践できるようにする必要がある。家族の歴史、性売買の歴史などを学習することで、事実に基づいてなぜジェンダーの差別が社会的に生じ、女性の性が商品化されやすいのか、それを防ぐために何が必要なのか、18歳成人までにきちんと習得するようにすべきである。各教育機関では、教える仕組み、人員の間のジェンダー不平等をなくすようにしなければならない。そうしなければ、学習した内容がジェンダー平等であっても、学習している場がジェンダー不平等なので、学習内容は現実には通用しないことを学習者に無意識に伝えることになるからである。教員の研修により、教員自身が性が人権であることを繰り返し学習する必要があるし、性犯罪にすすまないように、人間らしい生活を保障していく必要がある。子どもが学んだことを習得できるようにするため、保護者や地域の住民の啓発活動も行う必要がある。さまざまな行政サービスにおけるジェンダー平等の推進は不可欠である。他の分野すべてに関わる重要な分野であるので、特に力をいれる領域と考える。</p>
340	女	20代	-	<p>・政治家や芸能人の性暴力や不倫の問題を「女性問題」と報道するな。適切に性暴力加害者などと記載すべき。女性に責任を転嫁するようなやり方を許してはいけない。</p>
341	男	20代	107	<p>男女共同参画を着実に実現させることに於いて大事なものは、計画の趣旨と目的以外の事柄を巻き込まないことも重要であると言って過言ではありません。 その点メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進にて「表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策」や「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」と言ったように対策する対象を実在する女性に対する侵害行為に限定することは的確な男女共同参画を実現させる為に重要な文言です。 一方「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。」点に関してはこれは強制であってはなりません。 メディアには多種多様なコンセプトがあり、必ずしも男女共同参画に資することが前提である必要もなければ、男女問わずメディアにそれらが前提のコンテンツを求められている訳でもありません。 あくまでも男女共同参画を啓発する目的のメディア展開に推奨するに留めるべきであるとお伝えいたします。 また、メディア展開（特にゲームやインターネットメディア）に対して「男女共同参画」を理由に誹謗中傷や個人攻撃が行われている事例、そしてその被害者がメディア展開で活躍されている女性であったことも少なく無いこともあり、これらの点も留意した上で「表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策」や「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」の一環として一考すべきであるとお伝えします。</p>

342	女	60代	106	<p>p106 イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 の部分  <b>【意見】</b>  アンコンシャス・バイアスに加えて「女性差別撤廃条約について義務教育で学ぶ」を加えることを要求する。これは、いまだ低い「女性差別撤廃条約」周知度（2019年30歳代で39.8%）の現状から憂慮される課題と捉えている。ゆえに、付け加えるべきと考える。さらに、ジェンダー平等教育は、国会議員をはじめ地方議会議員、教員、行政職員へにも行き渡るべきである。2022年に全衆議院を対象にした「既存の法案や法律がこの条約及びその他の国際的ジェンダー平等の義務に適合していることを確認しているか」のアンケートでは、「確認している」と答えたのは、24%である。国会議員への女性差別撤廃条約についての認識不足が伺える。恥ずべき事ではないのかと思う。</p>
343	団体として提出	団体として提出	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユネスコが推奨する包括的性教育の理念を踏まえた性教育を導入してください。その際には、あらゆる段階における性に関する教育を、性別で分離することなく提供してください。また、「不同意性交等罪」への刑法改正も踏まえ、「性的同意」に関する教育を、あらゆる段階における性に関する教育の一環として実施してください。</li> <li>・男女共同参画社会が実現していない理由を、性別役割分担、無意識の思い込みといった個人の意識に求めるのではなく、意識の変容に結びつく、ポジティブアクションを含む制度的介入の重要性を認識して施策を実施してください。</li> </ul>
344	団体として提出	団体として提出	-	<p><b>【基本認識】の【根強い偏見等を背景に、女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすい】との記載箇所について意見する。【男女双方の意識改革、理解の促進】を通じて嫌がらせ・誹謗中傷等の問題に対処する上では、嫌がらせ・誹謗中傷等の問題が男女双方に深刻な影響を与え得るものであるとの視点に立つべきである。十分な根拠・知見を示すことなく【女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすい】と断じる記述はジェンダーバイアスに基づくものに他ならず、偏った視点であると指摘せざるを得ないことから、この記述は削除・修正するべきである。</b></p> <p>）<b>【新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う】との記載箇所について、【男女共同参画に資する広告やコンテンツ等】が指すところの具体的な意味が明らかで無いため、「何が男女共同参画に資する広告やコンテンツ等」かについて、国民の議論によって定義づけられるべきである。同時に、「男女共同参画に資さぬ広告やコンテンツ等」が仮に存在したとしても、そのような広告やコンテンツ等の発信・受信が規制されるべきというニュアンスと捉えられないような補足文言が必要である。</b></p> <p><b>【性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策】との記載箇所について、実在する男性の人権を侵害するような情報への対策も必要であることは明白である。【実在の女性の人権を侵害するような情報】との記載を「実在の人物を侵害するような情報」に改めるべきである。</b></p>

345	女	70代	-	<p>(2) 具体的な取組に以下を追加する。 「高等教育への男女別進学率について国際比較調査を行い公表する」</p> <p>理由 世界経済フォーラムが毎年実施しているジェンダーギャップ指数 (GGGI) において日本の女性の高等教育進学率は驚くほど低い。(2025年148か国中112位)。数年までは、男女共同参画白書に各国比較グラフが搭載されていたが、最近はない。国内的には女性の高等教育進学率は向上しているので、国民の認識は低い。是非とも国際比較して日本の女性高等教育進学率の現状を公開していただきたい。</p> <p>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実 ○意見 ジェンダー平等教育を学習指導要領に入れる。 理由 SDGs 達成の要は、第5目標ジェンダー平等と明記されている。 指導要領にジェンダー平等を明記し、全ての生徒に教える必要がある。 (参考) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ宣言 (外務省仮訳) パラ20。 (ジェンダー)ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。</p>
346	女	70代	-	<p>1. 学校教育の場での、個人の尊重(私もあなたも尊重されるべきという意識)のために、自己確立を育む教育を含んだ、包括的性教育を促進すべきです。 また、性教育には、妊娠、出産を含まなければ意味がありません。「はどめ規定」を無くすべきです。</p>
347	女	30代	-	<p>教育現場で有害なジェンダー規範の再生産やジェンダーに基づく暴力を防ぎ、科学的根拠と人権、ジェンダー平等に基づく性とジェンダーの学びを学校現場で可能にするために、現役の教職員への研修を実施するとともに、教員養成課程において人権に基づく性やジェンダー平等の学びを必須化すること。(第11分野1-(2)イ②)</p>
348	男	60代	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」とあるところはすべて、括弧書き「(アンコンシャス・バイアス)」を削除すべきである。</li> <li>【理由】「アンコンシャス・バイアス」は「無意識の」ものではあるが、「思い込み」そのものではなく、「思い込み」(ここでは「固定的な性別役割分担意識」)や性差別的な言動の原因となる「無意識の偏り」であるため、括弧書きとして正確でない。</li> <li>・「アンコンシャス・バイアス」を問題視するのであれば、本計画の中で「アンコンシャス・バイアス」を正しく定義し直した上で、改めてその対策を盛り込むべきである。</li> </ul>

349	男	30代	<p>男女共同参画というのは、男女における不平等な視点、性被害といったジェンダー固有の問題を解決するための方針であるとし、その方針については賛同するものの。      全体的に以下の記載に関連するものについては、全体的な見直し、及び修正を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や就職における、女子枠の設置による機会の平等</li> </ul> <p>→あくまで就職希望するものの、能力として十分と判断される人材を男女関係なく学びや就業の機会を設けるべきという旨の記載をする必要がある。      あくまで男女関係なく、能力が十分であること旨とした記述をしていただきたい。      現状において、女子枠の設置というは仮に能力が十分だった男性の機会が奪われ、能力が不十分な女性に機会を与えられるという危険性がある。      能力の有る無しではなく、ジェンダーを理由に決めるのであれば、それは不平等ではないか？      また、能力が不十分な女性をジェンダー平等の名の元に優遇すれば、いずれは女性自身の信用問題に関わる。      それは、男女において良くない結果を招く懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア、広告、エンターテイメントにおける性差における偏見、性被害の助長の防止</li> </ul> <p>→性的だからという理由で規制に持っていくようであれば、表現や思想の自由に最大に配慮する旨の記述を設けること、表現規制につながる文脈の削除の必要がある。      性被害やハラスメントの防止のために表現を過度に規制を助長するような取り組みは、性表現をする側、楽しむ側への差別的助長を正当化するのではないかという懸念が有る、昨今の表現の自粛は男性への差別的であることも考慮して欲しい。      もし、性被害やハラスメントを防止するのであれば、教育を通じた規範作りこそが優先されるべきであり、表現の自粛することではない。</p> <p>また、いわゆるステレオタイプの表現、女性蔑視とされるべき表現も当の女性でも楽しんでいる人もいる、そういう人も視点も考慮されているか、もう一度見直しして欲しい。</p>
-----	---	-----	--

350	その他	40代	<p>「固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の言葉の多用について。</p> <p>元々婦人解放運動、フェミニズムが発達してきた歴史は、19世紀の産業革命によって男女の体格差が狭まった要因がある。 文明の機械化で、若い世代ほどジェンダーバイアスの意識は低い傾向にある。</p> <p>2017年の聖徳大学の山岡重行の調査研究では、サブカルチャーに触れている大学生と、触れていない大学生ではジェンダーバイアスに有意差がない結果が出ている。 ドイツのマックス・プランク研究所の調査研究でも、性表現に対する脳の反応も男女差がほぼない。</p> <p>現に素案内にある注釈、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」でも「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成、どちらかと言えば賛成は、男性で4割未満、女性で3割未満で、過半数を大幅に割っている。</p> <p>肉体の能力に関しては、男女の体格に顕著な差の傾向ある以上、役割分担の差が生じるのも一定の合理性があり、思い込みを0にする事は不可能。 性差を認めた上で、女性より体格や考え方が女性的な男性、男性より体格や考え方が男性的な女性も存在し、そしてその個人差による差別を無くす事を目的とするべきである。 思い込みを無くす事を目的にすべきではなく、現存する傾向に縛られない事、性差を飛び越えた人間に対する差別を無くす事を目的にすべきである。</p> <p>頭脳の能力に関しては男女差はほぼない。 受験や、議員の当選枠などに女子枠は設けない方が良い。 女子枠の存在によって、女性の能力に対する信用が下がり、能力のない特権者が要職に就く、といった新たな思い込み、アンコンシャス・バイアスを生みかねない。それでは本末転倒。 男女問わず、経済的困窮者の学業や役職への挑戦に対しての補助をすべきであって、経済格差と体格差、性別は全て別の問題である。</p> <p>また男女共同参画基本計画自体が、性犯罪やDV被害者は女性を前提としており、近年増加傾向にあるDVの男性被害者や、ハラスメントや男性差別の告発を問題視しづらい問題を創り出している懸念がある。</p> <p>女性を弱者とした前提の優遇策には、新たな女性差別を生む懸念。隠れた男性差別がさらに不可視化される懸念がある。 むしろ男女共同参画基本計画は全体的に、保守的レディーファーストを率先しており、潜在的に男尊女卑を助長しかねないとも考える。</p>
-----	-----	-----	--

351	女	60代	<p>今回の素案には、「選択的夫婦別姓」や「包括的性教育」の言葉がありません。男女共同参画基本計画の目指すべき社会では、(1)男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様に富んだ、活力ある持続可能な社会とあります。自分の今まで生きてきた名前を結婚後も名乗りたいと云う女性の切実な願いである「選択的夫婦別姓」を女性の人権として認め、制度の実現に向けて厚労省も力を尽くすと、基本計画に盛り込んで下さい。</p> <p>また、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っています。こうした根強い固定的な性別役割分担意識の思い込みが、働き方や暮らし方の変革の実現にとって大きな障害となっていると、素案では認識されています。それは、女性より、男性の賃金が高いという大きな問題があるからです。男性の何割かは「おれがお前を養っている。」「お前の給料より俺の方が高いのだから、家の家事はお前の仕事だ。」と思っています。根強く残っているのが現状です。この現状を変えるためにも、女性が男性と対等に人権を保障するためにも、男女賃金格差の是正が喫緊の課題です。女性より男性の方が優位だと思わせる意識の改革も必要ですが、何と云っても経済格差をなくし、女性も社会で対等平等に働き、家事労働にも大きな価値があることを男性にも知らせていく努力は必須です。養っているから、娘に性行為をしても良いと勘違いしている男性もいます。家に居づらいと夜の街を彷徨う女子も後をたちません。その女子を援助交際などという名目で性行為をするなど、持っただけです。日本は売春をした方だけ罪に問われます。買春を止めさせるよう、男性側が罪に問われるように法整備をお願いします。夜の街を彷徨っている女子を守るよう、制度の拡充を求めるものです。</p> <p>「男性の育児休業取得について、男性個人が、他の男性は取得に否定的であると思込んでいる」という記述が素案の中にあります。それは、男性自身が、自分の心の奥底に、女性が子どもを産んで会社を休むなどする事を迷惑だと考えているからではないでしょうか？男性も育児休業をもっと取りやすくし、取った社員の多い会社には、政府から補助金を交付するなど、積極的な支援を検討してください。</p>
-----	---	-----	--

352	団体として提出	団体として提出	<p>用語の使い方について、誤用や認識誤りが見られるため、改善・見直しすべきかと思ひます。誤った認識を普及することは、本意ではないかと思ひます。</p> <p>・ジェンダード・イノベーションとは、身体的性差・社会的性差に加え、年齢、人種、性自認・性的指向などの「交差性」を考慮した分析・研究、その成果により生まれるイノベーションのことを指します。しかし素案では「妊娠・出産など女性の課題解決のために推進する」という意図で使用されている箇所があり、フェムテックとの混同が見られるほか、交差性分析が抜け落ちています。ジェンダード・イノベーションを推進するうえでは、多様な属性を持つ人々を想定して取り組むことが極めて重要です。ジェンダードイノベーションを乱用せず、フェムテックときちんと使い分けをしてください。</p> <p>・フェムテックを推進することで、女性特有の健康課題の解消に進み、人手不足解消や生産性向上につながることを期待されます。しかし、生理や更年期、婦人科疾患、セクシャルウェルネスなど多様なテーマで展開されている中で、「妊娠・出産」のみを強調している点にかなり偏りを感じます。また、女性特有の課題だけにフォーカスすることは、性別二元論を助長したり、本来政治や行政が支援すべき課題を「個人の責任」にすり替えてしまう危険性もあります。</p> <p>男性（マイルテック）や性的マイノリティの健康課題など、「さまざまな属性における健康課題を解決するための技術・製品の開発促進」と書き直していただきたいです。</p> <p>・アンコンシャス・バイアスについて、「意識啓発により解消する」「理解促進を行う」という記述がたびたび登場します。しかしアンコンシャス・バイアスとは個人の「無意識下にある思い込みや偏見」のことであり、6次計で使用されているアンコンシャス・バイアスのほとんどは、意識下にあるジェンダーステレオタイプのことを指していると考えます。アンコンシャス・バイアスが原因で起こりうる問題は個人で解決することは非常に難しいです。なので、そのアンコンシャス・バイアスが作用しない構造（しくみや制度）を構築する必要があり、行動を起こすべきは政府や行政、企業なのです。個人の努力では限界があります。アンコンシャス・バイアスと述べている点はすべて「ジェンダーステレオタイプ」と言い換えるべきだと思ひます。</p>
-----	---------	---------	---

353	女	30代	<p>・まず、政府は2003年から「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」との目標を掲げて取り組みを進めていましたが、まったくその目標が達成されないまま、今後も同じような目標を掲げるのみでは不十分だと考えます。目標が達成できていないのは、これまでの取り組みが十分ではなかったということと考えます。人口比率的にも、本来は指導的地位に女性が占める割合は50%であるべきです。これまで約20年の間になぜ30%の目標が達成されてこなかったのか、その原因を明確にし、きちんと反省し、その原因を潰し込むような効果的な対策をたて、1つ1つきっちり実施いただきたいです。アファーマティブ・アクションや、目標を達成しない政府や企業、自治体などへの罰則、反対に目標を達成した企業、自治体への優遇、助成金、認証制度などの検討も必要になるのではないのでしょうか。</p> <p>・目標の達成までの中間評価、見直しポイントの明示が弱く、これもまた目標達成ができない原因の1つと考えられるため、明確かつ具体的な中間評価を実施し、見直しをしていただきたいです。これまで中間評価を実施しても目標達成ができていないという状況かと思いますが、目標を達成できないということは、中間評価が機能していないということかと思えます。</p> <p>・アンコンシャスバイアスについても、その解消に向けた取り組みを継続することとありますが、具体的な取り組みがどこまで実効性がある設計になっているのか疑問を感じます。</p> <p>・性暴力・性犯罪のない社会の実現については、性暴力・性犯罪の厳罰化を進めることで、それらの犯罪は減少すると考えるため、厳罰化を望みます。</p> <p>・女性のほうがAIに業務を代替されるリスクが高いと読み取れますが、そのような立場に女性を追い込む社会構造、制度が問題ですので、それらの改善を検討すべきかと思えます。</p> <p>・防災においても、結局女性や子供、高齢者が直面するリスクへの具体的な対策の設計、予算の確保が曖昧なため、明確にすべきと考えます。</p> <p>・上記以外の取り組みについても、予算規模、人的資源、専門性をもった担当機関などが、どれだけ確立されているのか提示が少ないため、各取組実行の際は、明確さや透明性を持って実行いただきたいです。</p>
354	団体として提出	団体として提出	<p>【固定的な性別役割分担意識】【性差に対する偏見】【固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）】を【生じさせない】あるいは【解消】【払拭】するための取組についての記載箇所について、【固定的な性別役割分担意識】【性差に対する偏見】【固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）】が「生じていない」「解消されている」「払拭されている」内心の状態を定義することには既にバイアスが含まれているため、そこまで踏み込まないことを記載すべきである。また、思想及び良心の自由・表現の自由や親の教育権に最大限配慮する旨記載すべきである。</p>

355	その他	40代	<p>「違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う」の言葉の多用について。</p> <p>「違法な性・暴力表現」とは、「猥褻表現や、個人に対する名誉棄損、著作権侵害の様な既に刑法で罰せられる表現」の事が「現実で行えば違法だが、コンテンツ内で描かれた適法の実在しない性表現や暴力表現」の事が、分かり辛い。</p> <p>前者であれば、既に刑事罰が存在し、男女共同参画基本計画と無関係の問題と考える。後者であるならば、国による指針として描いて流通してはならない表現を決めてしまう事は、民間の私人の権利を国が脅かしかねない事と考える。</p> <p>違法な性表現や暴力表現には、性暴力や性差別を防止する為の表現や実体験の告発、学術的、歴史的資料、注意喚起や啓蒙も含まれかねず、殊更に一定の表現を広めない事を目的にして、必要な性や暴力の知識が必要な人に届かない危険性がある。この様な扱いの難しい問題がある以上、国が指針を決める事によって、一定の表現の扱いに正誤をつける事は避けなければならない。</p> <p>第11分野では、この言葉の対象が「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者」と具体的に書かれており、公の権力が、これら私人のメディア発信に対して、適切か適切でないかを判断する立場に立つべきではない。</p> <p>性表現や、暴力表現が、性差別や性暴力を起こす悪影響があると言われているが、1999年の日本の科学警察研究所とハワイ大学の共同研究や、2014年のクリストファー・J・ファーガソンの長期調査、2022年のアメリカのステッソン大学の調査研究では、性表現や性暴力表現の出版物の増加や、ゲームの表現は性犯罪や、性暴力、性差別を増やさない結果が出ている。</p> <p>No Means No Worldwideという活動で、ケニアの性犯罪の多い地域の子供に対する、性同意教育で性犯罪を半減させた事例があり、顕著に性暴力を減らす効果があるのは性教育である事が示された。</p> <p>性暴力や性差別は防げる問題であり、国が力を入れるべきはリテラシー教育であって、必要なのは情報の遮断ではない。情報の遮断は現行法で裁かれる物に限るべきである。私人のメディアの表現の在り方や思想信条は、憲法で保証された権利であり、科学的に立証された危険がない限り、国が率先して指針を決める事ではない。</p>
356	男	30代	<p>素案全体を通して、アンコンシャス・バイアスや性別役割分担意識によって女性の生き方が制限されているという趣旨の文面が目立つのが気になります。</p> <p>進学や働き方についての各種統計を見ると女性が男性とは異なる生き方を志向している傾向も見られ、男女間の差は自然に発生したものであるとも読み取れます。それに対し「社会の圧力や思い込みによって女性が不自由な生き方をさせられている」と結論付けるのは旧来の生き方を望む女性の価値観を否定するものであり、かえって望んでいない生き方を強要する事になるのではと思います。</p> <p>また、女性への支援が各分野に明記されている一方で男性の支援についての記述が少ないように感じます。男性においても暴力、ハラスメント被害や貧困等の社会問題が顕在化しており、政府の支援が喫緊の課題です。そうした中で支援内容が女性に偏重する事は男女共同参画の理念に反するものですし、男性側の社会への反発や貢献意欲の低下を招く恐れがあります。各種支援が女性のみを対象としている想定は見直すべきです。</p>
357	男	40代	<p>本計画においては、「男女平等の推進」と「表現の自由の保障」が両立することが不可欠です。</p> <p>特定の性別を優遇するためにメディアや表現活動に介入したり、インターネット表現に過剰な制約を課すことは避けるべきです。</p>

358	女	70代	<p>第1部基本的な方針</p> <p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会  基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画の冒頭または「基本的な方針」に示すべきである。目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべき。</p> <p>2 社会情勢の現状、予想される環境変化  ○「アンコンシャス・バイアス」が強調され、現状や今後の環境変化を個人の努力や責任、意識改革の問題としている。基本計画で扱うべきなのは、こうした現状になっている社会制度・構造の原因を明らかにし、個人の努力や責任、意識改革の問題とするのではなく、その解決のための政策・方針を示すべきである。  ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめた現状分析と課題提起が求められている。</p> <p>3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等  ○ 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべき。  ○第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。パリテを明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべき。  ○第2部の構成について  「I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」というくり方で、8分野にわたって記述されているが、Well-beingという意識の問題ではなく、法律・制度によって、どう男女共同参画を実現するのが書かれるべきである。  ①雇用については、あれこれの分野に分散して記述するのではなく、独立した分野として扱うべき。  ②教育の分野は独立した分野とするべき。  ③気候変動の問題は、素案においても2（4）で危機感が示されている。第5次計画では、防災・復興と並んで分野名に「環境」が入っていたが、第6次計画は、第9分野の地域の課題の一つとして扱われている。環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。</p> <p>第2部政策編  第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援  基本認識  女性の心身の健康、妊娠・出産をめぐる権利と自己決定権を守ることは、女性の人権にとって重要である。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利、SRHR）の視点が重要であることを明記すべきであり、包括的セクシュアリティ教育を推進すべきである。  生涯にわたる女性の健康づくり支援のためにも、保健所や婦人科、産科、公的・公立病院の役割は重要である。保健所の統廃合・縮小をやめ、その役割を強化することや、公的・公立病院の統廃合ではなく、安心してかかる総合的な医療体制の抜本的な見直しをはかること。安全な妊娠・出産のために周産期医療体制の拡充、産科医療の確保をすすめること。</p> <p>「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項  ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応じて、以下の事項を盛り込むこと。  ○ 経口中絶薬を含む安全な人工妊娠中絶サービスにアクセスしやすくすること。  ○ 人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃する法律改正を行うこと。</p>
-----	---	-----	--

- 刑法の墮胎罪は女性の妊娠中絶を犯罪とし処罰の対象とするもので、女性の人権、自己決定権に対する認識の欠如を示している。墮胎罪は廃止すること。
- 安全な妊娠・出産のために周産期医療体制の拡充、産科医療の確保をすること。
- (ア)学童・思春期 ③の「性に関する教育を推進する」を「包括的セクシュアリティ教育を推進する」にすること。

#### 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

##### 基本認識

5次計画の基本認識にあった、各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう見直しの検討を進めることを盛り込むこと。

選択的夫婦別姓制度の導入については女性差別撤廃委員会から今までに4回勧告され、3回目のフォローアップ項目となっている。先の通常国会でも審議され、継続審議となっている。ジェンダー平等をすすめるためにも速やかに選択的夫婦別姓制度を導入すべきである。

「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項

- 配偶者控除および年金の第3号被保険者制度の見直しにあたっては、課税最低限度額および最低賃金を大幅に引き上げ、最低保障年金制度を創設すること。
- 「性別による差別的取り扱いを受けず個人として能力を発揮する機会が確保されること」(基本認識)や第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、農業及び自営業の家族従業者の労働を正当に評価するために、所得税法第56条は廃止すること。
- 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、国民健康保険加入者が病気や出産のときに安心して休めるように傷病手当、出産手当を給付する制度を確立すること
- 夫婦同姓の強制は、個人の自由、個人の尊厳、婚姻における両性の平等を掲げる憲法に反している。旧姓使用の拡大・周知は「不便さ」の若干の減少にはなっても根本的解決にはならない。姓は人権である。第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見及びその他の国連人権機関の勧告に応え、速やかに選択的夫婦別氏制度の導入、出生届における嫡出子か非嫡出子かの記載の差別撤廃のため、民法・戸籍法を改正すること。同性婚の法制化を行うこと。

#### 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

##### 基本認識

第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、教育、雇用、公的活動を含む家族及び社会における男性と女性の役割と責任に関する家父長制的な態度と根強いジェンダー・ステレオタイプが執拗に存在することに懸念を示し、その撤廃のために、「積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採用し、十分な資源を配分し、実施のモニターと評価を確保すること」を勧告した(パラグラフ26a)。勧告の内容を実施するうえで、教育の果たす役割は大きく、ジェンダー平等教育推進の方策が第6次計画には盛り込まれるべきである。

「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項

- 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見を踏まえ、以下の事項を盛り込むべきである。
- セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む、子どもの発達に応じた包括的セクシュアリティ教育を教育課程に位置づけること
- 根強い固定的性別役割分担を是正し、人権尊重を基本としたジェンダー平等教育を推進すること。
- 教科書に日本軍「慰安婦」などの戦争の実相を記述すること。

#### 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

##### 基本認識

素案には、「女子差別撤廃委員会対日審査や」と記載されているが、「女子差別撤廃委員会対日審査、総括所見に真摯に向き合い、その実現のために施策の遂行や法制度の見直しを行う。」と加筆すべきである。

			<p>「施策の基本的方向と具体的取組」に盛り込むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見に応え、「女性差別撤廃条約選択議定書批准は早期に批准する。」とすること。</li> </ul> <p>国連で選択議定書が採択された1999年から26年間、日本政府は批准の検討を続け、男女共同参画基本計画も「真剣な検討を進める」と同じ文言を繰り返している。選択議定書に規定されている個人通報制度は、女性差別撤廃条約が女性一人ひとりの人権保障の実効性を持つための重要な制度である。女性差別撤廃委員会は先の「総括所見」で、「批准の検討に時間をかけすぎている」こと、「条約の国内適用に関する司法および国内法執行機関の能力欠如」に懸念を表明し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。女性差別撤廃条約を積極的に遵守する立場を具体化するためには選択議定書の批准が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性差別撤廃条約の周知度を高めることを明記し、目標値として少なくとも50%を設定すべきである</li> <li>・ 「慰安婦」被害は旧日本軍による「紛争下の性的暴力」であり、その人権回復を行わないことによる人権侵害は現在も続いている。日本政府は「慰安婦」への人権侵害の事実を認め、政府の責任を明確にした公的謝罪、被害者本位の補償、教科書への記載により、すべての関係国の被害女性の人権回復を行うこと。</li> </ul>
--	--	--	--

359	答 え た く な い	60 代	105  <p>【趣旨説明】  素案の第11分野の「基本認識」は、シスジェンダー、異性愛を前提とした二元的な表現が多く、性的マイノリティや多様な性のあり方を周縁化しています。国際的なジェンダー平等の趣旨に沿って、多様性と包摂を担保する修正案を提案します。  法令名を引用する場合は、言うまでもなく「男女共同参画社会基本法」と記載するが、男女共同参画社会の理念を表現する場合は「ジェンダー平等」に統一して記載することを強く求めます。  また、「女性や男性」あるいはそれに類する表現は、すなわち「すべての人」を指していることは自明であることから、「性別に関わらずすべての人」、あるいは単に「人々」あるいは「人」と記載することを求めます。また、社会的に弱い立場に置かれている人々として「女性」といった表現を用いる場合は、「女性や性的マイノリティ等」の様に記載することを提案します。</p> <p>【修正提案箇所】  ・素案原文：基本認識  ○女性も男性も、持続可能な働き方を実践するとともに仕事以外に個人としての多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたる豊かな人生をもたらすと考えられる。女性と男性が共に働き方・暮らし方の変革を進め、若者や女性が働きやすく魅力ある職場づくりも併せて求められている。  ○男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として、男女共同参画社会が実現したとは言い難い状況にある。「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は74.7%である一方、「平等」と回答した者の割合は16.7%に過ぎない。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられる。  ○このような意識や固定観念等は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在し、進路選択や就業など様々なライフスタイルに影響を与え、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男性の過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もある。国民一人ひとりの意識が変わり、従来の性別による固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人一人が、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながる。男性にとっては、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができると考えられる。  ○したがって、男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、こどもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組互極めて重要である。根強い偏見等を背景に、女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすいことに留意しつつ、地域・職場・教育など様々な場から社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない。  ○家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要である。また、こどもに関する取組を行うに当たってはこどもの最善の利益に配慮する必要がある。  ○以上を踏まえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図る。また、人々の意識形成に大きな影響力をもつ学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。</p>
-----	----------------------------	---------	---

p. 105・修正案：基本認識

○すべての人が、性別、性自認、性的指向、年齢、障害等にかかわらず、持続可能な働き方を実践し、仕事や地域社会において、多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。年齢や性別に関わらずすべての人々が共に働き方・暮らし方の変革を進め、若者や女性、また性的マイノリティの人々が働きやすく魅力ある職場づくりも併せて求められている。

○ジェンダー平等を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として、ジェンダー平等社会が実現したとは言い難い状況にある。「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は74.7%である一方、「平等」と回答した者の割合は16.7%に過ぎない。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられる。

○このような意識や固定観念等は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、性別に関わらずすべての人に存在し、進路選択や就業など様々なライフスタイルに影響を与え、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男性の過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もある。国民一人ひとりの意識が変わり、従来の性別による固定観念にとらわれなくなることで、性別に関わらず、一人一人が、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながる。男性にとっては、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができると考えられる。

○したがって、ジェンダー平等の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、こどもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、すべての人の意識を変えていく取組が極めて重要である。根強い偏見等を背景に、女性や性的マイノリティが、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすいことに留意しつつ、地域・職場・教育など様々な場から社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない。

○家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要である。また、こどもに関する取組を行うに当たってはこどもの最善の利益に配慮する必要がある。

○以上を踏まえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないよう、ム之の意識改革と理解の促進を図る。また、学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程が男性に偏ることが無いよう、女性や性的マイノリティ等、多様な人々の参画を促進することにより、ジェンダー平等を強力に進めていく。

360	答えたくない	60代	106	<p><b>【趣旨】</b>  素案の第11分野の「基本認識」は、シスジェンダー、異性愛を前提とした二元的な表現が多く、性的マイノリティや多様な性のあり方を周縁化しています。国際的なジェンダー平等の趣旨に沿って、多様性と包摂を担保する修正案を提案します。  法令名及び条文を表記・引用する場合は、言うまでもなく「男女共同参画」と記載するべきですが、男女共同参画社会の理念を表現する場合は「ジェンダー平等」に統一して表記することを強く求めます。  また、「女性や男性」あるいはそれに類する表現は、すなわち「すべての人」を指していることは自明であることから、「性別に関わらずすべての人」、あるいは単に「人々」あるいは「人」と記載することを求めます。</p> <p><b>【修正提案箇所】</b>  ・素案原文：第1項  &lt;施策の基本的方向と具体的取組&gt;  1男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実  (1) 施策の基本的方向  ○教育基本法（平成18年法律第120号）が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、教員の養成・採用・育成の各段階に男女共同参画の視点を取り入れ、校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。  ○また、大学、研究機関、独立行政法人等による、男女別データを活用した男女共同参画に資する研究を推進し、その成果を学校教育と社会教育に活用する。  ○さらに、より長い人生を見据え、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、人生ステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発を推進する。</p> <p>(2) 具体的な取組  ア校長をはじめとする教職員への研修の充実  ①男女共同参画機構において、教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう研修や教育・学習支援等を実施する。また、研修を効果的なものとするため現状の把握と課題の抽出のための調査研究を行う。（再掲）イ男女平等を推進する教育・学習の充実  ①未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼少期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について周知・普及に努める。  ②初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう教員研修の充実、副教材の普及等を行う。また、こどもたちへの教育や、理工系進学等の進路選択の支援に臨むに当たって、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、こどもたちの身近な存在である教員の理解促進を図る。  ③区書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。  ④男女共同参画機構において、地域における男女共同参画が推進されるよう、男女共同参画センター、女性団体等を対象とした研修や教育・学習支援等を行う。</p> <p>ウ大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進  p. 106①男女共同参画機構において、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供・デジタル化を行う。  エ多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実  ①大学や地方公共団体、男女共同参画センター等と連携し、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援する取組を推進する。</p>
-----	--------	-----	-----	---

p. 105・修正案：第1項

＜施策の基本的方向と具体的取組＞

1男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 (1) 施策の基本的方向

○教育基本法（平成18年法律第120号）が掲げるジェンダー平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、教員の養成・採用・育成の各段階にジェンダー平等の視点を取り入れ、校長をはじめとする教職員や教育委員会におけるジェンダー平等の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育においてジェンダー平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

○また、大学、研究機関、独立行政法人等による、男女別データを活用したジェンダー平等に資する研究を推進し、その成果を学校教育と社会教育に活用する。

○さらに、より長い人生を見据え、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、人生ステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、ジェンダー平等の視点を踏まえた生涯学習や能力開発を推進する。(2) 具体的な取組

ア校長をはじめとする教職員への研修の充実

① 男女共同参画機構において、教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校におけるジェンダー平等に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう研修や教育・学習支援等を実施する。また、研修を効果的なものとするため現状の把握と課題の抽出のための調査研究を行う。（再掲）イジェンダー平等を推進する教育・学習の充実

①未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼少期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について周知・普及に努める。②初等中等教育において、ジェンダー平等の重要性についての指導が充実するよう教員研修の充実、副教材の普及等を行う。また、こどもたちへの教育や、理工系進学等の進路選択の支援に臨むに当たって、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、こどもたちの身近な存在である教員の理解促進を図る。③図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。

③ 男女共同参画機構において、地域におけるジェンダー平等が推進されるよう、男女共同参画センター、女性団体、性的マイノリティ支援団体等を対象とした研修や教育・学習支援等を行う。

361	答えたくない	60代	<p>【趣旨説明】第11分野におけるMIL導入の必要性（趣旨説明）  第11分野の第2項「国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信」について、素案ではICTリテラシーや自画撮り被害防止に関する記載はあるものの、以下の重要な視点が不足しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポルノグラフィーや性別に基づく暴力表現が及ぼす影響</li> <li>・性的同意（Consent）に関する理解の促進</li> <li>・性的権利や多様性を肯定的に発信する視点</li> <li>・性的マイノリティや多様な家族形態を尊重する情報発信の必要性</li> </ul> <p>国際的には、メディア・情報リテラシー（Media and Information Literacy:MIL）が、ICTスキル、メディア理解、情報評価、倫理、ジェンダー平等を含む包括的な概念として位置づけられ、UNESCOは、MILを「民主主義、持続可能な社会、性暴力防止を含む人権尊重に不可欠な市民性を育成する能力」と定義しています。</p> <p>素案の「ICTリテラシーやメディア・リテラシー」の定義を、UNESCOのMILを基準にすることによって、自画撮り被害防止は当然のこと、急速に普及を始めた生成AIを含めた、包括的な対策として、メディア・情報リテラシーを位置付けることによって、女性はもちろん、日本に住むすべての人々の、安全と安心を守ることができると考えます。</p> <p>また、素案全体に行政用語としての「男女共同参画」と、理念を表す「ジェンダー平等」という表現が混在していますが、法律の名称や条文等を表記・引用する場合は、当然、「男女共同参画」と記載すべきですが、「男女共同参画」の理念を表す場合は、「ジェンダー平等」という表現に統一する必要があります。以上の趣旨に基づいて以下のとおり素案を修正して頂きたいご検討の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>【修正提案箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案原文：第2項の（1）及び（2）（1）施策の基本的方向 ※梓省略</li> <li>○固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性にも男性にもある。女性も男性も一人一人が、男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力し合って取り組めるよう、男女双方の意識改革に取り組む。</li> <li>○その際、男女共同参画に関心の高い層だけではなく、関心の低い層や次世代を担う若者、企業・団体の経営者や管理職等を含め、訴えかける対象を設定し、多様なメディア・コンテンツを活用しながら、その対象ごとに戦略的な広報活動を展開する。</li> <li>○また、地域により情報や取組に差があることから、住民に身近な地方公共団体や、関係機関・団体と連携して、地域における広報・啓発活動の一層の推進を図る。</li> <li>○新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。0違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</li> </ul> <p>(2) 具体的な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。（再掲）</li> <li>②政府広報も活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。</li> <li>③「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。（再掲）</li> <li>④家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開する。</li> <li>⑤男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すための各種取組と連携する。</li> <li>⑥インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。</li> </ol> <p>p. 108特に、自画撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。（再掲）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦インターネット上に拡散した画像の削除等について相談・通報を受け付ける窓口の周知に取り組む。（再掲）</li> </ol> <p>・修正案：第2項（1）及び（2）</p>
-----	--------	-----	---

				<p>p. 107施策の基本的方向 ※枠省略</p> <p>○固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、性別に関わらず、すべての人の心の中に存在し、社会的な構造として存在している。すべての人が、ジェンダー平等を自分ごととして認識し、その実現に向けて協力し合って取り組めるよう、社会構造を変革し、人々の意識改革に取り組む。</p> <p>○その際、ジェンダー平等に関心の高い層だけではなく、関心の低い層や次世代を担う若者、企業・団体の経営者や管理職等を含め、訴えかける対象を設定し、多様なメディア・コンテンツを活用しながら、その対象ごとに戦略的な広報活動を展開する。</p> <p>○また、地域により情報や取組に差があることから、住民に身近な地方公共団体や、関係機関・団体と連携して、地域における広報・啓発活動の一層の推進を図る。</p> <p>○新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、ジェンダー平等に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する人々（特に女性や性的マイノリティ等）の人権を侵害するような情報への対策をはじめジェンダー平等に関する各業界における自主的な取組を促進する。</p> <p>○違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>①固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。（再掲）</p> <p>②政府広報も活用し、幅広く丁寧に、ジェンダー平等に関する国民的関心を高めていく。</p> <p>③「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、ジェンダー平等に関する意識の浸透を図る。</p> <p>④家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開する。</p> <p>⑤ジェンダー平等を阻害する固定観念の撤廃を目指すための各種取組と連携する。</p> <p>⑥インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発をp. 108行うとともにメディア・情報リテラシー(MIL)の導入を推進する。特に、自撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。（再掲）</p> <p>⑦インターネット上に拡散した画像の削除等について相談・通報を受け付ける窓口の周知に取り組む。（再掲）</p>
362	女	70代	-	<p>子どもたちが学ぶという視点を明記すべきである。</p> <p>幼少期から人権としての包括的教育を充実させる必要性を明記すべきである。</p>
363	女	70代	106	<p>1(2) 具体的な取組 イ②「初等中等教育において、男女共同参画の重要性…」の途中（において、のあと）に「人権が尊重される」を加えてほしい。</p> <p>※男女共同参画の学習などは、すべて人権教育だと思っています。だから、そのことを忘れないためにも、人権が尊重されるを所々に加えてもらいたいと思っています。よろしくおねがいします。</p>
364	団体として提出	団体として提出	105	<p>P105【基本認識】</p> <p>「アンコンシャスバイアス」という文言が多用され、男女双方の意識改革の促進を、とありますが、無意識の思い込みは自然に備わるものではありません。生まれた時から社会の中で学ばされているのです。幼児は男女で異なるあやされ方をされ、書店やおもちゃ屋には「男子用・女子用」に分かれたコーナーがあります。夫婦同姓が強制され、個人ではなく世帯主に補助金が支給され、世帯単位制度に個人が縛られています。働く夫を支えれば専業主婦は税制で優遇されています。差別や偏見を個人の意識の問題としてではなく、いまだに残っている家父長制度の問題としてきちんと捉え、家父長制的な概念の払拭にこそ男女共同参画政策の柱として尽力すべきです。</p>

365	団体として提出	団体として提出	106	<p>106 1. (2)イ</p> <p>いかなる性別にもかかわらず、一人ひとりの人権を尊重する教育を推進するためには、幼少期からの「包括的性教育」こそが必須条件と言われて久しいです。しかし、日本では、現在、学習指導要領での「性交には触れない」という「はどめ規定」により、教科書記述や授業実践で、非常に実施が困難にされています。現場の教職員が工夫をして実施していますが、一日も早い改善が求められます。諸外国では、科学的に「性交」も含めた包括的性教育が実施されています。</p> <p>基本計画では一言も触れられていませんが、性暴力被害・加害のみでなく、「誰もが自分らしく幸せに生きる」学習として、包括的性教育の実施をきちんと盛り込むべきです。</p>
366	団体として提出	団体として提出	107	<p>P107 2. (2)具体的な取り組み</p> <p>数年前から大学の学生たちによって、「性的同意」のキャンペーンが実施されてきました。互いの性の尊重の上に立って、性的行為に対し互いに責任を持つとの概念の広がりは、若い世代のジェンダー観を正しく導くものとなっています。それらの啓発活動に着目して後押しをし、国民的関心事に高めていく政策を望みます。</p>
367	女	60代	106	<p>第5次計画では、「学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す」と明記されていたが、今回は子どもたちが学ぶという視点の明記が無い。幼少期からのジェンダー平等をめざすための教育をすすめる必要性を明記すべきである。</p>
368	女	30代	-	<p>素案に「性別による固定的な役割分担の見直し」や「多様な性・ジェンダーの尊重」の観点が明記されていることを歓迎します。これにより、社会の包摂性が向上すると期待します。若年層への教育の重要性が言及されていること、また女性だけでなく男性の育児・介護負担に関する言及があることも、時代の要請に答えるものと感じます。</p> <p>以下の点について、素案にもっと踏み込むことを望みます。</p> <p>◎包括的性教育（CSE）の明確な位置付け 素案では性教育・性・ジェンダー教育が曖昧に扱われている箇所があります。教育内容や実施主体・方法が不明瞭なため、現場での落差が生じる恐れがあります。義務教育・高等学校教育、および保健医療関係者や保護者を含む幅広い研修の中で、「包括的性教育」の定義・到達目標を明示し、実施指針を定めてください。</p> <p>◎専門人材の育成と配置 性・ジェンダー相談・支援を担う専門人材（性被害対応、LGBTQ+支援等）が不足している現状があります。保健・医療・教育現場で働く人材への研修制度を拡充するとともに、専門相談員を学校・保健所・地域センターに配置する予算計画を明確にしてください。</p> <p>◎アクセスと支援の地域格差の是正 地方・過疎地域では性・ジェンダー関連サービス・教育へのアクセスが限定的で、情報・支援に偏りがあります。オンライン／デジタルツールの活用、巡回支援、地域連携モデルの構築などにより、地域間格差を縮小できる施策を盛り込んでください。</p> <p>◎被害者支援・性暴力対策の強化 性暴力・性被害を受けた人々の支援（医療・心理・法的）の体制が、現状十分とは言えません。迅速な対応が可能なワンストップセンターの設置・拡充、専門医・助産師等の研修、被害相談の窓口の匿名性・プライバシー保護などを具体的に策定してください。</p> <p>以下を計画に入れることを提案します。</p> <p>◎学校教育での包括的性教育を必修化し、カリキュラムに性・ジェンダー・同意・身体の自己決定権などを取り入れる。教員・保健師・助産師・医療従事者との連携を強化。</p> <p>◎保健・医療機関や相談機関で、性の多様性・ジェンダー理解研修を定期開催。被害者支援のワンストップ化。</p> <p>◎パブリックキャンペーン等を通じて、性・ジェンダーに関する偏見・ステレオタイプを社会全体で見直す教育・啓発を推進</p>

369	その他	30代	-	<p>第6次男女共同参画基本計画の「基本的な方針」において、ジェンダー平等の推進、多様性の尊重、国際的な潮流を踏まえた政策の必要性が明示されていることを高く評価します。その上で、下記の点について補強・具体化を求めます。</p> <p>1. LGBTQや多様な性の視点の明確化 基本方針では「男女」という二項対立的な表現が中心となっていますが、現代社会における多様な性（LGBTQを含む）を包摂する視点が十分に反映されていません。法や制度設計、施策立案において、性的指向・性自認に基づく差別禁止を前提とし、あらゆる人が安心して働き・学び・暮らせる社会の形成を基本方針に明記すべきです。トランスジェンダーやノンバイナリーを含めた人々のライフステージに応じた支援（教育・就労・医療・介護との両立など）を、性別役割分担の固定観念の解消とあわせて推進する必要があります。</p> <p>2. 教育現場におけるジェンダー平等と意識改革 基本方針の中で「固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消」が挙げられている点は評価します。しかし、それを実現するには教育現場での体系的な取組が不可欠です。幼少期からのジェンダー平等教育や多様性理解を推進し、学校教育課程の中に位置づけることを明記してください。教職員研修においてもLGBTQやジェンダー多様性の理解を標準化し、教育現場から社会全体の意識改革につなげることを求めます。</p> <p>3. 地方における支援体制の強化 基本方針には「地域に応じた男女共同参画の推進」が盛り込まれていますが、都市と地方の格差をより明確に課題として位置づける必要があります。地方ではジェンダー平等やLGBTQに関する相談窓口や支援拠点が不足しており、孤立を深めやすい現状があります。地方自治体や地域NPOが持続的に活動できるよう、国による財政支援・人材育成を基本方針に明確化すべきです。テレワークや副業推進といった制度を単に推奨するだけでなく、通信インフラや地域ネットワーク形成といった基盤整備への投資を前提とすべきです。</p> <p>4. 結び 「基本方針」においては、単に「男女の平等」だけでなく、LGBTQを含むすべての人の多様性を尊重する社会像を明示することが不可欠です。また、教育現場からの意識改革、都市部と地方の格差是正を重点的に盛り込むことで、誰もが希望する生き方を選択できる社会の実現に近づくと考えます。</p>
370	女	50代	5	<p>基本計画にアンコンシャス・バイアスという用語が出ているが、その調査の実施（R3,4）や啓発事業は誤った定義に基づいたものです。国際的にも学術的にもおかしなものなので、この用語を使用した計画の部分を再考すべきだと思います。本来、アンコンシャス・バイアスは無意識に形成されるものなので、国民に向かって、アンコンシャス・バイアスをなくそうと啓発するのはばかっています。そうではなくて、アンコンシャス・バイアスを形成させてしまう、国や社会の構造そのものを点検すべきです。この誤用の背景には、専門性のないコンサルに頼らざるを得ない状況があったと推測されます。男女共同参画局の職員には、その分野に関心があり、専門性の高い人材の配置を強く求めます。</p>
371	女	50代	5	<p>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）という言葉について、日本では誤用されていることが指摘されています。具体的には、「無意識」を「悪気がない」「自分では気づいていない」という意識上の「無自覚な偏見」と混同している点が挙げられています。内閣府の調査における誤用と中学校の教科書に掲載されたことは大きな問題であり、早急に訂正をすることを提案します。</p>

372	女	70代	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会  基本計画は、日本国憲法、女性の人権の国際基準である女性差別撤廃条約に則って策定すべきであり、そのことを、計画の冒頭または「基本的な方針」に示すべきである。  目指すべき社会の第1には「憲法と女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会をめざす」を掲げるべきである。</p> <p>2 社会情勢の現状、予想される環境変化  ○男女共同参画の目的である人権尊重とジェンダー平等の実現の視点に立った現状分析を行うべきである。  ○「アンコンシャス・バイアス」が強調され、現状や今後の環境変化を個人の努力や責任、意識改革の問題としている。基本計画で扱うべきなのは、こうした現状になっている社会制度・構造の原因を明らかにし、個人の努力や責任、意識改革の問題とするのではなく、その解決のための政策・方針を示すべきである。  ○第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見を真摯に受けとめた現状分析と課題提起が求められている。</p> <p>3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等  ○ 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見に対応した内容とするべき。  ○第6次男女共同参画基本計画では50:50に引き上げること（パラグラフ36d）が勧告されている。パリテを明記し、数値目標、達成期日、目標達成のための具体的行動を明示すべき。  ○第2部の構成について  「1男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」というくくり方で、8分野にわたって記述されているが、Well-beingという意識の問題ではなく、法律・制度によって、どう男女共同参画を実現するのが書かれるべきである。  (1)雇用については、あれこれの分野に分散して記述するのではなく、独立した分野として扱うべき。  (2)教育の分野は独立した分野とするべき。  (3)気候変動の問題は、素案においても2（4）で危機感が示されている。第5次計画では、防災・復興と並んで分野名に「環境」が入っていたが、第6次計画は、第9分野の地域の課題の一つとして扱われている。環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。</p>
-----	---	-----	--